

情報公開制度及び  
個人情報保護制度の運用状況

平成 29 年 度

枚 方 市



## 目 次

I. 情報公開制度の運用状況	
1. 保有情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	4
2. 保有情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
II-1. 個人情報保護制度の運用状況	
1. 保有個人情報開示等の請求	6
(1) 処理状況	6
(2) 実施機関別請求状況	6
(3) 部分開示、非開示の適用条項	7
2. 個人情報ファイル	8
(1) 届出状況	8
3. 個人情報の目的外利用等	9
(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況	9
II-2. 特定個人情報保護制度の運用状況	
1. 保有個人情報開示等の請求	20
III. 情報公開・個人情報保護審議会	
1. 審議会委員	21
(1) 審議会委員	21
2. 審議会開催状況	22
(1) 開催日及び諮問案件	22

## 目 次

### IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員	23
(1) 審査会委員	23
2. 諮問した審査請求の処理状況	24
(1) 処理状況	24
3. 審査会開催状況	25
(1) 開催状況及び諮問案件	25

### 参考資料

1. 情報公開の請求の内容等	27
2. 情報公開の申出の内容等	40
3. 自己情報開示等の請求の内容等	52
4. 審議会への諮問及び答申の内容等	56
5. 審査会答申	72
6. 条例及び施行規則	87
旧枚方市情報公開条例	87
改正枚方市情報公開条例	90
旧枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	94
改正枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）	95
旧枚方市個人情報保護条例	97
改正枚方市個人情報保護条例	102
旧枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	110
改正枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）	112
枚方市特定個人情報保護条例	117
枚方市特定個人情報保護条例施行規則（様式省略）	121
枚方市附属機関条例（一部抜粋）	123

枚方市情報公開条例、同条例施行規則、枚方市個人情報保護条例及び同条例施行規則は、平成29年9月13日に改正され、枚方市特定個人情報保護条例及び同条例施行規則は廃止されました。

# I. 情報公開制度の運用状況

## 1. 保有情報公開の請求

### (1) 処理状況

平成29年度に決定を行った保有情報公開請求は、140件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が41件、部分公開が74件、非公開が2件、公文書不存在が20件、取下げが3件で、公開率は98.3%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区 分	平成29年度	平成28年度	
請 求 者 数	100人	108人	
請 求 件 数	140件	133件	
処 理 状 況	全 部 公 開	41件	55件
	部 分 公 開	74件	47件
	非 公 開	2件	—
	不 存 在	20件	26件
	取 下 げ	3件	5件
	却 下	—	—
公 開 率	98.3%	100%	
審 査 請 求	1件	1件	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※平成29年度に決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、平成29年度に決定を行ったものに対する請求件数を計上しています。(平成30年10月1日現在)

### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが94件（土木部19件、財務部14件など）、教育委員会に対するものが28件、上下水道事業管理者に対するものが15件（上下水道経営部4件、上下水道事業部11件）などでした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	市長公室	1	1	—	—	—	—	—
	総合政策部	—	—	—	—	—	—	—
	市駅周辺等活性化推進部	4	—	3	1	—	—	—
	市民安全部	3	2	—	—	1	—	—
	総務部	12	1	8	—	3	—	—
	財務部	14	6	7	1	—	—	—
	産業文化部	5	1	3	—	1	—	—
	健康部	8	4	2	—	2	—	—
	長寿社会部	12	5	4	—	3	—	—
	福祉部	2	—	1	—	1	—	—
	子ども青少年部	6	2	3	—	—	1	—
	環境部	5	—	5	—	—	—	—
	都市整備部	3	3	—	—	—	—	—
	土木部	19	2	15	—	2	—	—
会計課	—	—	—	—	—	—	—	
小計		94	27	51	2	13	1	—
教育委員会	管理部	10	2	6	—	2	—	—
	学校教育部	5	2	1	—	1	1	—
	社会教育部	13	6	5	—	2	—	—
	小計	28	10	12	—	5	1	—
選挙管理委員会		1	1	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	上下水道経営部	4	1	1	—	1	1	—
	上下水道事業部	11	—	10	—	1	—	—
	小計	15	1	11	—	2	1	—
病院事業管理者		2	2	—	—	—	—	—
議会		—	—	—	—	—	—	—
合計		140	41	74	2	20	3	—

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、旧条例に基づき平成29年9月12日までに行った決定に関しては旧条例第6条第1号の個人に関する情報が12件、同条第2号の法令秘情報が1件、同条第3号の法人等に関する情報が6件、同条第6号の意思形成過程情報が2件、同条第7号の事務事業執行過程情報が11件でした。また、改正条例に基づき平成29年9月13日以降に行った決定に関しては改正条例第5条第1号の個人に関する情報が23件、同条第3号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が15件、同条第6号の審議、検討等情報が2件、同条第7号の事務又は事業に関する情報が21件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項

(単位：件)

区	分	平成29年度	平成28年度
請	求	140	133
部	分	76	47
公	開		
及	び		
非	公		
開	件		
数	数		

		平成29年度 (旧条例に基づき決定)	平成28年度
条例第6条第1号	個人に関する情報	12	27
第2号	法令秘情報	1	—
第3号	法人等に関する情報	6	23
第4号	国等との協力関係情報	—	—
第5号	任意提供情報	—	—
第6号	意思形成過程情報	2	1
第7号	事務事業執行過程情報	11	14
第8号	公共の安全と秩序の維持に関する情報	—	—

		平成29年度 (改正条例に基づき決定)
条例第5条第1号	個人に関する情報	23
第2号	法令秘情報	—
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	15
第4号	任意提供情報	—
第5号	公共の安全等に関する情報	—
第6号	審議、検討等情報	2
第7号	事務又は事業に関する情報	21

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が77人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が18人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が1人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが4人でした。

表4 請求者の内訳

(単位:人)

区 分	平成29年度	平成28年度
市内に住所を有する者	77	93
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	18	10
市内の事務所又は事業所に勤務する者	1	2
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	1
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	4	2
合 計	100	108

2. 保有情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成28年度の保有情報公開申出は、107件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が57件、部分公開が41件、公文書不存在が1件、取下げが8件、公開率は100%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区 分	平成29年度	平成28年度	
申 出 者 数	72人	63人	
申 出 件 数	107件	106件	
処 理 状 況	全 部 公 開	57件	47件
	部 分 公 開	41件	51件
	非 公 開	—件	—件
	不 存 在	1件	4件
	取 下 げ	8件	4件
	却 下	—件	—件
公 開 率	100%	100%	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※平成29年度に決定を行った件数を計上しています。



## (2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが78件、上下水道事業管理者に対するものが17件、教育委員会に対するものが9件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名	申出件数	処 理 状 況						
		全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下	
市長	総合政策部	1	1	—	—	—	—	—
	市駅周辺等活性化推進部	1	—	1	—	—	—	—
	市民安全部	8	6	1	—	1	—	—
	総務部	1	—	1	—	—	—	—
	財務部	5	2	2	—	—	1	—
	産業文化部	2	1	1	—	—	—	—
	健康部	1	1	—	—	—	—	—
	長寿社会部	1	1	—	—	—	—	—
	福祉部	1	1	—	—	—	—	—
	子ども青少年部	2	2	—	—	—	—	—
	環境部	8	1	4	—	—	3	—
	都市整備部	34	27	6	—	—	1	—
	土木部	12	2	10	—	—	—	—
	会計課	1	1	—	—	—	—	—
小計	78	46	26	—	1	5	—	
教育委員会	管理部	2	—	2	—	—	—	—
	学校教育部	2	2	—	—	—	—	—
	社会教育部	5	5	—	—	—	—	—
小計	9	7	2	—	—	—	—	
上下水道事業管理者	上下水道経営部	4	3	1	—	—	—	—
	上下水道事業部	13	1	12	—	—	—	—
小計	17	4	13	—	—	—	—	
その他	3	—	—	—	—	3	—	
合計	107	57	41	—	1	8	—	

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

なお、「その他」には実施機関を特定する前に取下げになったものを計上しています。

## II-1. 個人情報保護制度の運用状況

### 1. 保有個人情報開示等の請求

#### (1) 処理状況

平成29年度の保有個人情報開示等請求は85件あり、全て開示請求で、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止（旧条例は、訂正、削除及び目的外利用等の中止）の請求はありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が46件、部分開示が29件、不存在が9件、取下げが1件、開示率は100%でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区 分	平成29年度	平成28年度	
	保有個人情報開示請求 (自己情報開示請求)	自己情報開示請求	
請求者数	69人	57人	
請求件数	85件	64件	
処 理 状 況	全部開示	46件	40件
	部分開示	29件	18件
	非開示	1件	1件
	不存在	9件	5件
	取下げ	1件	1件
	却下	1件	1件
開示率	100%	98.3%	
審査請求	4件(注)	1件	

※保有個人情報訂正請求、利用の停止請求、消去請求、提供の停止請求の欄は省略しています。

※開示率 = (全部開示件数 + 部分開示件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※平成29年度に決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、平成29年度に決定を行ったものに対する請求件数を計上しています。(平成30年10月1日現在)

(注) 審査請求後、4件を1件に併合しました。

#### (2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが85件（市民安全部23件、財務部22件、長寿社会部11件など）でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	市長公室	7	6	—	—	1	—	—
	市民安全部	23	4	18	—	—	1	—
	財務部	22	18	2	—	2	—	—
	健康部	4	2	2	—	—	—	—
	長寿社会部	11	9	2	—	—	—	—
	福祉部	10	4	4	—	2	—	—
	子ども青少年部	1	1	—	—	—	—	—
	都市整備部	1	1	—	—	—	—	—
	土木部	6	1	1	—	4	—	—
合 計		85	46	29	—	9	1	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

## (3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示の理由として適用した条項の内訳は、旧条例に基づき平成29年9月12日までに行った決定に関しては旧条例第16条第2項第4号の本人以外のものに関する情報が13件でした。また、改正条例に基づき平成29年9月13日以降に行った決定に関しては改正条例第15条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報が12件、同項第3号の法令秘情報が1件、同項第4号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が11件、同項第8号の事務又は事業に関する情報が2件でした。

表9 部分開示、非開示の適用条項

(単位：件)

区 分	平成29年度	平成28年度
請 求 件 数	85	64
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数	29	19

		平成29年度 (旧条例に基づく決定)	平成28年度
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの	—	—
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報	—	—
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報	—	2
第4号	本人以外のものに関する情報	13	19
第5号	審議会の意見を聴いたもの	—	—

		平成29年度 (改正条例に 基づく決定)
条例第15条第1項第1号	開示請求者に関する情報	—
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	12
第3号	法令秘情報	1
第4号	法人等又は事業を営む個人の 当該事業に関する情報	11
第5号	任意提供情報	—
第6号	公共の安全等に関する情報	—
第7号	審議、検討等情報	—
第8号	事務又は事業に関する情報	2
第9号	公益的非開示情報	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

## 2. 個人情報ファイル

### (1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルの届出状況は、平成30年3月31日現在、444件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が369件（健康部63件、福祉部55件、財務部52件、土木部36件など）、教育委員会が23件（学校教育部10件、社会教育部7件など）、選挙管理委員会が8件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が32件、議会が1件です。

表 1 0 実施機関別届出件数

(平成30年3月31日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数	
市	市 長 公 室	1 1	選 挙 管 理 委 員 会	8	
	総 合 政 策 部	2	公 平 委 員 会	—	
	市 民 安 全 部	3 5	監 査 委 員	—	
	総 務 部	8	農 業 委 員 会	1 1	
	財 務 部	5 2	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—	
	産 業 文 化 部	1	上下水道 事業 管理者	上 下 水 道 経 営 部	2 8
	健 康 部	6 3		上 下 水 道 事 業 部	4
	長 寿 社 会 部	3 0	小 計	3 2	
	福 祉 部	5 5	病 院 事 業 管 理 者	—	
	子 ど も 青 少 年 部	1 3	議 会	1	
	環 境 部	3 0			
	都 市 整 備 部	3 3			
	土 木 部	3 6			
	会 計 課	—			
小 計	3 6 9				
教育委員会	管 理 部	6			
	学 校 教 育 部	1 0			
	社 会 教 育 部	7			
	小 計	2 3			

## 3. 個人情報の目的外利用等

(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは72件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

- <参考>
- ・枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号  
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
  - ・同条例第10条第3項第5号  
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき。
  - ・旧枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号  
正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
  - ・同条例第10条第1項第4号  
個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

表 1 1 目的外利用の状況

No	目的外利用を した課	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報台帳 の名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
1	広 報 課	障害福祉室	日常生活用具給付制度の対象者 一覧	氏名、電話番号、メールアドレス	広報ひらかたホームページ版の希望者 へデジイジー版移行の連絡を行う ため	平成30年3月15日から 平成30年3月30日まで
2	企 画 課	市 民 室	住民基本台帳	整理番号・世帯番号・郵便番号・住所・生年月日・氏名・通称名・かな通称名・漢字氏名・増異動日・増異動事由(転入)・減異動日・減異動事由(転出及び死亡)転出先郵便番号・転出先住所 (平成29年1月1日から12月31日までの期間に、枚方市へ転入または枚方市から転出した満18歳以上の者)	転入者・転出者に対してアンケートを実施し、転出入に係る詳細な分析・効果的な施策立案につなげるため	平成30年1月5日から 平成30年3月30日まで
3	税 制 課	市 民 室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住定事由、転出地住所、転出地住所方書、減異動日、減異動事由、再転入フラグ、外国字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
4	資 産 税 課	市 民 室	住民基本台帳	氏名、宛番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所(現・前・転入前・転出地)、方書(現・前・転入前・転出地)、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住定事由、届出日、住定日、住定事由、減異動日、減異動事由、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、在留資格、在留期間等、外国人住民日	税務署への固定資産課税台帳記載事項通知事務及び法定相続人調査事務に使用するため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
5	資産税課	開発調整課	建築確認申請交付・受付カード	建築主の氏名・住所、建築予定 物件の所在地・建物の種類・構 造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋 評価調査の資料とするため	平成29年4月11日から 平成30年3月30日まで
6	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・ 地番、確認番号、確認日、完了 検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋 評価調査の資料とするため	平成29年4月11日から 平成30年3月30日まで
7	資産税課	開発調整課	事前協議書	建築主の氏名・住所、建築予定 物件の所在地・建物の種類・構 造・床面積・平面図・立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋 評価調査の資料とするため	平成29年4月11日から 平成30年3月30日まで
8	資産税課	開発調整課	建築確認申請処理経過台帳	建築主の氏名・住所、建築予定 物件の所在地・建物の種類・構 造・床面積	固定資産税賦課業務に係る家屋 評価調査の資料とするため	平成29年4月11日から 平成30年3月30日まで
9	健康総務課	危機管理室	東日本大震災被災者にかかる市 内対象者	氏名、世帯員数	枚方市健康・医療・福祉フェス ティバルにおける市内避難者支 援のため	平成29年10月2日から 平成29年10月22日まで
10	国民健康保険室	市 民 室	住民基本台帳	個人カナナ氏名、個人漢字氏名、 整理(宛名)番号、性別、生年 月日、続柄、届出日、郵便番 号、現住所、現住所方書、通称 名、前住所、前住所方書、転入 前住所、転入前住所方書、世帯 番号、世帯主漢字氏名、異動 日、異動事由、住民届出日、住 民日、住定届出日、住定日、住 定事由、転出地住所、減届出 日、減異動事由、転出地住所方 書、減異動日、処理日、誤謬、 世帯内順序、再転入フラグ、外 字作成中フラグ、入力地等	国民健康保険業務における世帯 構成等の確認のため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
11	国民健康保険室	市 民 室	住民基本台帳	個人番号、氏名、性別、生年月 日、続柄、届出日、現住所、世 帯番号、前住所、転入前住所、世 帯番号、世帯主氏名、異動日、 異動事由、住民届出日、住民 日、住定届出日、住定日、住定 事由、転出地住所、在留資格、 在留期間等、外国人住民日、国 籍等	後期高齢者医療被保険者資格を 適正に管理するため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
12	国民健康保険室	市 民 税 課	個人基本 ファイル (1)個人基本 ファイル (2)世帯員一 覧ファイル (3)課税台帳 ファイル (4)資料ファ イル (5)給与支 払報告書綴 (6)市・府 民税申告書 綴	氏名、生年月日、性別、個人番号、世帯番号、住所、合計所得金額、総所得金額、所得の内訳、分離所得、繰越損失、専従者情報、控除情報、配偶者の合計所得、社会保険料控除額、資料番号、退職年月日、課税標準額合計、課税標準の内訳、各税額、年税額、年金特徴有無	国民健康保険被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の金額算定及び保険料の賦課のため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
13	国民健康保険室	市 民 税 課	(1)個人基本 ファイル (2)世帯員一 覧ファイル (3)課税台帳 ファイル (4)資料ファ イル (5)給与支 払報告書綴 (6)市・府 民税申告書 綴	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、所得の金額・種類、各種控除額、市民税額	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の金額算定及び保険料の賦課のため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
14	国民健康保険室	生活福祉室	生活保護 システムフ ァイル	個人番号、世帯番号、員番号、保護の開始・廃止年月日、基準日、処理日、生活扶助費(扶助費目)、保護停止日、保護停止解除日	国民健康保険被保険者資格を適正に管理するため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
15	国民健康保険室	生活福祉室	(1)生活保護 ケースフ ァイル (2)中国残留 邦人等支 援給付シ ステムフ ァイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の適用除外判定のため	平成29年4月3日から 平成30年3月30日まで
16	長寿社会総務課	市 民 室	住民基本 台帳	氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所(現・前・転入前・転出地)、方書(現・前・転入前・転出地)、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、減額届出日、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等を把握するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
17	介護保険課	国民健康保険室	国民健康 保険資格 ファイル	国保保険者番号、国保被保険者証番号、都道府県コード、市町村コード、個人区分コード、個人番号、国保世帯加入日・離脱日、国保退職該当日・非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード	介護保険及び国民健康保険の給付の架合を行い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び国民健康保険医療給付の適正化を図るため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで



NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利用目的	利用を認めた期間
18	介護保険課	国民健康保険室	後期高齢被保険者資格ファイル	個人区分コード、個人番号、被保険者番号、被保険者資格取得事由コード・取得年月日・喪失事由コード・喪失年月日、保険者番号適用開始・終了年月日、氏名(カナ)、生年月日、性別コード、現住所、作成年月日、作成時刻	高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費の支給額の計算時に世帯特定を行うとともに、介護保険及び後期高齢者医療の給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び後期高齢者医療給付の適正化を図るため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
19	介護保険課	障害福祉室	適用除外施設(入所・退所)連絡票	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険適用除外施設入所者の管理のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
20	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
21	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
22	保健衛生課	給排水管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のもの廃止するため	平成29年4月4日から 平成30年3月31日まで
23	保健予防課	障害福祉室	自立支援医療(精神通院)事務連絡等綴 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無、有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
24	保健予防課	障害福祉室	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等級	精神保健福祉手帳所持の有無、等級、有効期限、更新手続の有無	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出があったものについて調査を行うため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
25	保健センター	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	枚方市産後ケア事業実施時における利用料の減免及び乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
26	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の実施及びフォローの円滑な実施及び前立腺がん検診、ピロリ菌検査の検診料の免除のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
27	保健センター	保育幼稚園課	保育児童台帳	保育所在籍状況、認定子ども園在籍状況	乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
28	保健センター	保育幼稚園課	私立幼稚園就園補助金の対象者データ	氏名、住所、生年月日、所属幼稚園園名、申請日	乳幼児健康診査未受診者の状況把握のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
29	保健センター	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「身体及び知的障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療助成状況	乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで
30	障害福祉室	市民室	住民基本台帳	異動年月日、異動届年月日、異動事由、世帯番号、宛名番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、続柄、住所、消滅日、前住所、転出予定地、個人番号	障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
31	障害福祉室	介護保険課	介護給付費資格照合表	居宅サービス等の利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
32	障害福祉室	介護保険課	高額介護サービス費給付対象者一覧	自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費	高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
33	福祉指導監査課	介護保険課	受給者別給付状況一覧表ファイル	サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所番号、事業所番号、保険者番号、保険者番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額	サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当若しくはその疑いのある場合、又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、事実関係を適確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
34	福祉総務課	市民室	住民基本台帳	カナ氏名、漢字氏名、整理(宛名)番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、在留資格、在留期間等、在留期間等の満了日、外国人住民日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
35	福祉総務課	国民健康保険室	国民健康保険資格ファイル	氏名、生年月日、住所、宛番号、記号番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	平成29年4月10日から 平成30年3月30日まで
36	福祉総務課	国民健康保険室	後期高齢者医療資格ファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、被保険者番号、資格取得日、資格喪失日	適正な臨時福祉給付金支給事務のため	平成29年4月10日から 平成30年3月30日まで
37	福祉総務課	地域包括ケア推進課	老人福祉法入所関係ケースファイル	氏名、性別、生年月日、入所・退所等年月日、区分、管理番号、代理申請に対する支給停止処理結果	虐待による施設入所者本人へ臨時福祉給付金を支給し、養護者への支給を停止するため	平成29年4月17日から 平成30年3月30日まで
38	子育て事業課	市民室	住民基本台帳	宛番号、世帯番号、住所、町名コード、氏名、生年月日、性別、続柄、異動事由、異動年月日、届出年月日、本名、通称名	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知を送付するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
39	子育て事業課	年金児童手当課	特別児童扶養手当台帳ファイル	証書番号、受給者氏名、請求年月日、府受付年月日、支給区分、等級、有期年月	平成29年度福祉行政報告例の報告における保育所入所児の障害児受入人員（特別児童手当受給児童）の確認のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
40	子育て事業 課	保健センター	利用を認めた 個人情報ファイルの名称 新生児訪問状況一覧表	訪問日・児の氏名(カナ)・生年月日・自宅住所・年齢(訪問時点での月齢)	こにちは赤ちゃん事業における訪問対象家庭の把握	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
41	子ども総合 相談センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、宛名番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	助産施設入所措置等事務における利用料算定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
42	環境総務課	資産税課	家屋課税台帳	家屋の所在地、家屋番号、建築年、所有者氏名・住所・郵便番号(昭和52年3月以前に建てられた建物で居宅のみの場合を除き、登記簿と同一の内容が登録されているものに限る。)	PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)に基づき、PCB使用安定器の設置状況の実態把握のための調査票送付及び適正処理の指導を行うため	平成29年12月21日から 平成30年3月30日まで
43	淀川衛生事業所	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減内順序、再転入フラグ、外国字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	尿収集世帯の登録に関わる転入転出の確認のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
44	淀川衛生事業所	上下水道 経営室	使用者マスターファイル	水道使用開始後の請求先、連絡先、転出(転居)先住所、水道使用状況	し尿処理手数料の徴収のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
45	環境保全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)地番図	土地及び所有者、共有者、所在地番、家屋番号、納税通知書の送付先の住所・電話番号、公示送達の有無	空き地及び空き家の所有者に適正管理指導を行うために、所有者を確認するため	平成29年4月11日から 平成30年3月31日まで
46	都市計画課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	対象地の納税者氏名、住所	都市計画決定のための公聴会、地元説明会の実施にあたり、影響を受ける土地所有者に周知するため	平成29年6月1日から 平成29年9月30日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
47	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地・家屋所有者（共有構成員含む）の氏名、住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類、用途、課税評価額	物件の適切な維持保全のための行政指導を行うにあたり、所有者、連絡先の確認及び当該物件の状況を把握するため。	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで
48	道路河川管理課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所、氏名	市道管理に必要なため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
49	交通対策課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所、氏名	枚方市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車の返還を行うため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
50	上下水道室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、宛番号、世帯員氏名・生年月日、転居年月日、転入出年月日	水道料金等の請求・選付及び水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで
51	上下水道室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄	下水道事業受益者に対する負担金の請求及び未収金徴収のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
52	上下水道室	資産税課	土地課税台帳兼土地補充課税台帳	氏名、住所、所在地、地目、地積、市街調整コード、高圧区分、各種補正率（私道負担）、市街化農地サイン	下水道事業受益者及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
53	上下水道室	年金児童手当課	受給資格者台帳（特別児童扶養手当）	証書番号、氏名、住所、個人番号、支給停止・解除年月日、支給停止・解除理由	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
54	上下水道室	年金児童手当課	受給資格者台帳（児童扶養手当）	証書番号、氏名、個人番号、住所、喪失年月日、喪失理由	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
55	上下水道室	生活福祉室	生活保護ケースファイル	氏名、住所、廃止年月日、世帯員氏名、居住状況、公的扶助	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
56	上下水道室	障害福祉室	身体障害者手帳更正指導手帳・療育手帳関係係綴・精神保健に関する綴（精神保健福祉手帳）	氏名、宛番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
57	上下水道室	市民税課	(1)課税台帳 (2)個人基本ファイル	合計所得金額、所得金額、分離所得金額、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

NO	目的外利用名を した課	個人情報を 保管する課 名	利用を認めた 個人情報ファイルの名称	利用を認めた個人情報 の項目	利 用 目 的	利用を認めた期間
58	上下水道 管営	介護保険課	介護保険情報ファイル	要介護状態区分、認定日、有効 期間	水道料金等減免資格認定のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
59	給排水管理 課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所、家屋 の所在地番、家屋番号、種類、 構造、床面積	下水道改造資金の助成を行うに あたり、必要のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
60	給排水管理 課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	供用開始される地区内にて、生 活保護受給者が所有する建築物 の件数	枚方市水洗便所等改造資金助成 規則に基づいた補助金の適用に 使用するため	平成29年4月3日から 平成30年3月31日まで
61	給排水管理 課	上下水道 管営	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)測定マスターファイル	水栓番号(A・B)、使用者番 号・カナ氏名・電話番号・住 所・業種、メータ番号・口径、 訂正水量(なければ今回使用水 量。なお、受水槽方式は親水 量)、測定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システ ムにデータを取り込み、各種業 務(断水情報、水理解析、管網 計算、基図修正等)に利用する ため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
62	上下水道工務 課	資産税課	固定資産税課税台帳	土地所有者の氏名、住所	配水管更新工事に係る地権者連 絡先確認のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
63	学校給食課	生活福祉室	生活保護システムファイル	世帯主氏名、児童氏名、学校 名、学年、ケース番号、地区 名、保護の開始・廃止日、居住 地、担当者	中学校給食費の負担者を確定す るため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
64	学校給食課	学務課	就学援助受給認定者情報	氏名カナ、申請番号、受給開始 年月日	中学校給食予約管理事務に利用 するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
65	児童生徒支援室	子育て運営 課	(1)保育所入所申込書 (2)認定子ども園利用調整申込書 兼保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏 名・性別・生年月日・住所・保 護者氏名・保育所名	就学指導のため	平成29年5月24日から 平成29年7月31日まで
66	学務課	市民室	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名	学齢簿の作成並びに就学時健康 診断通知及び就学通知の郵送に 利用するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
67	学務課	市民室	住民基本台帳	世帯主氏名、保護者氏名、世帯 員氏名、世帯番号、個人番号、 住所、生年月日、性別、続柄	就学事務や、就学援助費、支援 学級等就学奨励費、奨学金、交 通災害遺児奨学金に係る業務を 行うにあたり、必要のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認めた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた期間
68	学務課	学校給食課	学校給食注文情報	就学援助受給中学生の氏名、カナ、申請番号、月別注文分学校給食費	就学援助の学校給食費支給のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
69	社会教育課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
70	放課後子ども課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認及び入室等の必要な通知を行うため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
71	選挙管理委員会事務局	市民室	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
72	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所・世帯・共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目・地積)、登記情報	農地基本台帳管理システム運用に係る固定データ確認のため	平成29年4月24日から 平成30年3月31日まで

※個人番号は番号法に規定された個人番号ではありません。  
※枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用したときを合わせて「目的外利用」としています。

## Ⅱ－２．特定個人情報保護制度の運用状況

### １．保有個人情報開示等の請求

#### (1) 処理状況

平成２９年度に保有個人情報開示等請求はありませんでした。



### Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

#### 1. 審議会委員

##### (1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表12 審議会委員名簿

(平成30年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	道上達也	弁護士
副会長	畑山満則	京都大学防災研究所教授
委員	荒義重	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	奥正嗣	大阪国際大学名誉教授
委員	小野英子	枚方市PTA協議会
委員	坂口孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	笹田庄次	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	田代香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	谷本和子	関西外国語大学短期大学部副学長
委員	塚本勝俊	大阪工業大学教授
委員	林文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	舘福美	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	山下安則	北大阪商工会議所

(注) 委員の任期は、平成30年10月25日までの2年間

## 2. 審議会開催状況

### (1) 開催日及び諮問案件

平成29年度の審議会は、以下のとおり5回開催されました。

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成29年5月30日（火）

##### 諮問案件

- 第585号 がん登録オンラインシステムの利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について
- 第586号 遠隔地医療通訳システムにおける個人情報の電算処理について
- 第587号 遠隔地医療通訳システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について
- 第588号 健康管理システムにおける個人情報の電算処理項目の追加について
- 第589号 障害福祉システムに係る特定個人情報の電算処理項目の追加について
- 第590号 結婚新生活支援事業における補助金交付事務に係る個人情報の電算処理について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成29年7月11日（火）

##### 諮問案件

- 第591号 住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について
- 第592号 個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について
- 第593号 国保制度改革に伴う国保オンラインシステムにおける特定個人情報の電算処理項目の追加について
- 第594号 国保制度改革に伴う国保情報集約システムとの電子計算組織の通信回線による結合について

#### 第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成29年8月29日（火）

##### 諮問案件

- 第595号 廃棄物収集等に関する要望・苦情等処理事務に係る個人情報の電算処理について
- 第596号 空き家及び空き地の所有者等の活用意向の把握に係る個人情報の電算処理について
- 第597号 留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第598号 留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の外部提供について

- 第599号 留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の電算処理について
- 第600号 避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について
- 第601号 避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報の外部提供について
- 第602号 避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報の電算処理について
- 第603号 国民健康保険システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について
- 第604号 医療助成システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成29年11月29日（水）

諮問案件

- 第605号 子育て支援情報提供システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について
- 第606号 街頭における無線通信式防犯カメラでの撮影によって取得した保有個人情報の外部提供について

#### IV. 情報公開・個人情報保護審査会

##### 1. 審査会委員

###### (1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条、枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(平成30年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
会 長	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
副 会 長	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	山 本 香 織	弁 護 士
委 員	横 内 恵	大阪経済大学経営学部講師

(注) 委員の任期は、平成30年10月14日までの2年間

## 2. 諮問した審査請求の処理状況

### (1) 処理状況

平成29年度に審査会に新たに諮問した審査請求は1件で、保有情報公開請求に係る決定についてのもの（平成28年度の決定についての市長に対するもの）でした。

平成29年度に審査会で審査された諮問案件は2件で、このうち、2件について同年度に答申がありました。

表14 審査された諮問案件の処理状況

(単位：件)

区 分	審査請求件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情報公開請求	(2)	—	(1)	—	(1)	—	—

(注) ( ) は、前年度の審査請求分です。

### 3. 審査会開催状況

#### (1) 開催状況及び諮問案件

平成29年度は、次の案件の審査のため、4回開催されました。

案件① 「東部清掃工場に係わる次の書類・契約書・月別払出ガス量（H25、26、27年度の各月ごと）・月別ガス料金（H25、26、27年度の各月ごと）」の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について

案件② 「①2017年2月20日付組合事務所使用に関する交渉開催要求書の回答について ②同、組合事務所使用について（回答）③同、市行政財産における活動に関する改善について（警告）両組合分 ①～③回議書とっさいの資料 いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」のうち、「いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」の公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

#### 第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年4月24日（月）

審査事項

案件①について

#### 第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年6月12日（月）

審査事項

案件②について

#### 第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年7月24日（月）

審査事項

案件②について

#### 第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成29年9月4日（月）

審査事項

案件②について

表 1 5 諮問された審査請求の内容等

(平成 3 0 年 3 月 3 1 日現在)

審査請求日	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日及び裁決内容
<p>審査請求 H28. 11. 18</p> <p>情報公開</p>	<p>東部清掃工場に係わる次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書</li> <li>・ 月別払出ガス量 (H25、26、27 年度の各月ごと)</li> <li>・ 月別ガス料金 (H25、26、27 年度の各月ごと)</li> </ul> <p>&lt;公文書名&gt;</p> <p>東部清掃工場が締結したガス需給契約 (大口供給契約Ⅱ類) に係る次の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス需給契約書(平成28年3月18日契約)</li> <li>②①に係る大口供給制度供給条件</li> <li>③ガス料金月別請求書及び領収書 (平成25・26・27年度分)</li> </ul> <p>市長 (東部清掃工場)</p>	<p>部分公開</p> <p>第6条第1号 第6条第3号</p>	<p>諮問日 H29. 1. 19</p> <p>答申日 H29. 4. 24</p> <p>答申内容 実施機関の判断は、妥当でない</p> <p>裁決日 H29. 5. 23</p> <p>裁決内容 認容</p>
<p>審査請求 H29. 3. 27</p> <p>情報公開</p>	<p>「①2017年2月20日付組合事務所使用に関する交渉開催要求書の回答について ②同、組合事務所使用について (回答) ③同、市行政財産における活動に関する改善について (警告) 両組合分 ①～③回議書といっさいの資料 いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」のうち、「いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」</p> <p>市長 (職員課)</p>	<p>不存在</p>	<p>諮問日 H29. 5. 8</p> <p>答申日 H29. 9. 4</p> <p>答申内容 実施機関の決定は、妥当である</p> <p>裁決日 H29. 9. 19</p> <p>裁決内容 棄却</p>

## 参 考 资 料





1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
1	H29. 4. 6	H29. 4. 17	「①2017年3月27日付、枚方市行政財産使用許可書の回議書とすべての添付資料 ②①にかかわる、いわゆる検討会議の日時、場所、出席者、議事録またはメモ、両組合分」のうち、①2017年3月27日付、枚方市行政財産使用許可書の回議書とすべての添付資料 <対象文書> ①行政財産(枚方市職員会館)の目的外使用許可について【枚方市職員労働組合分】(平成29年3月27日市長決裁) ②行政財産(枚方市職員会館)の目的外使用許可について【枚方市職員関係労働組合分】(平成29年3月27日市長決裁)	部分公開 6-3	総務部 人材育成室 職員課	
2	H29. 4. 6	H29. 4. 17	「①2017年3月27日付、枚方市行政財産使用許可書の回議書とすべての添付資料 ②①にかかわる、いわゆる検討会議の日時、場所、出席者、議事録またはメモ、両組合分」のうち、②①にかかわる、いわゆる検討会議の日時、場所、出席者、議事録またはメモ、両組合分	不存在 ※1	総務部 人材育成室 職員課	
3	H29. 4. 6	H29. 4. 20	「香里ヶ丘図書館建設者選定審査会の議事録、選定審査委員は誰か、選考基準・選考資料等開示できるもの全て」のうち、「選定審査委員は誰か、選考基準・選考資料等開示できるもの全て」 <対象文書> ①附属機関等設置構成協議書について(依頼)(平成28年12月26日決裁) ②例規審査等に関する協議について(平成29年1月4日決裁) ③香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会の委員選任予定者の選任基準の確認について(平成29年3月22日決裁) ④香里ヶ丘図書館設計事業者選定審査会委員の委嘱について(平成29年3月29日決裁)	部分公開 6-1	市駅周辺等活性化 推進部	
4	H29. 4. 6	H29. 5. 19	「香里ヶ丘図書館建設者選定審査会の議事録、選定審査委員は誰か、選考基準・選考資料等開示できるもの全て」のうち、「香里ヶ丘図書館建設者選定審査会の議事録」	非公開 6-6	市駅周辺等活性化 推進部	決定期間 延長決定 H29. 4. 20
5	H29. 4. 6	H29. 4. 20	モニタリングシート 蔵書計画に基づく指定管理者の選定希望資料リスト及び資料選定結果(月別) <対象文書> ①枚方市立生涯学習市民センター・図書館モニタリングシート ②指定管理者制度導入図書館作成の購入希望図書リスト ③指定管理者制度導入図書館の図書納品書	公開	教育委員会 中央図書館	
6	H29. 4. 6	H29. 4. 20	モニタリングシート <対象文書> 枚方市立生涯学習市民センター・図書館モニタリングシート(5月・10月分)	公開	教育委員会 中央図書館	
7	H29. 4. 17	H29. 4. 21	①開発行為に伴う協議についての報告書(平成22年11月30日付事務連絡) ②開発行為等に関する完了検査結果について(平成28年8月4日付事務連絡)及び添付資料である「土地利用計画平面図」	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
8	H29. 4. 18	H29. 4. 21	街かどデイハウス 新たに試行期間に現在入っている2ヶ所の選定についての評価シート <対象文書> プレゼンテーション、ヒアリング及び書面審査採点表(平成28年度枚方市街かどデイハウス事業者選定部会)	部分公開 6-7	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	
9	H29. 4. 28	H29. 5. 10	「介護予防ポイント事業(ひらかた生き生きマイレージ)平成27年度;28年度の実績と高齢者居場所の内容についてわかるもの(要項)」のうち、「介護予防ポイント事業(ひらかた生き生きマイレージ)平成27年度;28年度の実績」 <対象文書> ①平成27年度介護予防ポイント事業報告 ②平成28年度介護予防ポイント事業報告 ③平成27年度介護予防ポイント事業決算書 ④平成28年度介護予防ポイント事業決算書	公開	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	
10	H29. 4. 28	H29. 6. 12	「介護予防ポイント事業(ひらかた生き生きマイレージ)平成27年度;28年度の実績と高齢者居場所の内容についてわかるもの(要項)」のうち「高齢者居場所の内容についてわかるもの(要項)」	不存在 ※2	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	決定期間 延長決定 H29. 5. 10
11	H29. 4. 28	H29. 5. 9	公園等春期剪定作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書 公園等春期剪定作業委託(北部B地区)に係る金入り設計書	部分公開 6-7	土木部 公園みどり推進室	
12	H29. 5. 1	H29. 5. 10	コンビニ設置AED管理台帳 個人情報及び印影を除く	公開	健康部 健康総務課	
13	H29. 5. 1	H29. 5. 12	(平成28年度リフレッシュ整備事業)牧野長尾線舗装修繕工事の設計書 (平成28年度リフレッシュ整備事業)中宮津田線舗装修繕工事の設計書 <対象文書> 設計書(金入り設計書)、特記仕様書	部分公開 6-7	土木部 道路河川補修課	
14	H29. 5. 1	H29. 5. 15	次の工事に係る金入り設計書及び特記仕様書 長尾小学校公共下水道汚水切替工事	部分公開 6-7	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
15	H29. 5. 1	H29. 5. 11	次の各工事に係る金入り設計書及び特記仕様書 ①公共下水道第32工区長尾元町6丁目地区他汚水管布設工事 ②公共下水道第106工区楠葉並木2丁目地区他汚水管布設工事	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 汚水整備課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
16	H29. 5. 2	H29. 5. 15	「第4回さくらマルシェ」の後援名義使用承認申込書 <対象文書> 後援名義使用承認申込書(平成29年2月10日付け総務第〇〇号)	部分公開 6-1 6-3	総務部 総務管理課	
17	H29. 5. 10	H29. 5. 24	添付資料(写真・地図)にある市立禁野保育所フェンスに設置されている横 幕①②の許可 <対象文書> 禁野保育所への横断幕取り付けについて(依頼)(平成28年5月11日決裁)	公開	市立ひらかた病院 事務局 総務課	
18	H29. 5. 10	H29. 6. 23	平成28年度緊急通報サービス報告書 枚方市緊急通報システム(地域包括ケア推進課)業務委託計算書(平成28年 度) 通報受信データ 枚方市(平成28年度) 廃止一覧(平成28年度)	部分公開 6-1 6-3	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	決定期間 延長決定 H29. 5. 22
19	H29. 5. 10	H29. 6. 23	平成28年度 月別通報装置 設置台数増減一覧表 通報装置撤去理由が本人死亡の場合、本人死亡日、死亡確認日、確認方法、通 報装置回収日、回収方法を記載した資料	不存在 ※3	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	決定期間 延長決定 H29. 5. 22
20	H29. 5. 12	H29. 5. 24	次の各路線の平成29年度路線価格算定表 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇	公開	財務部 税務室 資産税課	
21	H29. 5. 15	H29. 5. 19	平成28年度、平成29年度委託契約書及び支出に係る全ての書類 平成28年度犬猫出入表 <対象文書> ①平成28年度動物の保管等業務委託契約書 ②平成29年度動物の飼養保管等業務委託契約書 ③動物の保管等業務に係る委託料の積算について(通知)(28. 3. 18收受保衛 食第1272号) ④動物の飼養保管等業務に係る委託料の積算について(通知)(29. 3. 27收受 保衛食第1232号) ⑤動物の保管処分等委託料(上半期分)支出命令書(平成28年度) ⑥動物の保管処分等委託料(下半期分)支出命令書(平成28年度) ⑦犬出入表(平成28年度) ⑧猫出入表(平成28年度)	公開	保健所 保健衛生課	
22	H29. 5. 19	H29. 6. 2	添付資料(写真)にある案内用図記号エスカレータ用、授乳室用に係る根拠 となる文書 <対象文書> 市立枚方市民病院改築工事(新病院建築工事)の次の公文書 ①サイン配置・リスト(設計図) ②誘導サイン(施工図) ③ピクトサイン一般(施工図)	公開	市立ひらかた病院 事務局 総務課	
23	H29. 5. 22	H29. 5. 31	子ども食堂の実績(H28/10～H29/3)に関する書類 <対象文書> 「平成28年度子どもの居場所づくり推進事業補助金確定額一覧」及び平成28 年度の各実施団体における「平成28年度子どもの居場所づくり推進事業収 支決算書」	公開	子ども青少年部 子ども青少年政策 課	
24	H29. 5. 24	H29. 6. 2	平成28年度 急傾斜地除草委託に係る金入設計書 平成27年度 急傾斜地除草委託に係る金入設計書 平成28年度 準用河川八田川他除草委託に係る金入設計書	部分公開 6-7	土木部 道路河川補修課	
25	H29. 5. 24	H29. 6. 2	準用河川八田川他除草委託(平成27年度分) 金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
26	H29. 5. 26	H29. 6. 9	別紙、国家規格に係る(写真参照) ①案内用図記号「お手洗」看板に掲示あるAの「図記号」の根拠となる文書 ②案内用図記号の「お手洗」標識看板に「トイレ」表示の張紙を付ける根拠と なる文書	不存在 ※4	福祉部 福祉総務課	
27	H29. 5. 26	H29. 6. 9	職員会館における組合事務所使用について(平成28年5月31日付総務部)の 文書作成における打合せ会等の議事録及びメモといっさいの配布資料	不存在 ※5	総務部 人材育成室 職員課	
28	H29. 6. 2	H29. 6. 16	・H28年度卒業生進路先一覧表(平成29年3月31日現在) ・平成28年度進路指導まとめ(19校分)	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
29	H29. 6. 7	H29. 6. 12	鏡伝池緑地管理棟防災設備点検委託に係る点検結果報告書(平成28年8月16 日分、平成29年2月14日分)	部分公開 6-1	土木部 公園みどり推進室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
30	H29.6.8	H29.6.21	<p>「①前記の報道にある大阪府警と取り交わした協定書そのもの」  「②協定書締結の過程で自治体内部で作成された文書(会議の議事録、報告書面、決裁書面など)」  「③協定書締結の過程で大阪府警との間でやりとりした文書(大阪府警担当者からの連絡文書・メール、自治体担当者からの連絡文書・メール、そのほか大阪府警から提出された資料など)」  「④そのほか協定書に関して保管する文書」のうち、  「①前記の報道にある大阪府警と取り交わした協定書そのもの」  「②協定書締結の過程で自治体内部で作成された文書(会議の議事録、報告書面、決裁書面など)」  &lt;対象文書&gt;  「枚方市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定書」  「枚方市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する細部事項確認書」  「枚方警察署・交野警察署との枚方市無線通信式防犯カメラ運用管理に関する協定の締結について(平成27年3月9日付決裁)」</p>	公開	市民安全部 危機管理室	
31	H29.6.8	H29.6.21	<p>「①前記の報道にある大阪府警と取り交わした協定書そのもの」  「②協定書締結の過程で自治体内部で作成された文書(会議の議事録、報告書面、決裁書面など)」  「③協定書締結の過程で大阪府警との間でやりとりした文書(大阪府警担当者からの連絡文書・メール、自治体担当者からの連絡文書・メール、そのほか大阪府警から提出された資料など)」  「④そのほか協定書に関して保管する文書」のうち、  「③協定書締結の過程で大阪府警との間でやりとりした文書(大阪府警担当者からの連絡文書・メール、自治体担当者からの連絡文書・メール、そのほか大阪府警から提出された資料など)」  「④そのほか協定書に関して保管する文書」</p>	不存在 ※6	市民安全部 危機管理室	
32	H29.6.14	H29.6.20	枚方市税条例施行規則の様式登録内容に関する決裁	公開	財務部 税務室 資産税課	
33	H29.6.16	H29.6.23	次の委託に係る設計書(金入り) 春日受水場～津田低区配水場間送水管基本設計委託	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 上水道整備室 上水道工務課	
34	H29.6.16	H29.6.28	次の各設計業務に係る金入り設計書 ①公共下水道津田南町2丁目地区污水管実施設計委託 ②公共下水道津田駅前2丁目地区污水管実施設計委託 ③公共下水道春日野2丁目地区污水管基本設計委託 ④公共下水道野村元町地区污水管実施設計委託	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 污水整備課	
35	H29.6.16	H29.6.28	平成28年度子どもの居場所づくり推進事業の検証と改善に関する書類(添付資料を除く) <対象文書> 平成29年度枚方市子どもの居場所づくり推進事業について(平成29年1月31日決裁)	公開	子ども青少年部 子ども青少年政策課	
36	H29.6.20	H29.7.4	別紙、写真、地図にある春日公園内にある遊具設備に係る全ての文書 <対象文書> 春日公園 公園台帳(遊具設備)	公開	土木部 公園みどり推進室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
37	H29. 6. 23	H29. 7. 7	<p>平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者の選考について  (1) 本件募集選考・第12圏域の整備事業候補者である社会福祉法人松樹会  (代表者理事長中村猛氏)にかかる以下提出書類一切(添付資料がある場合は  これも含む)  ・平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考申込書  ・地域密着型サービス整備事業計画書(概要)  ・地域密着型サービス整備事業計画書(①～⑧)  ・地域密着型サービス整備関係課 事前相談記録(①～⑱)  ・整備資金計画書  ・法人及び代表者の納税証明書  ・地元調整の状況  ・誓約書  ・用地取得に関する確約書  (2) 本件募集選考・第12圏域の整備事業候補者である社会福祉法人松樹会選  考にかかる枚方市介護保険施設等整備審議会の議事録等選考プロセスが分  かる資料一切  (3) その他関連資料一切  &lt;対象文書&gt;  平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者の選考に係る次の文書  ①社会福祉法人松樹会が提出した次の書類  ・平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考申込書  ・地域密着型サービス整備事業計画書(概要)  ・地域密着型サービス整備事業計画書  ・地域密着型サービス整備関係課 事前相談記録  ・整備資金計画書  ・法人及び代表者の納税証明書  ・地元調整の状況  ・誓約書  ・用地取得に関する確約書  ②平成27年度第1回枚方市介護保険施設等整備審議会議事録  ③平成27年度第2回枚方市介護保険施設等整備審議会議事録  ④平成27年度第3回枚方市介護保険施設等整備審議会議事録  ⑤平成27年度第4回枚方市介護保険施設等整備審議会議事録  ⑥平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者の選考にかかる経過と審  議の概要について  ⑦評価得点明細  ⑧委員採点シート</p>	部分公開 6-1 6-3 6-7	長寿社会部 長寿社会総務課	
38	H29. 6. 23	H29. 7. 7	「平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者の選考について (1) 本件募集選考・第12圏域の整備事業候補者である社会福祉法人松樹会 (代表者理事長中村猛氏)にかかる以下提出書類一切(添付資料がある場合 はこれも含む) ・平成27年度地域密着型サービス整備事業候補者選考申込書 ・地域密着型サービス整備事業計画書(概要) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備事業計画書(概要) ・地域密着型サービス整備事業計画書(①～⑧) ・地域密着型サービス整備関係課 事前相談記録(①～⑱) ・整備資金計画書 ・法人及び代表者の納税証明書 ・地元調整の状況 ・誓約書 ・用地取得に関する確約書 (2) 本件募集選考・第12圏域の整備事業候補者である社会福祉法人松樹会選 考にかかる枚方市介護保険施設等整備審議会の議事録等選考プロセスが分 かる資料一切 (3) その他関連資料一切 のうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備事業計画書(概要)」	不存在 ※7	長寿社会部 長寿社会総務課	
39	H29. 6. 26	H29. 7. 10	「今年度〇〇の集会への後援名義使用の不承認についての①決裁文書なら びに②検討資料(市民の声なども)③その他全ての文書」のうち、①決裁文書 <対象文書> 後援名義の使用の不承認について(平成29年6月23日決裁)	部分公開 6-1	総務部 総務管理課	
40	H29. 6. 26	H29. 7. 10	「今年度〇〇の集会への後援名義使用の不承認についての①決裁文書なら びに②検討資料(市民の声なども)③その他全ての文書」のうち、②検討資料 (市民の声なども及び③その他全ての文書	不存在 ※8	総務部 総務管理課	
41	H29. 6. 26	H29. 7. 7	「市税リポートひらかた」創刊号から現在まで <対象文書> 「市税リポートひらかた」創刊号から第13号まで	部分公開 6-1	財務部 税務室 税制課	
42	H29. 7. 11	H29. 7. 21	居宅、木造瓦葺平家建、床面積〇〇㎡の建物(家屋番号〇〇) 所在:枚方市〇〇町〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日新築◎家屋調査表	非公開 6-1 6-2	財務部 税務室 資産税課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
43	H29. 7. 18	H29. 8. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市立図書館第2次グランドビジョン</li> <li>・枚方市立図書館蔵書計画の策定について</li> <li>・枚方市立図書館高価本選定会議実施要領の制定について</li> <li>・枚方市立図書館高価本選定会議実施要領</li> <li>・枚方市新行政改革大綱</li> <li>・枚方市行政改革実施プラン</li> <li>・平成26年度市政運営方針(要旨)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設における効率的・効果的な管理運営について(方針)(平成26年8月18日)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度の導入に向けた進捗状況について(8月27日、教育委員会協議会)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設等への指定管理者制度の導入に向けた進捗状況について(8月29日、文教委員協議会)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度の導入について(方針) 11月4日、教育長決裁)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度の導入について(11月21日、教育委員会協議会)</li> <li>・生涯学習施設と図書館の複合施設への指定管理者制度の導入について(11月26日、文教委員協議会)</li> <li>・市立図書館の運営について(平成27年5月29日、教育委員会協議会)</li> <li>・枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について(6月26日、教委協議会)</li> <li>・枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について(7月30日、教育委員会定例会)</li> <li>・枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について(9月29日、教委定例会)</li> <li>・枚方市立生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定候補者選定の答申について(10月23日、教委定例会)</li> <li>・議会の議決事項(枚方市立生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館の指定管理者の指定について)の意思決定について(11月19日、教育委員会定例会)</li> <li>・枚方市立図書館第3次グランドビジョン(平成28年3月)</li> <li>・議会の議決事項(枚方市立図書館条例の一部改正について)の意思決定について(平成29年5月24日、教育委員会定例会)</li> <li>・生涯学習施設・図書館複合6施設への指定管理者制度導入について(5月24日、教育委員会協議会)</li> <li>・枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について(7月24日、教育委員会定例会)</li> <li>・香里ヶ丘図書館の建替えについて(平成28年11月22日、教委協議会)</li> <li>・香里ヶ丘図書館の建替えについて(平成29年2月13日、教委協議会)</li> <li>・香里ヶ丘図書館建替え基本計画の策定について(3月13日、教委定例会)</li> <li>・枚方市立図書館業務マニュアル</li> </ul>	公開	教育委員会 中央図書館	決定期間 延長決定 H29. 8. 1
44	H29. 7. 21	H29. 8. 3	殿山第一小学校、中宮北小学校、高陵小学校、小倉小学校、第一中学校におけるボーリング図	部分公開 6-1	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
45	H29. 8. 4	H29. 8. 16	H30年度小学校用教科用図書(道徳)採択に係る教科書の閲覧に関するアンケート及び各小学校における調査報告書	公開	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	
46	H29. 8. 10	H29. 8. 16	平成27年4月26日執行の枚方市議会議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨	公開	選挙管理委員会	
47	H29. 8. 21	H29. 9. 4	「枚方市長の公用車記録 H29 8/1～H29 8/21まで」 <対象文書> 公用車(大阪302ゆ53-01) 運行日誌(平成29年8月2日、4日、5日、7日、8日、10日、11日、17日～21日)	公開	市長公室 秘書課	
48	H29. 8. 21	H29. 9. 1	公共下水道招提大谷1丁目マンホールポンプ設置工事(H27年度) 設計積算内訳明細	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 污水整備課	
49	H29. 8. 22	H29. 9. 5	<p>〇〇における有害物質の使用等履歴のわかる資料 &lt;対象文書&gt;</p> <p>①枚方市〇〇町〇〇外土地利用履歴等調査(Phase1)報告 (自主調査結果報告書(平成29年3月15日收受 環指第〇〇号)の添付書類)</p> <p>②有害物質使用状況報告書 (平成15年5月1日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成16年5月31日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成17年4月25日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成18年4月13日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成19年4月6日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成20年4月7日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成21年4月13日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成22年4月6日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成23年4月11日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成24年4月4日收受 環公セ第〇〇-〇〇号、平成25年4月10日收受 環公セ第〇〇-〇〇号)</p> <p>③ほう素等3物質の使用等の状況に関する報告書 (平成14年2月26日收受 環公導第〇〇号)</p> <p>④有害物質等使用状況調査票・有機塩素化合物使用状況調査票 (平成7～13年度分)</p> <p>⑤有害物質等の貯蔵状況及び災害時の公害防止対策に関する調査票 (平成6年度分)</p> <p>⑥特定施設使用届出書 (昭和48年8月25日收受 淀上使第〇〇号)</p> <p>⑦産業廃棄物処理方法届出書 (昭和47年6月26日收受)</p> <p>⑧工場等廃止届出書 (昭和62年1月20日環公審第〇〇-〇〇号)</p>	部分公開 6-1 6-3	環境部 環境指導課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
50	H29. 8. 25	H29. 9. 8	平成28年度第1回市債権回収対策委員会会議録とすべての配布資料 平成28年度第2回市債権回収対策委員会会議録とすべての配布資料 平成29年度第1回市債権回収対策委員会会議録とすべての配布資料	部分公開 6-6	財務部 税務室 債権回収課	審査請求 H29.12.6 (取下げ)
51	H29. 8. 29	H29. 9. 11	2017年3月～7月の蹉跎・牧野図書館・生涯学習市民センターの業務報告書 <対象文書> 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 平成28年度3月度から29年度7月度 月例報告 牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 平成28年度3月度から29年度7月度 月例報告	部分公開 6-1	産業文化部 文化生涯学習室	
52	H29. 8. 30	H29. 9. 13	「議場コンサートの企画書と参加人数と本当に切符を買って入場された方 の人数」 <対象文書> ①平成29年度文化芸術事業 事業概要 ②アンケート集計表	公開	産業文化部 文化生涯学習室	
53	H29. 9. 1	H29. 9. 14	分館別貸出冊数(平成28年度以降)	公開	教育委員会 中央図書館	
54	H29. 9. 4	H29. 9. 12	①17年6月29日付「職員会館の目的外使用許可について」の回議書とすべての の添付資料②17年7月19日付、①に同じ、③17年8月8日付、「職員会館の使用 許可条件以外の使用について」の回議書とすべての添付資料。①②③両組合 分 <対象文書> ①枚方市職員会館の目的外使用許可について(平成29年6月28日市長決裁) ②枚方市職員会館の目的外使用許可について(平成29年7月19日市長決裁) ③枚方市職員会館の使用許可条件以外の使用について(平成29年8月7日市長 決裁)	部分公開 6-1 6-3	総務部 人材育成室 職員課	
55	H29. 9. 7	H29. 9. 14	枚方市〇〇町〇〇解体作業に係る届出書類一式 <対象文書> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出 書 (平成29年度分 枚方市〇〇町〇〇解体工事)	部分公開 5-1	環境部 環境指導課	
56	H29. 9. 11	H29. 9. 22	蹉跎生涯学習市民センター・図書館、牧野生涯学習市民センター・図書館の 2017年8月度月例報告書 <対象文書> 蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 平成29年度8月度月例報告 牧野生涯学習市民センター・牧野図書館 平成29年度8月度月例報告	部分公開 5-1	産業文化部 文化生涯学習室	
57	H29. 9. 21	H29. 9. 29	第2次蔵書計画における市立図書館の収集範囲を超える専門書等の提供の 試行にかかる回議書と詳しい添付資料	公開	教育委員会 中央図書館	
58	H29. 9. 21	H29. 9. 28	①行政財産使用許可申請書(2017年1月13日付枚方市職員労働組合及び平 成29年3月16日付自治労枚方市職員関係労働組合分) ②枚方市行政財産使用許可書(平成29年3月27日付総職第304号、平成29年3 月27日付総職第305号)	部分公開 5-1 5-3	総務部 人材育成室 職員課	
59	H29. 9. 28	H29. 10. 12	サダ西小学校給食調理場建て替え工事設計委託 金入り設計書 香里小学校増築・長寿命化改修工事設計委託 金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
60	H29. 10. 5	H29. 10. 19	「平成27年(ネ)第536号不当利得返還請求控訴事件 公共施設部・施設整備室 兼松氏 裁判の弁護士費 裁判費用の請求書及び出張費用」のうち、弁護士費 裁判費用の請求書 <対象文書> 大阪地方裁判所平成24年(ワ)第12330号不当利得返還請求事件、大阪高等裁 判所平成27年(ネ)第536号同控訴事件、同年(ネ)第1589号同附帯控訴事件に 係る次の書類 ①請求書(着手金分) ②請求書(報酬金分) ③請求書(印紙代、郵券代分)	部分公開 5-3	総務部 コンプライアンス 推進課	
61	H29. 10. 5	H29. 10. 19	「平成27年(ネ)第536号不当利得返還請求控訴事件 公共施設部・施設整備室 兼松氏 裁判の弁護士費 裁判費用の請求書及び出張費用」のうち、出張費用 <対象文書> 大阪地方裁判所平成24年(ワ)第12330号不当利得返還請求事件、大阪高等裁 判所平成27年(ネ)第536号同控訴事件、同年(ネ)第1589号同附帯控訴事件に 係る裁判に出廷等するために職員がした出張の旅費等一覧表	公開	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
62	H29. 10. 6	H29. 10. 19	「添付資料(写真)ある逃げた鳥・猫・犬を探す広告ポスター(私製)に係る① ポスター受付記録②保健所内に掲出した各ポスターの掲出許可又公有財産 使用許可」のうち、①の一部について <対象文書> 迷い犬等管理台帳	部分公開 5-1	保健所 保健衛生課	
63	H29. 10. 6	H29. 10. 20	添付資料(写真)ある逃げた鳥・猫・犬を探す広告ポスター(私製)に係る①ポ スター受付記録②保健所内に掲出した各ポスターの掲出許可又公有財産使 用許可のうち①の一部について	不存在 ※9	保健所 保健衛生課	
64	H29. 10. 6	H29. 10. 20	添付資料(写真)ある逃げた鳥・猫・犬を探す広告ポスター(私製)に係る①ポ スター受付記録②保健所内に掲出した各ポスターの掲出許可又公有財産使 用許可のうち②について	不存在 ※10	保健所 保健衛生課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
65	H29.10.11		枚方市立蹠跽保育所民営化による社会福祉法人三矢ゆりかご保育園の民営化応募に係る書類一式(平成21年度募集)		子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	取下げ
66	H29.10.13	H29.10.23	〇〇町〇〇の周辺半径1km内の井戸情報(所在地・利用用途)のうち、保健衛生課所管分 <対象文書> 環境衛生営業台帳	部分公開 5-1	保健所 保健衛生課	
67	H29.10.13	H29.10.23	〇〇町〇〇の周辺半径1km内の井戸情報(所在地・利用用途)のうち、環境指導課所管分 <対象文書> 井戸関係対象施設情報(平成28年3月31日現在) (枚方市公害防止条例に基づく揚水施設のうち、設置場所、採取目的に限る)	部分公開 5-1	環境部 環境指導課	
68	H29.10.13	H29.10.27	広報ひらかた10月号ページ25に掲載の記事「犬の鳴き声に注意を」に係る1)犬の鳴き声や臭いで近所に迷惑をかけていることを示すデータ(資料)、2)1)で困っている、そして我慢をしていることを示すデータ(資料)、3)その他犬の鳴き声、臭いに関する法的根拠となる文書についてそれぞれ資料(データ) 個人情報と印影を除く <対象文書> 平成27・28・29年度犬苦情相談受付一覧表(内容分類が鳴き声及び脱糞のものに限る) 平成29年度 苦情相談受付票(犬)(Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇、Na.〇〇分)	公開	保健所 保健衛生課	
69	H29.10.18		添付資料(写真・地図)にある掲示板AとBの設置許可に係る全ての文書		上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	取下げ
70	H29.10.19	H29.10.31	市が平成27年1月25日に行った再調査にかかった費用のわかるもの 平成27年(ホ)第536号不当利得返還請求控訴事件に係わる物 <対象文書> 修理契約書(件名:樟葉南小学校渡廊下2階床シート修理 契約日:平成27年1月9日)	部分公開 5-3	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
71	H29.11.2	H29.11.14	私道の市道化促進に関する要綱(平成5年4月13日制定 枚方市要綱第24号)	公開	土木部 道路河川管理課	
72	H29.11.6	H29.11.20	枚方市〇〇町・野村不動産(株)建築特定建設作業実施届出書一式(枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇) <対象文書> 枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇において共同住宅建設に伴う特定建設作業実施届出書一式(平成28・29年度分)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
73	H29.11.9	H29.11.20	市税レポートひらかた(2017年9月号) <対象文書> 「市税レポートひらかた」第14号	公開	財務部 税務室 税制課	
74	H29.11.9	H29.11.24	「2017年9月29日市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の案件とすべての配布資料、会議録」の内、「2017年9月29日市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の案件とすべての配布資料」	部分公開 5-6	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	
75	H29.11.9	H29.12.22	「2017年9月29日市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の案件とすべての配布資料、会議録」の内、「2017年9月29日市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会の会議録」	部分公開 5-6	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	決定期間 延長決定 H29.11.24
76	H29.11.10	H29.11.20	中宮小学校、山田小学校、山田東小学校、交北小学校、中宮中学校、山田中学校におけるボーリング柱状図	部分公開 5-1	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
77	H29.11.13	H29.11.27	くらわんカーニバルの費用に関する書類 業者名、契約金、保険など	不存在 ※11	産業文化部 産業振興室 賑わい交流課	
78	H29.11.16	H29.11.29	枚方市道の瑕疵による交通事故(単独事故)における ①枚方市と被害者の過失割合を決定する基準書 ②過去5年間の事故状況と過失割合(決定)一覧	不存在 ※12	土木部 道路河川管理課	
79	H29.11.24	H29.12.4	「大阪府国民健康保険の運営方針の策定に係る意見聴取についての回議書と一っさいの添付資料」 <対象文書> 「大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る意見聴取等の提出について」 (平成29年11月13日決裁 添付資料を含む)	公開	健康部 国民健康保険室	
80	H29.11.24	H29.12.7	風輪(第1号から第41号まで)	部分公開 5-1	教育委員会 管理部 教育総務課	
81	H29.12.1	H29.12.6	「わくわく」と「愛の家」収支決算書(H28年度)及び現地調査書の結果(H28年度) <対象文書> ①平成28年度収支決算書(街かどデイハウス枚方市駅前わくわく) ②平成28年度収支決算書(街かどデイハウス愛の家) ③平成28年度現地調査の結果について(街かどデイハウス枚方市駅前わくわく) ④平成28年度現地調査の結果について(街かどデイハウス愛の家)	公開	長寿社会部 地域包括ケア推進課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
82	H29. 12. 1	H29. 12. 7	①H20年度～H30年度まで 施設整備にかかる要望書(市内小・中学校校長会)及び各小学・中学校単位の要望書②H19年度～H31年度までの小・中学校洋式トイレの普及率(各小中学校単位)のうち、②H19年度～H29年度までの小・中学校洋式トイレの普及率(各小中学校単位)	不存在 ※13	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
83	H29. 12. 1	H29. 12. 15	①H20年度～H30年度まで 施設整備にかかる要望書(市内小・中学校校長会)及び各小学・中学校単位の要望書②H19年度～H31年度までの小・中学校洋式トイレの普及率(各小中学校単位)のうち、①H20年度～H30年度まで 施設整備にかかる要望書(市内小・中学校校長会)及び各小学・中学校単位の要望書<対象文書> 平成27年度～平成30年度までの施設整備にかかる要望書	部分公開 5-1	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	
84	H29. 12. 1	H29. 12. 15	①H20年度～H30年度まで 施設整備にかかる要望書(市内小・中学校校長会)及び各小学・中学校単位の要望書②H19年度～H29年度までの小・中学校洋式トイレの普及率(各小・中学校単位)のうち、平成20年度～平成26年度までの施設整備にかかる要望書(市内小・中学校校長会)及び各小学・中学校単位の要望書	不存在 ※14	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	
85	H29. 12. 1	H29. 12. 14	ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会及び幹事会の会議録(平成29年度第1、第2回)とすべての配布資料(平成29年度第1回、第2回分) <対象文書> ①平成29年度第1回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会幹事会会議録、配付資料(資料1～5、計画書) ②平成29年度第1回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会会議録、配付資料(資料1～6、計画書) ③平成29年度第2回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会幹事会会議録、配付資料(資料1～3) ④平成29年度第2回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会会議録、配付資料(資料1～5)	公開	長寿社会部 長寿社会総務課	
86	H29. 12. 7	H30. 1. 17	平成30年度から平成34年度 枚方市自転車駐車場指定管理者公募提案書(株式会社ダイゾー、公益社団法人枚方市シルバー人材センター分)※添付資料については、【株式会社ダイゾー分】指定申請に関する誓約書、スタッフマニュアル、障害者雇用状況報告書、公正採用選考人権啓発推進員異動報告書、個人情報保護基本方針・基本規定、情報セキュリティ基本方針・基本規定、特定個人情報保護基本方針・取扱規定、各駐輪場利用別配置とスタッフ配置計画、【公益社団法人枚方市シルバー人材センター分】指定申請に関する誓約書、とする。	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	決定期間 延長決定 H29. 12. 22
87	H29. 12. 8	H29. 12. 19	①香里ヶ丘図書館からの建て替え要望書(H19年～H29年までの間)②市内小・中学校の洋式トイレ化の進捗状況についての資料(H19年～H29年まで、1年度に改装された数について(各学校単位))のうち、②市内小・中学校の洋式トイレ化の進捗状況についての資料(H19年～H29年まで、1年度に改装された数について(各学校単位))	不存在 ※15	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
88	H29. 12. 8	H29. 12. 22	①香里ヶ丘図書館からの建て替え要望書(H19年～H29年までの間)②市内小・中学校の洋式トイレ化の進捗状況についての資料(H19年～H29年まで、1年度に改装された数について(各学校単位))のうち、①香里ヶ丘図書館からの建て替え要望書(H19年～H29年までの間)	不存在 ※16	教育委員会 中央図書館	
89	H29. 12. 15	H29. 12. 28	平成29年11月29日 東香里元町自治会への説明会会議録 平成26・27・28年度の東香里分室の件費を含めて経費のわかるもの <対象文書> ①東香里元町自治会への説明会(平成29年11月26日)会議記録 ②図書館施設の光熱水費一覧 ③平成28年度契約書写し(東香里分室に係るもの)	部分公開 5-3	教育委員会 中央図書館	
90	H29. 12. 25	H30. 1. 9	平成29年6月30日開催の枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会の会議録 ※添付資料含む <対象文書> ①第1回 枚方市立蹠陀・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会、枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会 会議録(平成29年6月30日(金)開催) ②枚方市立蹠陀生涯学習市民センター・蹠陀図書館及び牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者募集要項(案) ③枚方市立蹠陀生涯学習市民センター・蹠陀図書館及び牧野生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者募集要項(案) ④枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書(案) ⑤枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び菅原生涯学習市民センター・菅原図書館管理運営業務基本仕様書(案) ⑥枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者募集要項(案) ⑦枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び津田生涯学習市民センター・津田図書館管理運営業務基本仕様書(案)	公開	教育委員会 中央図書館	
91	H29. 12. 28	H30. 1. 10	①市・府民税申告書の取受方法について ②市民会館 申告受付レイアウト(案) ③第2会議室 申告受付レイアウト(案)	公開	財務部 税務室 市民税課	
92	H29. 12. 28	H30. 1. 11	平成28年度に支払った民生委員協議会、日本赤十字社、共同募金会事務補助金に係る実績報告書及びその関係書類 <対象文書> ①事業完了報告書の提出について ②民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金交付要綱	部分公開 5-3	福祉部 福祉総務課	



番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
93	H30.1.9	H30.1.22	枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理基本協定書(印影除く)のうち事業計画書(写真を除く)全6館分3通 ＜対象文書＞ ①事業計画書(枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館) ②事業計画書(枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館) ③事業計画書(枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館)	部分公開 5-1 5-3	産業文化部 文化生涯学習室	
94	H30.1.10	H30.2.8	香里ヶ丘図書館の建て替えに係る検討会議の会議録(添付資料除く)/プロジェクトチーム発足以降、香里ヶ丘図書館の改装に係る関係資料 ＜対象文書＞ ①「香里ヶ丘図書館・中央公園整備について関係部長会議(平成29年10月19日開催)」 ②「香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園関係課会議(平成29年12月22日開催)」	部分公開 5-7	市駅周辺等活性化 推進部	決定期間 延長決定 H30.1.24
95	H30.1.10	H30.2.8	香里ヶ丘図書館の建て替えに係る検討会議の会議録(添付資料除く)/プロジェクトチーム発足以降、香里ヶ丘図書館の改装に係る関係資料 ＜対象文書＞ ①「香里ヶ丘図書館建替え事業に係る関係課長会議議事録」(平成28年3月9日、5月9日、6月24日、7月8日、10月14日、平成29年1月13日、7月10日、9月22日開催) ②「香里ヶ丘図書館建替え事業に係る関係部長会議議事録」(平成28年7月15日、平成29年1月16日、7月13日開催) ③「香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園関係課会議議事録」(平成29年12月11日開催) ④「新香里ヶ丘図書館のイメージづくり用資料」	部分公開 5-7	教育委員会 中央図書館	決定期間 延長決定 H30.1.24
96	H30.1.12	H30.1.18	北部地区除草委託(H29-1) 北部A地区街路樹剪定委託(H29-1) 上記に係る平成29年度金入り設計書のすべて、当初分、変更分	部分公開 5-7	土木部 道路河川補修課	
97	H30.1.12	H30.1.31	平成29年度発注委託 岡東中央公園及びプランター等管理委託に係る金入り設計書 御殿山・牧野駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 枚方市駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 樟葉駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書 車塚公園管理業務委託に係る金入り設計書 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2)に係る金入り設計書 公園等草刈作業委託(北部A地区)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
98	H30.1.12	H30.1.23	設計書(平成29年度除草作業委託(北部)分)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 上下水道整備室 浄水課	
99	H30.1.12	H30.1.24	水面廻廊樹木管理委託、北谷川他除草委託、枚方1号水路他除草委託の金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
100	H30.1.12	H30.1.26	金入り設計書「平成29年度 楠葉台場跡史跡公園管理業務委託」	部分公開 5-7	教育委員会 社会教育部 文化財課	
101	H30.1.12		小学校の校区外からの通学を認めた事例に係るここ10年の実績と一切の資料について		教育委員会 学校教育部 学務課	取下げ
102	H30.1.15	H30.1.26	「街かどデイハウスの現地調査の結果の指摘内容のわかるもの10ヶ所(H28年度)事業計画書」 ＜対象文書＞ ①平成28年度現地調査チェックリスト ②平成28年度事業計画書	部分公開 5-1 5-3	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	
103	H30.1.16	H30.1.29	平成29年度第3回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会と同幹事会の会議録とすべての配布資料 ＜対象文書＞ ①平成29年度第3回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会及び幹事会合同会議議事録 ②配布資料 資料1 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)策定スケジュール 資料2 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)素案(案)	公開	長寿社会部 長寿社会総務課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
104	H30. 1. 17	H30. 1. 31	庁内の香里ヶ丘図書館建替え検討会議の会議録について(会議資料は不要) <対象文書> ①香里ヶ丘図書館・中央公園整備について(平成29年10月19日開催) ②香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園関係課会議(平成29年12月22日開催) ③香里ヶ丘図書館・中央公園整備について関係部長会議(平成30年1月11日開催)	部分公開 5-7	市駅周辺等活性化 推進部	
105	H30. 1. 17	H30. 1. 22	香里ヶ丘図書館建設費の国・府費の補助金申請書について <対象文書> 平成29年度社会資本整備総合交付金交付申請書(通常) 平成29年度社会資本整備総合交付金地区別表(交付申請) 平成29年度都市再生整備計画事業単年度交付限度額算定表 平成29年度都市再生整備計画事業総括表	公開	都市整備部 都市計画課	
106	H30. 1. 17	H30. 1. 26	中央図書館長訓告の報道発表の内容について <対象文書> 職員に対する訓告について	公開	教育委員会 管理部 教育総務課	
107	H30. 1. 17	H30. 1. 31	1. 庁内の香里ヶ丘図書館建替え検討会議の会議録(会議資料は不要)について <対象文書> ・香里ヶ丘図書館建替え事業に係る関係課長会議議録(平成28年3月9日、5月9日、6月24日、7月8日、10月14日、平成29年1月13日、7月10日、9月22日開催) ・香里ヶ丘図書館建替え事業に係る関係部長会議議録(平成28年7月15日、平成29年1月16日、7月13日開催) ・香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園関係課会議メモ(平成29年12月11日開催) 2. 庁内の香里ヶ丘図書館建替えに関する企画・立案書(伺)の内容について <対象文書> ・平成29年第3回教育委員会定例会(3月13日開催)の案件について 3. 「香里ヶ丘図書館の建設費約7.5億円の公費の内訳及び今後の管理費用(国・府・市費)」のうち、建設費約7.5億円の公費の内訳 <対象文書> ・香里ヶ丘図書館建替え関連経費(概算)161025(28年12月補正シート用)	部分公開 5-7	教育委員会 中央図書館	
108	H30. 1. 17	H30. 1. 31	「中央図書館開館後『町づくり等』への評価について」、「平成28年11月以前の香里ヶ丘図書館建替の理由が『町づくり等』であればその政策を決定するに至るまでの調査資料について」及び「香里ヶ丘図書館建設費約7.5億円の公費の内訳及び今後の管理費用について」のうち、今後の管理費用について	不存在 ※17	教育委員会 中央図書館	
109	H30. 1. 19	H30. 2. 2	「枚方市立走谷保育所民営化による社会福祉法人晋栄福祉会の民営化応募に係る書類一式(平成29年度募集 様式1から様式9及び添付18に限る)」	部分公開 5-1 5-3	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課	
110	H30. 1. 23	H30. 2. 6	「枚方市自転車駐車場指定管理者公募提案書」(株式会社ダイゾー)に係る事業計画書及び収支計画書	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	
111	H30. 1. 31	H30. 2. 5	平成16年12月3日付 枚方市指令都査第991-53号(変更許可)の添付図書のうち ①土地利用計画平面図 図面番号3-2②街区-25(1)擁壁展開図③街区-25(2)擁壁展開図④擁壁一般図(重力式・L型擁壁一般図)⑤L型擁壁配筋図(L-1、L-2) ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
112	H30. 1. 31	H30. 2. 9	枚方市と〇〇が取交した全ての文書(枚方市アダプトプログラムに係るもの含) <対象文書> (1)回議書「枚方市アダプトプログラムにおける合意書の締結について」 (2)枚方市アダプトプログラムについての合意書	部分公開 5-1	環境部 環境保全課	
113	H30. 1. 31	H30. 2. 6	・国有財産譲与契約書 ・国有財産一覧表 ・国有財産特定図面	公開	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	
114	H30. 2. 2	H30. 2. 9	平成29年度 公園等夏季剪定作業委託(北部A地区)に係る金入り設計書 公園等夏季剪定作業委託(北部B地区)に係る金入り設計書 公園等夏季剪定作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書 公園等夏季剪定作業委託(中部B地区)に係る金入り設計書 公園等夏季剪定作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書 公園等冬季剪定作業委託(南部A地区)に係る金入り設計書 津田・枚方公園駅前花壇等管理委託に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
115	H30. 2. 8	H30. 2. 27	招提大谷マンホール中継ポンプ場維持管理委託および出口汚水中継ポンプ場他維持管理委託金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
116	H30. 2. 9	H30. 2. 19	平成29年度 公園等冬季剪定作業委託(中小規模)に係る金入り設計書 公園等冬季剪定作業委託(北部地区)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
117	H30. 2. 13	H30. 2. 27	①平成27年度と平成28年度における異議申立書と決定書(納税課分) ②平成27年度と平成28年度における異議申立のうち、訴訟に至ったものに係る判決文(現在係争中のものを除く) ③平成27年度と平成28年度における異議申立のうち、訴訟に至ったものについて、枚方市が負担している弁護士費用の額のうち、①(平成28年度分)及び③<対象文書> ①請求書(平成27年(行ウ)第509号に係る弁護士費用についてのもの) ②審査請求書(平成28年8月25日收受総コ推第85号) ③取下書(平成28年9月27日收受総コ推第125号)	部分公開 5-1 5-3	総務部 コンプライアンス 推進課	
118	H30. 2. 13	H30. 3. 30	「①平成27年度と平成28年度における異議申立書と決定書(納税課分) ②平成27年度と平成28年度における異議申立のうち、訴訟に至ったものに係る判決文(現在係争中のものを除く) ③平成27年度と平成28年度における異議申立のうち、訴訟に至ったものについて、枚方市が負担している弁護士費用の額のうち、「①平成27年度と平成28年度における異議申立書と決定書(納税課分)②平成27年度と平成28年度における異議申立のうち、訴訟に至ったものに係る判決文(現在係争中のものを除く)」 <対象文書> ①異議申立書(平成27年5月13日收受、平成27年6月23日收受、平成27年9月4日收受、平成27年9月14日、平成27年9月28日收受) ②決定書(平成27年7月3日決定、平成27年7月22日決定、平成27年9月17日決定、平成27年10月23日決定、平成27年11月6日決定) ③判決(平成29年5月25日判決・平成27年(行ウ)第509号、平成29年11月9日判決・平成29年(行コ)第141号)	部分公開 5-1 5-3	財務部 税務室 納税課	決定期間 延長決定 H30. 2. 26
119	H30. 2. 15	H30. 2. 15	「不動産売却の執行、見積価額の決定、公売公告及び公売通知書の発送について」の決裁における「見積価額の決定について」 <対象文書> 「見積価額の決定について」	公開	財務部 税務室 納税課	
120	H30. 2. 19	H30. 2. 27	下記の業務委託に係る金入り設計書 平成24年度 市内公園樹木管理委託(その2) 平成24年度 市内街路樹他剪定作業委託 平成25年度 公園等冬期剪定作業委託(路線2) 平成25年度 小規模公園冬期剪定作業委託 平成27年度 公園等春期剪定作業委託(中部路線)	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
121	H30. 2. 19	H30. 3. 2	「別紙[1]TopWORLDの看板設置に係る許可、全ての文書又占用料が判るもの含」[2]添付資料(写真・地図)にあるX1(用地)X2(橋)の占用許可、全ての文書又占用料の判るものを含」のうち、「添付資料(写真・地図)にあるX1(用地)X2(橋)の占用許可、全ての文書又占用料の判るもの含」 <対象文書> ①位置図 ②下水道占用許可更新申請書(27-3-141) ③請書(27-3-141) ④下水道占用料減免申請書(27-3-141) ⑤使用員数表 ⑥工事設計図 ⑦下水道占用許可書(更新)(27-3-125) ⑧許可条件(27-3-125)	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	
122	H30. 2. 19	H30. 3. 2	「別紙[1]TopWORLDの看板設置に係る許可、全ての文書又占用料が判るもの含」[2]添付資料(写真・地図)にあるX1(用地)X2(橋)の占用許可、全ての文書又占用料の判るものを含」のうち、「[1]TopWORLDの看板設置に係る許可、全ての文書又占用料が判るもの含」	不存在 ※18	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	
123	H30. 2. 21	H30. 3. 6	平成30年度 公園等草刈作業委託(南部B地区)に係る金入り設計書(代価表を除く)	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
124	H30. 2. 26	H30. 3. 6	平成29年度 公園等冬期剪定作業委託(南部小規模)に係る金入り設計書(代価表除く)	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
125	H30. 2. 26	H30. 3. 9	公共施設マネジメント推進委員会 平成29年度 会議録(添付資料含む) ①淀川衛生事業所の緩衝緑地帯について ②中央図書館山田分室の廃止について <対象文書> ①第2回公共施設マネジメント推進委員会会議録(提出資料含む) ②第3回公共施設マネジメント推進委員会会議録(提出資料含む) ③第4回公共施設マネジメント推進委員会会議録(提出資料含む) ④第5回公共施設マネジメント推進委員会会議録(提出資料含む) ※①淀川衛生事業所の緩衝緑地帯について②中央図書館山田分室の廃止についてに係る分に限る。	部分公開 5-7	財務部 資産活用室 資産活用課	
126	H30. 2. 27	H30. 3. 6	平成29年度 公園等冬期剪定作業委託(中部A地区)に係る金入り設計書(代価表除く)	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
127	H30.3.7	H30.3.16	H29年度第4回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会及び幹事会の合同会議 会議録といっさいの添付資料 <対象文書> ・平成29年度第4回ひらかた高齢者保健福祉計画策定委員会及び幹事会合同会議会議録 ・配布資料 資料1 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)策定スケジュール 資料2-1 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)(素案)についての市民意見聴取の実施結果 資料2-2 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)(素案)についての市民意見交換会の実施結果 ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期)案	公開	長寿社会部 長寿社会総務課	
128	H30.3.9	H30.3.27	滞納処分(給料差押)取消等請求事件 大阪地裁平成27年(行ウ)第509号 大阪地裁・高裁判決文 <対象文書> 平成29年5月25日判決文(大阪地方裁判所7民事部) 平成29年11月9日判決文(大阪高等裁判所第4民事部)	部分公開 5-1	財務部 税務室 納税課	決定期間 延長決定 H30.3.23
129	H30.3.12	H30.3.26	自治会等代表者名簿(個人情報を除く) <対象文書> 自治会等代表者名簿	公開	市民安全部 市民活動課	
130	H30.3.13	H30.3.20	添付資料(写真・地図)にあるミラーの道路占用許可書	不存在 ※19	土木部 道路河川管理課	
131	H30.3.13	H30.3.20	・公園等草刈作業委託(北部A地区) ・公園等草刈作業委託(北部B地区) ・公園等草刈作業委託(中部A地区) ・公園等草刈作業委託(中部B地区) ・公園等草刈作業委託(南部A地区) ・公園等草刈作業委託(南部B地区) ・東部公園除草作業委託 ・岡東中央公園他管理業務委託 ・枚方市駅前花壇他管理委託 ・御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 ・樟葉駅前花壇等管理委託 ・津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 ・車塚公園管理業務委託 ・天野川緑道管理業務委託 ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) ・関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) 上記業務に係る平成30年度の金入り設計書(代価表を除く。)	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
132	H30.3.13	H30.3.20	金入り設計書「平成30年度 楠葉台場跡史跡公園管理業務委託」(代価表を除く)	部分公開 5-7	教育委員会 社会教育部 文化財課	
133	H30.3.16	H30.3.28	「別添資料(写真・地図)に記載した1)～3)項に求めている各文章のうち、3)このフェンス囲いの公共施設出入口の鍵を管理している人又は委託内容が判明出来る文書 <対象文書> ①鍵の保管に関する請け書	部分公開 5-1	上下水道局 上下水道事業部 給排水管理課	
134	H30.3.16	H30.3.28	「別添資料(写真・地図)に記載した1)～3)項に求めている各文章のうち、1)このフェンスの囲いの公共施設の設置決裁に係る全ての文書(施設名、目的、所有者、製作図等が判明出来る文書)、2)このフェンス囲い内の3台の花壇/プランター、植木鉢の所有者、管理者が判明出来る文書。更にボックス/ケースが設置保管される許可書	不存在 ※20	上下水道局 上下水道事業部 給排水管理課	
135	H30.3.16	H30.3.29	「別添資料(写真・地図)に記載した1)～3)項に求めている各文章のうち、1)このフェンス囲いの公共施設の設置決裁に係る全ての文書(施設名、目的、所有者、製作図等が判明出来る文書)、2)このフェンス囲い内の3台の花壇/プランター、植木鉢の所有者、管理者が判明出来る文書。更にボックス/ケースが設置保管される許可書 <対象文書> ・下水道施設維持課 補修受付書 伝票No.3 ・執行回議書(茄子作南町他水路敷フェンス設置工事) ・位置図及び設計図 ・請書(茄子作南町他水路敷フェンス設置工事) ・下水道施設維持課 補修受付書 伝票No.489	部分公開 5-3	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等	主管課	備考
136	H30. 3. 20	H30. 4. 3	「①滞納整理マニュアル②上記マニュアルの裁決文書③滞納処分(差押)決議書 H27年分 H28年分 対象種別 イ不動産 ロ給料報酬 ハ預金 ④審査請求書(平成28年8月25日收受総コ推第85号・公開済)に対する決定書⑤決定書が発行されていないなら、取下書(平成28年9月27日收受総コ推第125号・公開済)に至るまでの枚方市と請求者との交渉、話合等の経過・内容の分かる書面」のうち、コンプライアンス推進課所管分 <対象文書> ① 審理手続を行う者の指名及びその通知について(平成28年9月5日市長決裁) ② 事件記録(平成28年第5号審査請求に係るもの) ③ 平成28年第5号審査請求の取下げに伴う手続について(平成28年9月27日コンプライアンス推進課長決裁)	部分公開 5-1	総務部 コンプライアンス 推進課	
137	H30. 3. 20	H30. 5. 2	「①滞納整理マニュアル②上記マニュアルの裁決文書③滞納処分(差押)決議書 H27年分 H28年分 対象種別 イ不動産 ロ給料報酬 ハ預金 ④審査請求書(平成28年8月25日收受総コ推第85号・公開済)に対する決定書⑤決定書が発行されていないなら、取下書(平成28年9月27日收受総コ推第125号・公開済)に至るまでの枚方市と請求者との交渉、話合等の経過・内容の分かる書面」のうち、コンプライアンス推進課所管分以外 <対象文書> 「滞納整理マニュアル改訂版(改訂16版/29年度)の運用について」(平成29年5月24日納税課長決裁) 差押執行決議書(平成27年4月27日決裁、平成27年6月3日決裁、平成27年8月17日決裁、平成27年8月26日決裁、平成28年8月2日決裁、平成27年11月9日決裁、平成28年2月9日決裁、平成28年4月4日決裁、平成28年7月11日決裁) 経過詳細一覧(審査請求(平成28年8月25日收受総コ推第85号)に係るもの)(審査請求のあった日から取下げのあった日まで)	部分公開 5-1 5-7	財務部 税務室 納税課	決定期間 延長決定 H30. 4. 2
138	H30. 3. 26	H30. 3. 28	市税リポートひらかた(18年2月号) <対象文書> 「市税リポートひらかた」平成30年2月 第15号	公開	財務部 税務室 税制課	
139	H30. 3. 26	H30. 4. 6	市役所庁内報「みすとらる」2015年4月～2018年3月までの号 <対象文書> 庁内報「みすとらる」2015年6月1日発行第77号～2018年3月1日発行第88号	公開	総務部 人材育成室 人事課	
140	H30. 3. 27	H30. 4. 1	「長尾公民館耐震補強及び改修工事事業の枚方市財産区地区公共事業等交付金交付決定通知書及び見積書」	部分公開 5-3	財務部 資産活用室 財産管理課	

不存在の理由

- ※1 定例の事務処理のため、特段、会議の開催を要さなかったため。
- ※2 対象文書が作成途上であるため。
- ※3 該当する文書は作成していないため。
- ※4 作成していないため。
- ※5 平成28年5月31日付文書(以下「発出文書」という。)に記載すべき項目を整理した打合せ時の配布文書については、発出文書が作成された後、廃棄しており現存していないため。また、当該打合せにおける議事録は作成していないため。
- ※6 大阪府警とは、口頭でやりとりを行っていたため。また、その他協定書に関して保管している文書はないため。
- ※7 当該サービスの整備提案がなく、提出がなかったため。
- ※8 当該文書は作成していないため。
- ※9 該当するポスターの掲出依頼者から、台帳への記入を希望する申し出がなかったため。
- ※10 保健所内の迷い犬等のポスターについて、許可を行わずに職員が掲出するため。
- ※11 本件請求に係る保有情報「HIRAKATAくらわんかー」にばるの費用に関する書類(業者名、契約金、保険等)は、枚方市の管理に属していないため。
- ※12 本件請求に係る文書を作成していないため。
- ※13 本件請求に係る文書を作成していないため。
- ※14 校長会教頭会関係の保存年限である3年が経過し、廃棄したため。
- ※15 本件請求に係る文書を作成していないため。
- ※16 香里ヶ丘図書館から、香里ヶ丘図書館の建て替えを要望した事実はなく、本件請求に係る文書を作成していないため。
- ※17 (1)中央図書館開館後「町づくり等」への評価について…中央図書館開館後、まちづくり視点での中央図書館の評価は行っていないため  
(2)平成28年11月以前の香里ヶ丘図書館建替の理由が「町づくり等」であればその政策を決定するに至るまでの調査資料について…平成28年11月以前に町づくりの政策観点からの香里ヶ丘図書館建替に係る調査を実施していないため。
- (3)「香里ヶ丘図書館建設費約7.5億円の公費の内訳及び今後の管理費用について(国・府・市費)」のうち、今後の管理費用について…香里ヶ丘図書館建替の内容は現在未確定で、また建替後の運営体制等の詳細についても未検討であることから、管理費用の検討を行っていないため。
- ※18 本件請求に係る情報については、現に保有していないため。
- ※19 道路占用許可申請が無いため。
- ※20 本件請求に係る情報については、現に保有していないため。

## 2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
1	H29. 4. 20	H29. 5. 8	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年2月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年3月31日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年4月3日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年4月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成28年度受付番号〇〇~〇〇及び平成29年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年3月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年4月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年4月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年4月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
2	H29. 4. 25	H29. 4. 26	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年3月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年4月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年4月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
3	H29. 5. 8	H29. 5. 18	下水道長寿命化計画策定業務委託の金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 上下水道計画課	
4	H29. 5. 8	H29. 5. 16	公共下水道磯島北町地区污水管実施設計委託 下水道管路施設耐震化実施設計業務委託 上記委託業務の金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 污水整備課	
5	H29. 5. 8	H29. 5. 17	楠葉雨水貯留管整備実施設計委託に係る金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 雨水整備課	
6	H29. 5. 8	H29. 5. 17	渚東町污水管改良工事に伴う設計委託、 楠葉朝日3丁目污水管更生工事に伴う設計委託の金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
7	H29. 5. 9	H30. 5. 22	淀川衛生事業所業務棟等解体及び整備工事に係る次の文書 設計図書(特記仕様書及び図面)、設計書、工程表	部分公開 6-3 6-7	都市整備部 施設整備室	
8	H29. 5. 9	H29. 5. 18	北ヶ丘合同宿舍解体工事に係る次の文書 設計図書(特記仕様書及び図面)、設計書、工程表	部分公開 6-3 6-7	上下水道局 上下水道事業部 上下水道整備室 浄水課	
9	H29. 5. 9	H29. 5. 16	枚方第二小学校管理棟外壁他改修工事及び香陽小学校管理棟外壁改修他工事に係る次の文書 設計図書(特記仕様書及び図面)、設計書、工程表	部分公開 6-3 6-7	教育委員会 管理部 教育環境整備室	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
10	H29. 5. 9	H29. 5. 19	<p>北ヶ丘合同宿舍解体工事、淀川衛生事業所業務棟等解体及び整備工事、枚方第二小学校管理棟外壁他改修工事、香陽小学校管理棟外壁改修工事、枚方消防署中宮出張所建替工事の入札に絡む資料(決済書、契約書、価格内訳書)</p> <p>&lt;対象文書&gt;</p> <p>・「北ヶ丘合同宿舍解体工事」</p> <p>(1) 工事契約手続依頼書及び依頼時付属書類一式(平成28年7月依頼分・8月依頼分)</p> <p>(2) 公告文(平成28年7月発注分・8月発注分)</p> <p>(3) 予定価格調書(平成28年7月19日分・8月17日分)</p> <p>(4) 回議書(入札の中止について)</p> <p>(5) 質疑・回答書</p> <p>(6) 資格審査結果・指名情報</p> <p>(7) 入札・見積結果情報</p> <p>(8) 提出書類一式</p> <p>①「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票</p> <p>②参加資格状況申告書</p> <p>③価格内訳書</p> <p>④配置予定技術者等調書</p> <p>⑤監理技術者の資格者証及び講習修了証写し</p> <p>⑥コリンズカルテ写し</p> <p>⑦経営規模等評価結果通知書写し</p> <p>⑧提出書類受領確認書</p> <p>(9) 入札結果情報</p> <p>(10) 落札結果のお知らせ及び契約手続について</p> <p>(11) 債務負担等内訳書</p> <p>(12) 監督職員通知書</p> <p>(13) 工事請負契約書</p> <p>(14) 建退共掛金収納書届</p> <p>(15) 保証証書</p> <p>(16) 契約締結回議書</p> <p>・「淀川衛生事業所業務棟等解体及び整備工事」</p> <p>(1) 工事契約手続依頼書及び依頼時付属書類一式</p> <p>(2) 公告文</p> <p>(3) 予定価格調書</p> <p>(4) 質疑・回答書</p> <p>(5) 資格審査結果・指名情報</p> <p>(6) 入札・見積結果情報</p> <p>(7) 提出書類一式</p> <p>①「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票</p> <p>②参加資格状況申告書</p> <p>③価格内訳書</p> <p>④配置予定技術者等調書</p> <p>⑤監理技術者の資格者証及び講習修了証写し</p> <p>⑥コリンズカルテ写し</p> <p>⑦経営規模等評価結果通知書写し</p> <p>⑧提出書類受領確認書</p> <p>(8) 入札結果情報</p> <p>(9) 落札結果のお知らせ及び契約手続について</p> <p>(10) 歳計外調定決議書</p> <p>(11) 監督職員通知書</p> <p>(12) 工事請負契約書</p> <p>(13) 建退共掛金収納書届</p> <p>(14) 納入通知書兼領収書</p> <p>(15) 契約締結回議書</p> <p>・「枚方第二小学校管理棟外壁他改修工事」</p> <p>(1) 工事契約手続依頼書及び依頼時付属書類一式</p> <p>(2) 公告文</p> <p>(3) 予定価格調書</p> <p>(4) 質疑・回答書</p> <p>(5) 資格審査結果・指名情報</p> <p>(6) 入札・見積結果情報</p> <p>(7) 提出書類一式</p> <p>①「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票</p> <p>②参加資格状況申告書</p> <p>③価格内訳書</p> <p>④配置予定技術者等調書</p> <p>⑤監理技術者の資格者証及び講習修了証写し</p> <p>⑥監理技術者の国民健康保険被保険者証写し</p> <p>⑦コリンズカルテ写し</p> <p>⑧経営規模等評価結果通知書写し</p> <p>⑨提出書類受領確認書</p> <p>(8) 入札結果情報</p> <p>(9) 落札結果のお知らせ及び契約手続について</p> <p>(10) 監督職員通知書</p> <p>(11) 工事請負契約書</p> <p>(12) 建退共掛金収納書届</p> <p>(13) 保証証書(契約保証)</p> <p>(14) 前払金請求書・保証証書(前払金保証)</p> <p>(15) 契約締結回議書</p>	<p>部分公開</p> <p>6-1</p> <p>6-3</p>	<p>財務部</p> <p>総合契約検査室</p> <p>契約課</p>	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
10	H29. 5. 9	H29. 5. 19	<p>・「香陽小学校管理棟外壁改修他工事」  (1) 工事契約手続依頼書及び依頼時付属書類一式  (2) 公告文  (3) 予定価格調書  (4) 質疑・回答書  (5) 資格審査結果・指名情報  (6) 入札・見積結果情報  (7) 提出書類一式  ①「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票  ②参加資格状況申告書  ③価格内訳書  ④配置予定技術者等調書  ⑤監理技術者の資格者証及び講習修了証写し  ⑥市民税・府民税特別徴収税額決定通知書  ⑦コリンズカルテ写し  ⑧経営規模等評価結果通知書写し  ⑨提出書類受領確認書  (8) 入札結果情報  (9) 落札結果のお知らせ及び契約手続について  (10) 監督職員通知書  (11) 工事請負契約書  (12) 建退共掛金収納書届  (13) 保証証書(契約保証)  (14) 前払金請求書・保証証書(前払金保証)  (15) 契約締結回議書</p> <p>・「枚方消防署中宮出張所建替工事」  (1) 工事契約手続依頼書及び依頼時付属書類一式  (2) 公告文  (3) 予定価格調書  (4) 資格審査結果・指名情報  (5) 入札・見積結果情報  (6) 提出書類一式  ①「入札参加資格確認申請書」等一式書類確認票  ②参加資格状況申告書  ③価格内訳書  ④配置予定技術者等調書  ⑤監理技術者の資格者証及び講習修了証写し  ⑥監理技術者の国民健康保険被保険者証写し  ⑦コリンズカルテ写し  ⑧経営規模等評価結果通知書写し  ⑨提出書類受領確認書  (7) 入札結果情報(落札決定時分・議決時分)  (8) 決定通知書  (9) 回議書(入札結果及び落札決定の通知について)</p>	部分公開 6-1 6-3	財務部 総合契約検査室 契約課	
11	H29. 5. 16	H29. 5. 30	<p>平成29年度包括外部監査人候補者の選定に関する、下記内容を含む一切の文書  ①包括外部監査人候補者の人数及び各候補者の氏名・資格  ②包括外部監査人候補者選定の経過  ③各候補者が提出した(企画)提案書  ④各候補者の面談(面接)時の議事録(会議録)  ⑤包括外部監査人候補者選定のための会議の議事録(会議録)  ⑥包括外部監査人候補者選定の基準(評価項目・各項目の配点等)  ⑦各候補者の評価点(各評価項目ごとの点数などを含む)  ⑧包括外部監査人候補者として選定された者の氏名・住所・生年月日・資格・所属・経歴・包括外部監査にかかるとの経歴  ⑨上記⑧の者を選定した理由  ⑩その他、平成29年度包括外部監査人候補者の選定に関する一切の文書</p> <p>&lt;対象文書&gt;  ・平成28年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成28年6月3日副市長決裁)  ・平成29年度枚方市包括外部監査人候補者の選定に係る諮問について(平成28年6月13日市長決裁)  ・平成28年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会の資料の確定及び送付について(平成28年7月1日部長決裁)  ・平成29年度枚方市包括外部監査人募集要項・提案書様式の決定及び公表について(平成28年8月16日部長決裁)  ・平成28年度第2回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成28年10月11日副市長決裁)  ・平成29年度枚方市包括外部監査人候補者の1次選考(書類選考)通過者の決定について(平成28年10月31日部長決裁)  ・平成28年度第3回枚方市包括外部監査人選定審査会の開催について(平成28年11月11日副市長決裁)  ・平成28年度第3回枚方市包括外部監査人選定審査会の資料の確定について(平成28年12月1日部長決裁)  ・平成29年度枚方市包括外部監査人候補者の確定について(平成28年12月15日市長決裁)</p>	部分公開 6-1 6-3 6-7	総務部 コンプライアンス 推進課	



番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
12	H29. 5. 17		平成23年10月17日付收受の都査開第〇〇号 開発行為変更許可申請書に添付の構造計算書		都市整備部 開発指導室 開発調整課	取下げ
13	H29. 5. 18	H29. 5. 31	枚方市入札監視員会議議事録(H28. 11. 22、H29. 1. 25分) <対象文書> ・平成28年度第3回枚方市入札監視員会議 会議録 ・平成28年度臨時枚方市入札監視員会議 会議録	部分公開 6-1	財務部 総合契約検査室 契約課	
14	H29. 5. 30		2014年10月26日付京田辺市議団ニュースの記事の中 枚方市は徳谷での焼却施設建てかえをしないと表明されている文書		環境部 環境総務課	取下げ
15	H29. 5. 31	H29. 6. 5	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年4月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
16	H29. 6. 7	H29. 6. 14	標識設置届出書(平成29年5月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月5日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号から平成29年4月11日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号まで、平成29年4月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年4月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号から平成29年5月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号まで、平成29年6月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成29年5月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年5月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)並びに添付書類である標識の設置を証する写真 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
17	H29. 6. 8	H29. 6. 21	次の各工事に係わる金入り設計書 ①公共下水道第68工区サダ雨水貯留管整備工事 ②公共下水道第65工区溝谷川ポンプ場整備工事(その2) ③公共下水道第61工区新安居川ポンプ場整備工事(その1)	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 雨水整備課	
18	H29. 6. 12	H29. 6. 23	次の委託に係る設計書(金入り) ①田口山配水場～北山・楠葉分岐間送水管更新工事実施設計委託(その1) ②尊延寺口径250mm配水管更新実施設計委託	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 上水道整備室 上水道工務課	
19	H29. 6. 12	H29. 6. 19	①公共下水道杉4丁目地区污水管実施設計委託 ②公共下水道津田元町4丁目地区污水管実施設計委託 上記委託業務の金入設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 污水整備課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
20	H29. 6. 13	H29. 7. 6	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(環境保全課所管分)のうち、枚方市議会からのもの(平成28年度分)13件	部分公開 6-1	環境部 環境保全課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
21	H29. 6. 13	H29. 7. 4	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 職務の執行に対する意見、要望記録票(計6枚)	部分公開 6-1 6-3	環境部 環境指導課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
22	H29. 6. 13	H29. 7. 25	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された枚方市議会議員からの要望等記録票 <対象文書> 枚方公園周辺の交通問題について 4件 平成28年6月29日・平成28年12月2日 平成28年12月20日・平成29年1月27日 協議分	部分公開 6-1	都市整備部 連続立体交差推進 室	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
23	H29. 6. 13	H29. 7. 5	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(平成28年4月19日、5月26日、6月6日、6月8日、7月5日、7月19日、8月5日、8月12日、8月29日、8月29日、9月13日、10月4日、10月5日、10月14日、10月21日、11月4日、1月11日 受付分)	部分公開 6-1	土木部 道路河川管理課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
24	H29. 6. 13	H29. 7. 4	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 「職務の執行に対する意見、要望等記録票」(道路河川補修課所管分)のうち平成28年度に枚方市議から提出があったもの。	部分公開 6-1	土木部 道路河川補修課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
25	H29. 6. 13	H29. 7. 25	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 別紙1のとおり【別紙省略】	部分公開 6-1	土木部 公園みどり推進室	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
26	H29. 6. 13	H29. 6. 27	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 平成28年4月19日、7月5日、平成29年1月26日受付分	部分公開 6-1	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
27	H29. 6. 13	H29. 7. 5	「職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例、同施行規則」に基づき記録された、枚方市議会議員からの要望等記録票(平成28年度分)(添付資料を除く) <対象文書> 職務の執行に対する意見、要望等の記録票(平成28年8月29日受付分)	公開	上下水道局 上下水道事業部 上下水道計画課	決定期間 延長決定 H29. 6. 20
28	H29. 6. 13	H29. 6. 27	枚方市の、平成27年3月作成の、課税業務等のための地番・筆界等(できれば字界・字名)の現況図で業務委託によって作成又は更新されたもの 土地参考図(平成27年3月作成分)	公開	財務部 税務室 資産税課	
29	H29. 6. 14	H29. 6. 27	総合スポーツセンター駐車場拡張工事測量設計委託の金入り設計書	部分公開 6-7	都市整備部 施設整備室	
30	H29. 6. 14	H29. 6. 20	(平成28年度橋梁長寿命化事業)橋梁長寿命化耐震設計委託の金入り設計書	部分公開 6-7	土木部 道路河川補修課	
31	H29. 6. 14	H29. 6. 27	牧野長尾線(7工区)詳細設計委託及び 市駅周辺再整備ビジョン交通基盤整備詳細設計委託に係る金入り設計書	部分公開 6-7	土木部 道路河川整備課	
32	H29. 6. 14	H29. 6. 27	楠葉雨水貯留管整備に伴う土質調査委託に係る金入り設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 雨水整備課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
33	H29. 6. 14	H29. 6. 23	次の委託に係る設計書(金入り) 尊延寺口径250mm配水管更新実施設計委託	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 上水道整備室 上水道工務課	
34	H29. 6. 14	H29. 6. 28	①公共下水道杉4丁目地区污水管実施設計委託 ②公共下水道杉山手2丁目地区污水管実施設計委託 上記委託業務の金入り設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道整備室 污水整備課	
35	H29. 6. 14	H29. 6. 23	渚東町污水管改良工事に伴う設計委託、楠葉朝日3丁目污水管更生 工事に伴う設計委託の金入り設計書	部分公開 6-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
36	H29. 6. 20	H29. 6. 26	枚方市コールセンター運営業務委託仕様書	公開	総合政策部 行革推進課	
37	H29. 6. 20		枚方市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇における土壌調査・対策に関する資料		環境部 環境指導課	取下げ
38	H29. 6. 22	H29. 7. 3	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年4月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年6月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年4月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年6月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
39	H29. 6. 26	H29. 7. 7	枚方市駅周辺地区測量業務委託の金入り設計書	部分公開 6-7	市駅周辺等活性化 推進部	
40	H29. 6. 26	H29. 7. 4	磯島第4号線他測量設計委託に係る金入り設計書	部分公開 6-7	土木部 道路河川整備課	
41	H29. 6. 28	H29. 7. 3	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年6月9日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年6月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
42	H29. 7. 7	H29. 7. 20	自治会等代表者名簿(縦覧用)(町名、番地及び電話番号を除く) 平成29年7月11日発行分	公開	市民安全部 市民活動課	
43	H29. 7. 10	H29. 7. 21	「大峰北町2丁目・楠葉中之芝2丁目における住居表示台帳・住居表示 新旧対照表・住居表示案内図」のうち、「住居表示台帳及び住居表示 新旧対照表(楠葉中之芝2丁目)」 <対象文書> 住居表示台帳(大峰北町2丁目・楠葉中之芝2丁目) 新旧対照表(楠葉中之芝2丁目)	部分公開 6-1	市民安全部 市民室	
44	H29. 7. 10	H29. 7. 21	「大峰北町2丁目・楠葉中之芝2丁目における住居表示台帳・住居表示 新旧対照表・住居表示案内図」のうち、「住居表示新旧対照表(大峰北 町2丁目)及び住居表示案内図」	不存在 ※1	市民安全部 市民室	
45	H29. 7. 18	H29. 7. 25	公共・公益施設整備協議書(平成27年12月17日收受都調第〇〇-〇〇- 〇〇号)の添付書類である説明結果届出書のうち計画説明概要報告 書 公共・公益施設整備協議書(平成28年12月8日收受都調第〇〇-〇〇- 〇〇号)の添付書類である説明結果届出書のうち計画説明概要報告 書	部分公開 6-1 6-3	都市整備室 開発指導室 開発調整課	
46	H29. 7. 18	H29. 7. 31	枚方市で把握している生産緑地地区の指定状況のわかるもの【農 地所在地、面積、生産緑地名(番号)、地区指定告示日、制限解除日、 地区指定解除日等】。 ※行政文書名称、項目名称が市町村によって若干異なる場合は、同 趣旨のもの。 ※農地所在地は地区に含まれるすべての地番を希望します。 ※個人名は必要としておりません。	公開	都市整備部 都市計画課	
47	H29. 7. 20	H29. 7. 27	宅地造成に関する工事の変更許可申請書(平成25年3月29日收受都 査宅第〇〇-〇〇号)の添付書類である造成計画平面図(変更後)、造 成計画断面図(X方向)・(Y方向)(変更後)、擁壁断面配筋図-1・-2及び 擁壁展開図①(変更後)	公開	都市整備室 開発指導室 開発調整課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
48	H29. 7. 25		保険始期が平成28年6月1日から平成29年5月31日の間の損害保険契約の内容が分かる以下の書類。 ①保険証券の写し。 ②当該保険契約の内容が分かる仕様書などの写し。 補償対象 補償内容(死亡・後遺障害、入院、通院、事故当りの保険金額等) 保険料の算出基礎(人数、面積、金額など) (個人情報を除く)			取下げ
49	H29. 7. 25		保険始期が平成28年6月1日から平成29年5月31日の間の損害保険契約の内容が分かる以下の書類。 ①保険証券の写し。 ②当該保険契約の内容が分かる仕様書などの写し。 補償対象 補償内容(死亡・後遺障害、入院、通院、事故当りの保険金額等) 保険料の算出基礎(人数、面積、金額など) (個人情報を除く)			取下げ
50	H29. 7. 26	H29. 8. 4	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年6月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年7月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年6月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年7月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
51	H29. 7. 27	H29. 8. 2	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年7月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年7月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
52	H29. 8. 14		枚方市東部清掃工場に関する環境影響にかかわる書類のうち、別紙1、2、3、4、8、10、11、12について。(19年~29年) その他、別紙のとおり。【別紙省略】			取下げ

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
53	H29. 8. 16	H29. 8. 21	平成29年度枚方市市民公益活動補償保険に係る賠償責任保険証券及び仕様書 ※約款及び特約を除く ※印影を除く	公開	市民安全部 市民活動課	
54	H29. 8. 16	H29. 8. 29	・保険証券「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分 (添付書類(明細書を含む)を除く 約款及び特約を除く 個人情報及び印影を除く) ・仕様書「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成28年度契約分(所蔵作品一覧を除く)	公開	産業文化部 文化生涯学習室	
55	H29. 8. 16	H29. 8. 25	「枚方子どもいきいき広場事業 公益活動およびコーディネーター災害補償保険」賠償責任保険証券及び仕様書(※約款及び特約を除く、※印影を除く)(平成29年度分)	公開	子ども青少年部 子ども青少年政策課	
56	H29. 8. 16	H29. 8. 23	①保険証券(枚方市立すぎの木園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成28年4月28日)(約款及び特約を除く、印影を除く) ②保険証券(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成28年4月28日)(約款及び特約を除く、印影を除く) ③仕様書(枚方市立すぎの木園 園児傷害保険に係るもの) ④仕様書(枚方市立幼児療育園 園児傷害保険に係るもの)	公開	子ども青少年部 子育て支援室 子育て運営課	
57	H29. 8. 16	H29. 8. 25	次の保険の保険証券及び仕様書 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く 「有価証券取扱総合保険」 <対象文書> 運送保険証券 平成28年4月28日契約分(約款及び特約、個人情報及び印影を除く)	公開	会計課	
58	H29. 8. 16	H29. 8. 24	保険証券及び仕様書(平成28年度交通専従員傷害補償保険及び賠償補償保険に係るもの)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	公開	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	
59	H29. 8. 16	H29. 8. 23	就学時健康診断受診者及び帯同者に対する傷害保険の保険証券及び仕様書 ※明細書を含む、約款及び特約を除く、個人情報及び印影を除く <対象文書> ①傷害保険証券(印影を除く、約款、特約を除く) ②就学時健康診断受診者及び帯同者に対する保険仕様書 ③平成28年度就学時健康診断実施日程表 ④別紙明細書	公開	教育委員会 学校教育部 学務課	
60	H29. 8. 16	H29. 8. 21	平成28年度枚方市日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険の保険証券及び仕様書 ※特約を除く ※印影を除く	公開	教育委員会 社会教育部 社会教育課	
61	H29. 8. 16	H29. 8. 22	「平成29年度留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」の保険証券、災害補償規定兼給付表及び仕様書 ※約款及び特約を除く ※印影を除く	公開	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	
62	H29. 8. 23	H29. 8. 31	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年7月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年8月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年8月3日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
63	H29. 8. 29	H29. 9. 8	長尾排水区排水路整備工事 ・計画平面図(船橋川~No. 16付近) ・縦断面図(船橋川~No. 16付近) ・横断面図(その1) ・横断面図(その2) ・水路標準図及び1号人孔 ・U型水路(1800×2100)標準部配筋図 ※個人情報及び印影を除く	公開	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	
64	H29. 8. 30	H29. 9. 6	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年8月3日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年8月23日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
65	H29. 9. 14	H29. 9. 21	淀川左岸流域関連公共下水道 中部汚水幹線布設工事その4 平面図(1) 縦断面図(1) 横断面図(1) 中間マンホール構造図 路線座標値ファイル式	公開	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
66	H29.9.14	H29.9.28	平成29年度日々雇用者(雇い上げ)損害保険(普通障害保険)の保険証券 ※明細書を含む ※約款及び特約を除く ※個人情報及び印影を除く <対象文書> ・保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・損害保険 加入者証(平成29年度 日々雇用者(雇い上げ)損害保険分)(印影を除く) ・平成29年度 日々雇用者損害保険加入依頼書	公開	健康部 保健所 保健センター	
67	H29.9.19	H29.10.2	平成25年3月29日收受 都査宅第〇〇-〇〇号 宅地造成に関する工事の変更許可申請書(添付書類を含む) ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
68	H29.9.21	H29.10.2	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年8月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年9月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年8月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
69	H29.9.21	H29.9.26	平成26年度～28年度に契約課で契約(入札)を行った業務委託契約一覧 <対象文書> ①平成26年度 契約記録綴 委託 ②平成27年度 契約記録綴 委託 ③平成28年度 契約記録綴 委託	公開	財務部 総合契約検査室 契約課	
70	H29.9.28	H29.10.12	(仮称)枚方市立児童発達支援センター建設工事設計委託における金入り設計書	部分公開 5-7	都市整備部 施設整備室	
71	H29.9.28	H29.10.12	①第一中学校増築・長寿命化改修工事設計委託 金入り設計書 ②第一中学校増築・長寿命化改修工事設計委託 金入り変更設計書 ③桜丘小学校増築・長寿命化改修工事設計委託 金入り設計書 ④桜丘小学校増築・長寿命化改修工事設計委託 金入り変更設計書	部分公開 5-7	教育委員会 管理部 教育環境整備室	
72	H29.9.28	H29.10.12	牧野長尾線(7工区)詳細設計業務(変更設計) <対象文書> ・設計仕様書(金額入り)一式	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
73	H29.9.29	H29.10.10	枚方市市民公益活動補償保険に係る次の文書 ①平成29年度市民公益活動補償保険のご案内 ②平成29年度枚方市市民公益活動補償保険仕様書 ③枚方市市民公益活動補償保険実施要領 ④指名競争入札(委託)執行調書 ⑤賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) ⑥賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書 ⑦平成26、27、28年度契約の事故件数および支払い保険金額	公開	市民安全部 市民活動課	
74	H29.10.3	H29.10.17	枚方市市民会館に関する指定管理者公募(指定期間 H29.4.1～H33.3.31)における候補者第一順位の団体の事業計画書(提案時のもの) <対象文書> 枚方市市民会館 平成29～31年度 事業計画書	部分公開 5-1 5-3	産業文化部 文化生涯学習室	
75	H29.10.6	H29.10.13	・(仮称)ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業に係る環境影響評価事後調査報告書(共用開始1ヶ月後)平成28年7月 ・(仮称)ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業に係る環境影響評価事後調査報告書(うち交通量分)平成29年8月	公開	環境部 環境指導課	
76	H29.10.16	H29.10.20	枚方市〇〇町〇〇 既確定道路明示意图 <対象文書> 土地実測図面(市指令土道第〇〇-〇〇号)	部分公開 5-1 5-3	土木部 道路河川管理課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
77	H29.10.19	H29.11.2	平成28年9月1日から平成29年8月31日に、枚方市が契約した損害保険契約(保険料10万円以上)の保険証券及び仕様書の写し(指定管理も含む)。但し、自動車保険、自賠責保険、全国市長会等各種共済契約を除くとする。 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く。 <対象文書> ・介護保険・社会福祉事業者総合保険証券(サンボエムひらかた分) ・介護保険・社会福祉事業者総合保険証券(枚方市立くずは北デイサービスセンター分) ・賠償責任保険証券 ※印影、約款及び特約を除く。	公開	長寿社会部 長寿社会総務課	
78	H29.10.19	H29.11.2	平成28年9月1日から平成29年8月31日に、枚方市が契約した損害保険契約(保険料10万円以上)の保険証券及び仕様書の写し(指定管理も含む)。但し、自動車保険、自賠責保険、全国市長会等各種共済契約を除くとする。 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く。 <対象文書> 賠償責任保険証券、賠償責任保険明細書 ※印影、約款及び特約を除く。	公開	福祉部 福祉総務課	
79	H29.10.19	H29.11.1	「平成29年度 留守家庭児童会入室児童にかかる傷害保険」の保険証券、災害補償規定兼給付表及び仕様書 ※印影、約款及び特約を除く	公開	教育委員会 社会教育部 放課後子ども課	
80	H29.10.19	H29.11.1	「事業実施に伴う傷害および事業傷害被害に対する役員・理事等の責任賠償保険」及び「施設賠償責任保険」の保険証券及び仕様書 ※個人情報、印影、約款及び特約を除く。	公開	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
81	H29.10.25	H29.11.1	平成29年度公園等夏期剪作業委託(中部B地区)に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 公園みどり推進室	
82	H29.10.26	H29.11.1	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年10月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年10月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
83	H29.10.26	H29.11.8	平成29年度に提出された枚方市公害防止条例第25条の規定に基づく地下水採取量等報告書及び地下水採取量等記録簿 <対象文書> 地下水採取量等報告書及び地下水採取量等記録簿(平成29年4月4日～同年5月15日收受分)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境指導課	
84	H29.10.30	H29.11.8	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年9月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年10月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年10月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年10月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
85	H29.10.31	H29.11.10	平成23年3月11日付 第H22確認一工枚方市〇〇号の建築確認申請書及びその添付書類	部分公開 5-1 5-3	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
86	H29.11.27	H29.12.6	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年10月30日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年11月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年10月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年11月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
87	H29.11.30	H29.12.6	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年10月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成29年11月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
88	H29.12.7	H29.12.12	交通安全施設設置箇所図	公開	土木部 道路河川管理課	
89	H29.12.11	H29.12.18	道路賠償責任保険についての下記文書 H29道路賠償責任保険契約時の仕様書 平成27、28、29年度契約の保険証券※印影、約款・特約を除く。 <対象文書> 道路および道路施設に関する賠償責任保険仕様書(平成29年度) 道路賠償責任保険被保険者証(平成27年度、28年度、29年度) ※約款・特約及び印影を除く。	公開	土木部 道路河川管理課	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
90	H29.12.27	H30.1.5	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年12月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成29年12月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
91	H29.12.27	H29.12.28	伊加賀西町・片鉢東町・高野道2丁目・香里園桜木町・杉山手3丁目・津田南町2丁目・茄子作4丁目・西牧野4丁目・野村中町・東中振2丁目・藤阪天神町・藤阪東町1丁目・藤阪元町2丁目・山田池東町・津田山手1丁目の全域の住居表示台帳(住居番号までわかる資料)	公開	市民安全部 市民室	
92	H30.1.15	H30.1.29	「枚方市自転車駐車場平成30年~34年度指定申請書」(公益社団法人枚方市シルバー人材センター) 「枚方市自転車駐車場指定管理者申請書」(株式会社駐輪サービス) 「枚方市自転車駐車場指定管理者応募申請書類」(一般社団法人日本駐車場工学研究会) 「枚方市自転車駐車場指定管理者公募提案書」(株式会社ダイゾー) 上記にかかる、事業計画書と収支予算書	部分公開 5-1 5-3	土木部 交通対策課	
93	H30.1.24	H30.2.5	①開発事業に伴う事前協議書(平成29年11月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成30年1月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成29年11月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成29年12月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
94	H30.1.31	H30.2.5	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成30年1月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成30年1月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
95	H30.2.8	H30.2.19	枚方市全域の住居表示台帳 ただし以下の住所を除く 藤阪天神町、伊加賀西町、片鉢東町、高野道2丁目、香里園桜木町、杉山手3丁目、津田南町2丁目、藤阪元町2丁目、山田池東町、津田山手1丁目、茄子作4丁目、西牧野4丁目、野村中町、東中振2丁目、藤阪東町1丁目 ※対象住所については別紙のとおり【別紙省略】	公開	市民安全部 市民室	
96	H30.2.13	H30.2.20	溝谷川都市下水道工事①平面図及び縦断面図②一般平面図、縦断面図、横断面図及び標準断面図③平面図・縦断面図④横断面図⑤横断面図⑥配筋図⑦構造詳細図及び配筋図⑧位置図	公開	上下水道局 上下水道経営部 給排水管理課	
97	H30.2.22		①メタセコイア(杉科)とGHQとの文化的かかわりを示す公文書の手紙・写真(返還後) ②その後、小学校・中学校・大学の校庭・街路樹にうえられたことを示す文書(樹木台帳 写真など)		—	取下げ
98	H30.2.28	H30.3.7	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成30年2月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号及び平成30年2月16日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
99	H30.3.6	H30.3.16	枚方市環境指導課所管の平成28年度工場等名簿台帳綴(平成28年3月31日時点)のうち、井戸関係対象施設情報 <対象文書> 井戸関係対象施設情報(平成28年3月31日現在)	部分公開 5-1	環境部 環境指導課	
100	H30.3.7		事業所税のみなし共同事業に当たるか否かが争われた審査請求に係る裁決書		財務部 税務室 市民税課	取下げ



番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	回答内容等	主管課	備考
101	H30. 3. 16	H30. 3. 27	平成29年3月29日付都査宅第〇〇号 宅地造成に関する工事の変更許可申請書の図書のうち、①造成計画図(変更後)②造成断面図、擁壁展開図(変更後)③擁壁配筋図(変更後)L-1'、L-1、L-2、L-3④擁壁(L-1')の構造設計 平成29年1月18日付都査宅第〇〇号 宅地造成に関する工事の許可申請書の図書のうち擁壁の構造設計 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
102	H30. 3. 16	H30. 3. 27	開発許可番号第〇〇-〇〇号(平成10年1月13日付)の開発許可に関する図書のうち開発区域に含まれる地域の名称一覧表(全体) ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
103	H30. 3. 19	H30. 3. 27	平成16年12月3日付 枚方市指令都査第〇〇-〇〇号(変更許可)の添付図書のうち①L型擁壁配筋図(L-1・L-2)②L型擁壁配筋図(L-3・L-4)③L型擁壁配筋図(L-5・L-6)④L型擁壁配筋図(L-7・L-8)⑤新擁壁平面図⑥図面番号5-9⑥擁壁一般図重力式・L型擁壁一般図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
104	H30. 3. 23	H30. 4. 6	枚方市総合スポーツセンター、枚方市民体育館、枚方市伊賀賀スポーツセンターの指定管理者の平成28年度事業報告書(完了報告書、第1四半期～第4四半期報告書)と平成25年度の事業計画書 ※個人情報を除く 印影を除く(添付資料を除く) <対象文書> 平成28年度指定管理施設完了報告書 平成28年度指定管理事業報告書の提出について(第1四半期) 平成28年度指定管理事業報告書の提出について(第2四半期) 平成28年度指定管理事業報告書の提出について(第3四半期) 平成28年度指定管理事業報告書の提出について(第4四半期) 平成25年度事業計画書	公開	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	
105	H30. 3. 28	H30. 3. 30	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成30年3月15日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
106	H30. 3. 28	H30. 4. 9	①開発事業に伴う事前協議書(平成30年1月30日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成30年3月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成29年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成30年1月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成30年3月15日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
107	H30. 3. 30	H30. 4. 11	市民活動課が所有する〇〇ファイルにつづられている〇〇町〇〇、〇〇町〇〇の筆界確認書、個人情報、印影を除く <対象文書> 筆界確認書(〇〇実測平面図)	公開	市民安全部 市民活動課	

不存在の理由

※1 「住居表示新旧対照表(大峰北町2丁目)」については、昭和54年10月1日に住居表示が実施された際、住民登録がなかったため。また、「住居表示案内図」については、本市では作成していないため。

### 3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容の要旨	決定内容等	主管課	備考
1	H29. 4. 3	H29. 4. 5	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
2	H29. 4. 13	H29. 4. 21	市民への回答文書に係る決裁文書	開示	市長公室 広聴相談課	
3	H29. 4. 28	H29. 5. 1	住民票の写し等交付請求書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
4	H29. 5. 1	H29. 5. 10	住民票の写し等交付請求書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
5	H29. 5. 1	H29. 5. 15	土地評価額の判る資料	開示	財務部 税務室 資産税課	
6	H29. 5. 11	H29. 6. 23	事故に関する書類一式	不存在 ※1	市長公室 広聴相談課	決定期間 延長決定 H30. 5. 25
7	H29. 5. 11	H29. 6. 20	事故に関する書類一式	開示	子ども青少年部 子育て支援室 子育て運営課	決定期間 延長決定 H30. 5. 25
8	H29. 5. 12	H29. 5. 25	①土地・家屋名寄台帳②物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
9	H29. 5. 12	H29. 5. 25	①土地・家屋名寄台帳②物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	不存在 ※2	財務部 税務室 資産税課	
10	H29. 5. 12	H29. 5. 22	固定資産税納税記録「経過詳細一覧」	開示	財務部 税務室 納税課	
11	H29. 5. 12	H29. 5. 22	固定資産税納税記録「経過詳細一覧」	不存在 ※3	財務部 税務室 納税課	
12	H29. 5. 26	H29. 5. 29	主治医意見書及び認定調査票	開示	長寿社会部 介護保険課	
13	H29. 5. 30	H29. 6. 1	住民票の写し等交付請求書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
14	H29. 6. 12	H29. 6. 23	①土地・家屋名寄台帳②物件一覧表	開示	財務部 税務室 資産税課	
15	H29. 6. 23	H29. 7. 6	ケース記録	開示	福祉部 生活福祉室	
16	H29. 7. 5	H29. 7. 10	市民への回答文書に係る決裁文書	開示	市長公室 広聴相談課	
17	H29. 7. 5	H29. 7. 10	市民への回答文書に係る決裁文書	開示	市長公室 広聴相談課	
18	H29. 7. 10	H29. 7. 10	住民票の写し等交付請求書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
19	H29. 7. 11	H29. 7. 20	主治医意見書	開示	長寿社会部 介護保険課	
20	H29. 7. 11	H29. 7. 21	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
21	H29. 7. 11	H29. 7. 21	非木造家屋調査表(本人以外の個人情報を除く)	開示	財務部 税務室 資産税課	
22	H29. 7. 11	H29. 7. 18	開発行為許可申請書に添付の隣接所有者の同意書	開示	都市整備部 開発指導室 開発審査課	

番号	請求日	決定日	請求内容の要旨	決定内容等	主管課	備考
23	H29.7.12	H29.7.19	面接、開始記録	部分開示 16-2-4	福祉部 生活福祉室	
24	H29.7.12	H29.7.19	相談記録	開示	市民安全部 消費生活センター	
25	H29.7.13	H29.7.27	①土地・家屋名寄台帳②物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
26	H29.7.20	H29.7.20	戸籍交付申請書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
27	H29.7.21	H29.7.25	住民票の写し等交付申請書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
28	H29.7.24	H29.8.8	介護保険事業者事故報告書	部分開示 16-2-4	長寿社会部 地域包括ケア推進 課	
29	H29.8.8	H29.8.18	要介護(支援)認定審査判定議事録	開示	長寿社会部 介護保険課	
30	H29.8.8	H29.8.14	住民票の写し等交付申請書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
31	H29.8.9	H29.8.18	①介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書 ②認定調査票 ③介護保険主治医意見書	部分開示 16-2-4	長寿社会部 介護保険課	
32	H29.8.10	H29.8.14	住民票の写し等交付請求書	開示	市民安全部 市民室	
33	H29.8.14	H29.8.24	①認定調査票 ②要介護(支援)認定審査判定議事録	開示	長寿社会部 介護保険課	
34	H29.8.28	H29.8.31	住民票の写し等交付申請書	部分開示 16-2-4	市民安全部 市民室	
35	H29.8.30	H29.9.7	①主治医意見書 ②認定調査票 ③介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	開示	長寿社会部 介護保険課	
36	H29.9.4	H29.9.12	重度障害者住宅改造成事業に関する書類	部分開示 16-2-4	福祉部 障害福祉室	
37	H29.9.4	H29.10.12	ケース記録	部分開示 15-1-4	福祉部 生活福祉室	請求日から 決定日の間 に補正請求 期間が含ま れる
38	H29.9.8	H29.9.14	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 15-1-2	市民安全部 市民室	
39	H29.9.8	H29.9.21	土地・家屋名寄台帳、物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
40	H29.9.13	H29.9.15	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	開示	市民安全部 市民室	
41	H29.9.13		住民票の写し等交付請求書		市民安全部 市民室	取下げ
42	H29.9.15	H29.9.21	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
43	H29.9.28	H29.10.5	①土地・家屋名寄台帳②物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
44	H29.10.13	H29.10.24	住民票の写し等交付請求書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	

番号	請求日	決定日	請求内容の要旨	決定内容等	主管課	備考
45	H29. 10. 27	H29. 11. 1	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
46	H29. 11. 17	H29. 11. 24	介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	開示	長寿社会部 介護保険課	
47	H29. 11. 20	H29. 11. 28	苦情相談受付票	開示	健康部 保健所 保健衛生課	
48	H29. 12. 18	H29. 12. 27	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
49	H29. 12. 20	H30. 1. 5	介護給付費通知書	開示	長寿社会部 介護保険課	
50	H29. 12. 25	H29. 12. 27	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	
51	H29. 12. 25	H30. 1. 9	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
52	H30. 1. 16	H30. 1. 29	①認定調査票 ②介護保険主治医意見書 ③介護給付費通知書 ④介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	開示	長寿社会部 介護保険課	
53	H30. 1. 18	H30. 1. 23	住民票の写し等交付申請書及び誓約書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	
54	H30. 1. 22	H30. 1. 26	相談記録	開示	市長公室 人権政策室	
55	H30. 1. 25	H30. 2. 1	市民への回答文書に係る決裁文書	開示	市長公室 広聴相談課	
56	H30. 1. 26	H30. 2. 1	①障害支援区分認定調査票 ②障害支援区分概況調査票	開示	福祉部 障害福祉室	
57	H30. 1. 29	H30. 3. 15	①経過記事②差押調書に係る決裁文書	部分開示 15-1-2 15-1-3 15-1-8	財務部 税務室 納税課	決定期間 延長決定 H30. 2. 13
58	H30. 1. 29	H30. 2. 5	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 15-1-4	市民安全部 市民室	
59	H30. 1. 29	H30. 2. 13	①ケース記録票②第三者情報提供請求意見書③第三者情報提供請求通知書④受診状況等証明書	開示	福祉部 生活福祉室	
60	H30. 1. 29	H30. 2. 6	相談記録	開示	市民安全部 消費生活センター	
61	H30. 1. 29	H30. 2. 8	指定難病相談記録票	開示	健康部 保健所 保健予防課	
62	H30. 1. 29	H30. 2. 13	ケース記録、医療に関する資料	不存在 ※4	福祉部 障害福祉室	
63	H30. 2. 1	H30. 2. 14	①債権差押えに係る決裁文書②差押調書③分納に係る誓約書	部分開示 15-1-4	健康部 国民健康保険室	
64	H30. 2. 7	H30. 2. 14	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	
65	H30. 2. 8	H30. 2. 20	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	

番号	請求日	決定日	請求内容の要旨	決定内容等	主管課	備考
66	H30. 2. 19	H30. 2. 28	折衝記録	不存在 ※5	福祉部 障害福祉室	審査請求 H30. 4. 27
67	H30. 2. 19	H30. 3. 5	折衝記録	開示	土木部 土木総務課	
68	H30. 2. 19	H30. 3. 5	折衝記録	不存在 ※6	土木部 土木総務課	審査請求 H30. 4. 27
69	H30. 2. 19	H30. 3. 5	折衝記録	不存在 ※7	土木部 道路河川管理課	審査請求 H30. 4. 27
70	H30. 2. 19	H30. 3. 5	折衝記録	不存在 ※8	土木部 交通対策課	審査請求 H30. 4. 27
71	H30. 2. 21	H30. 2. 27	住民票の写し等交付請求書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	
72	H30. 2. 26	H30. 3. 12	住民票の写し等交付請求書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	
73	H30. 3. 6	H30. 3. 14	折衝記録	開示	市長公室 広聴相談課	
74	H30. 3. 6	H30. 3. 19	保管文書目録	不存在 ※9	土木部 土木総務課	
75	H30. 3. 8	H30. 3. 22	国民健康保険料の徴収に係る差押に関する資料	部分開示 15-1-8	財務部 税務室 債権回収課	
76	H30. 3. 8	H30. 3. 22	国民健康保険料の徴収に係る差押に関する資料	部分開示 15-1-2	健康部 国民健康保険室	
77	H30. 3. 12	H30. 3. 22	固定資産名寄帳、物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	開示	財務部 税務室 資産税課	
78	H30. 3. 13	H30. 3. 28	ケース記録	開示	福祉部 生活福祉室	
79	H30. 3. 15	H30. 4. 5	ケース記録	部分開示 15-1-2 15-1-4	福祉部 生活福祉室	
80	H30. 3. 16	H30. 3. 19	①口座振替依頼書②自動払込利用申込書(変更・廃止届)	開示	長寿社会部 介護保険課	
81	H30. 3. 23	H30. 3. 30	文書索引目次	部分開示 15-1-2	土木部 土木総務課	
82	H30. 3. 26	H30. 3. 26	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
83	H30. 3. 26	H30. 3. 28	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
84	H30. 3. 30	H30. 4. 12	土地・家屋名寄台帳	開示	財務部 税務室 資産税課	
85	H30. 3. 30	H30. 4. 11	住民票・戸籍・印鑑証明交付申請書	部分開示 15-1-2 15-1-4	市民安全部 市民室	

不存在の理由

- ※1 対象文書はすべて保存年限を経過しており、廃棄しているため。
- ※2 昭和56年度分及び昭和57年度分については、本人に係る土地・建物の課税額の判るものは保有していないため。
- ※3 収納記録の保存年限が5年となっており、破棄しているため。
- ※4 ○○に、○○件と○○の件については記録していないため。また、医療に関する資料(身体障害者手帳交付申請書及び身体障害者診断書・意見書)は保存年限が5年であり、既に保存年限を経過して廃棄しているため。
- ※5 障害福祉室において本件請求に係る対象文書は作成していないため。
- ※6 本件請求に係る対象文書は作成していないため。
- ※7 土木部道路河川管理課において本件請求に係る対象文書は作成していないため。
- ※8 土木部交通対策課において本件請求に係る対象文書は作成していないため。
- ※9 土木総務課において、平成○○年○○月○○日(○)に行われた本件開示請求者と土木部長他6名の折衝に係る文書は作成しておらず、当該文書に係る文書索引目次も作成していないため。

#### 4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第585号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	実施機関	病院事業管理者
審議日	平成29年5月30日	病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法律」といいます。）に基づき、都道府県から指定を受けたがん診療拠点病院（以下「病院」といいます。）の管理者は、前年中に当該病院において初回の診断を行った原発性のがんに関する情報のうち、法律で定められた情報（以下「届出対象情報」といいます。）を、都道府県知事へ届け出ることになっております。</p> <p>現在、本市では、紙媒体により上記の届出を行っておりますが、平成29年度から、厚生労働省が構築した「がん登録オンラインシステム」（以下「本システム」といいます。）の利用が開始され、本システムを利用することにより、オンラインで届出対象情報を届け出ることができます。本システムは各病院、国、都道府県をインターネット回線で接続し、届出対象情報をネットワーク上で安全に届け出ることができるものです。</p> <p>今般、情報漏えい防止や届出対象情報の精度向上、事務の効率化を目的として、厚生労働省及び大阪府より本システムによる届出を行うよう依頼がありました。このため、本市においても、本システムを利用することとします。</p> <p>本諮問は、本システムの利用において、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合することとなることに対応するものです。</p> <p>なお、医療情報システムに係る個人情報の電算処理については、平成15年8月27日付け諮問第133号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p>	
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目	<p>別添のとおり。【別添省略】</p>	
3 接続先	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

諮問586号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	実施機関	病院事業管理者
審議日	平成29年5月30日	病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>市立ひらかた病院では、近年、日本語で意思疎通ができない外国人患者の来院が増加しています。現在、このような場合の対応については、枚方市が実施している医療機関向けの外国語通訳ボランティア派遣事業を利用しています。しかし、同事業は少なくとも診療日の5営業日前には予約が必要のため、予約診療の場合同様に利用できず、予約診療以外（初診や救急等）は、現場の職員で対応することとなります。このため、患者の疾病状態を十分に確認できないことがあり、医療事故につながる可能性があります。また、現場の職員で対応できない場合は、診療を断らざるを得ない状況です。</p> <p>これらのことを解消するため、今般、遠隔地医療通訳システム（以下「本システム」といいます。）を導入するものです。本システムは、タブレットを介して通訳者が外国人患者との会話をリアルタイムで通訳することにより、外国人患者の病状が診察可能となります。</p> <p>本諮問は、本システムの導入により、個人情報を電算処理することに対応するものです。</p>	
2 電算処理する個人情報の項目	<p>以下の①から⑥に含まれる個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①初再診受付業務で患者をシステムに登録するために必要な会話</li> <li>②症状に関する質問・検査結果説明・診断内容の説明等の診療・検査等に必要な会話</li> <li>③手術に関して手術同意書等の事前説明等に必要な会話</li> <li>④入院に関して入院生活に関する事前説明や入院中の注意点の説明等に必要な会話</li> <li>⑤会計業務で各種費用の精算に必要な会話</li> <li>⑥その他、市立ひらかた病院内で診療に関して必要な会話</li> </ul>	
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	速隔地医療通訳システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について	
審議日	平成29年5月30日	実施機関
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>市立ひらかた病院では、近年、日本語で意思疎通ができないう外国人患者の来院が増加しています。現在、このような場合の対応については、枚方市が実施している医療機関向けの外国語通訳ボランティア派遣事業を利用しています。しかし、同事業は少なくとも診療日の5営業日前には予約が必要のため、予約診療の場合にしか利用できず、予約診療以外（初診や救急等）は、現場の職員で対応することとなります。このため、患者の疾病状態を十分に確認できないことがあり、医療事故につながる可能性があります。また、現場の職員で対応できない場合は、診療を断らざるを得ない状況です。</p> <p>これらのことを解消するため、今後、速隔地医療通訳システム（以下「本システム」といいます。）を導入するものです。本システムは、タブレットを介して通訳者が外国人患者との会話をリアルタイムで通訳するものであり、英語・中国語・韓国語の3言語で24時間対応していることから、本システムを導入することにより、外国人患者の始どが診療可能となります。</p> <p>本諮問は、本システムの導入により、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を結合する必要があることに対応するものです。</p>	
2	<p>電子計算組織の通信回線による結合により伝送する個人情報の項目 以下の①から⑥に含まれる個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①初再診受付業務で患者をシステムに登録するために必要な会話</li> <li>②症状に関する質問・検査結果説明・診断内容の説明等の診療・検査等に必要な会話</li> <li>③手術に関して手術同意書等の事前説明等に必要な会話</li> <li>④入院に関して入院生活に関する事前説明や入院中の注意点の説明等に必要な会話</li> <li>⑤会計業務で各種費用の精算に必要な会話</li> <li>⑥その他、市立ひらかた病院内で診療に関して必要な会話</li> </ul>	
3	<p>通信回線の結合先 IDC Frontier クラウドサービス</p>	
4	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	健康管理システムにおける個人情報の電算処理項目の追加について								
審議日	平成29年5月30日	実施機関							
答申	諮問のとおりで異論はない								
1 目的	<p>保健センターでは、平成15年度から健康管理システムを導入し、健康増進事業、母子保健事業、予防接種事業等における事務処理の効率化を図っています。</p> <p>今後、平成17年8月23日付けで厚生労働省から通知のあった「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」が一部改正され、母子保健医療対策総合支援事業に、新たに産婦健康診査事業（以下「本事業」という。）が加わりました。</p> <p>本事業は産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的として、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成するものです。</p> <p>本市においても、平成29年9月から本事業を活用して、産婦健康診査の公費助成を開始することを予定しています。これに伴い、健康管理システムで処理する健康診査の結果の項目等を追加する必要がありますが、本諮問は、本システムにおいて、個人情報を追加して電算処理を行うことに対応するものです。</p>								
2	<p>追加して電算処理する個人情報の項目（※が条例第14条第2項該当項目）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>個人情報の項目</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">産婦健康診査</td> <td>受診医療機関</td> <td rowspan="2">点教</td> </tr> <tr> <td>EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）※</td> </tr> </tbody> </table>		事業の名称	個人情報の項目	説明	産婦健康診査	受診医療機関	点教	EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）※
事業の名称	個人情報の項目	説明							
産婦健康診査	受診医療機関	点教							
	EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）※								
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>								

諮問事項	障害福祉システムに係る特定個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成29年5月30日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>地方自治法及び大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、現在大阪府が所管している精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」といいます。）の交付事務のうち、手帳発行及び障害年金受給状況の照会に係る事務が平成29年7月から本市に権限移譲されます。（※交付事務のうち、申請の受付等、一部の事務については、既に本市において、障害福祉システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行っています。なお、本システムにおける個人情報の電算処理については、平成23年2月22日付け諮問第328号により、本システムにおける個人情報の電算処理については、平成27年5月26日付け諮問第483号により、それぞれ貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>手帳の申請には、診断書が障害年金の年金証書を添付する必要があります。今回の権限移譲により、これまで大阪府が行っていた日本年金機構等に対する障害年金の受給状況の照会を本市で行うことになることから、年金証書を添付して行う申請については、手帳の交付に要する期間を短縮できまます。障害年金の受給状況を照会するに当たって、</p> <p>手帳申請者が加入している年金団体や年金番号等を把握することから、当該情報について、本システムで管理する必要があります。</p> <p>また、手帳の発行を行う機関は、手帳の交付件数や交付の原因となった疾患件数等、手帳の交付状況を国へ報告することとなっています。その集計を行うため、報告項目のうち、現在本システムで電算処理していない項目（疾病コード）については、新たに電算処理を行う必要があります。</p> <p>本諮問は、これらのことにより、電算処理する特定個人情報の項目を追加することに対応するものです。</p>		
2	<p>追加して電算処理する特定個人情報の項目 障害年金の種類、等級及び番号並びに疾病コード</p>		
3	<p>特定個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	結婚新生活支援事業における補助金交付事務に係る個人情報の電算処理について																												
審議日	平成29年5月30日	実施機関	市長																										
答申	諮問のとおりで異論はない																												
1 目的	<p>妊娠・出産、子育て期に加え、それ以前の段階である結婚期も含めた切れ目のない支援を行うことにより、結婚しやすき環境づくりを推進し、少子化対策に資することを目的として、平成29年6月から、新たに婚姻した世帯の住居費や引越し費用を補助する制度（※世帯所得が一定以下の世帯を対象とし、交付金額は一世帯当たり30万円を上限。）を開始します。</p> <p>本制度は、夫婦のいずれも過去に本補助金及び三世代家族・定住促進補助金の交付を受けていないことを交付要件としています。</p> <p>このことから、本制度の申込者と三世代家族・定住促進補助金の交付申請者に関する情報を把握することが必要であり、当該情報を電算処理することで、事務の効率化を図るものです。</p> <p>なお、三世代家族・定住促進補助金の交付事務に係る個人情報の電算処理については、平成28年8月29日付け諮問第544号により、貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p>																												
2	<p>電算処理する個人情報の項目</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申込年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付決定及び額確定日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付が完了しているか否か</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td></td> </tr> </table> <p>申込者及び配偶者に関する情報</p> <p>補助金に関する情報</p> <p>補助金の振込口座に関する情報</p>			氏名		生年月日		住所		電話番号		申込年月日		交付決定及び額確定日		交付決定額		交付が完了しているか否か		金融機関名		支店名		預金種別		口座番号		口座名義	
氏名																													
生年月日																													
住所																													
電話番号																													
申込年月日																													
交付決定及び額確定日																													
交付決定額																													
交付が完了しているか否か																													
金融機関名																													
支店名																													
預金種別																													
口座番号																													
口座名義																													
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>																												



諮問事項	個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について		
審議日	平成29年7月11日	実施機関	市長
答申	妥当であると認められる		
1 目的	<p>本市では、個人住民税事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しています。今般、平成29年7月18日から、情報提供ネットワークシステムを使用した他の団体との情報連携が試行開始されることに伴い、当該特定個人情報ファイルについて規則で定める重要な変更を加えることとしました。</p> <p>地方自治体の機関は、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、法第28条第1項の規定に基づき、当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定に基づき、得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。</p> <p>このたび、個人住民税事務に係る特定個人情報ファイルの評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、①適合性及び②妥当性の2つの観点から点検されるよう求めます。</p> <p>① 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうか。                  ② 特定個人情報保護評価の内容が、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかどうか。</p>		
2	特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書 別添のとおり。【別添省略】		
3	関係規定の条文 別紙のとおり。【別紙省略】		

諮問事項	住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について		
審議日	平成29年7月11日	実施機関	市長
答申	妥当であると認められる		
1 目的	<p>本市では、住民基本台帳事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しています。今般、平成29年7月18日から、情報提供ネットワークシステムを使用した他の団体との情報連携が試行開始されることに伴い、当該特定個人情報ファイルについて規則で定める重要な変更を加えることとしました。</p> <p>地方自治体の機関は、特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、法第28条第1項の規定に基づき、当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定に基づき、得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。</p> <p>このたび、住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、①適合性及び②妥当性の2つの観点から点検されるよう求めます。</p> <p>① 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうか。                  ② 特定個人情報保護評価の内容が、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかどうか。</p>		
2	特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書 別添のとおり。【別添省略】		
3	関係規定の条文 別紙のとおり。【別紙省略】		

諮問第593号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	国保制度改革に伴う国保オンラインシステムにおける特定個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成29年7月11日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成30年度から実施する国保制度改革により、市町村単位ではなく都道府県の区域内に住所を有する方が国民健康保険の被保険者としての資格を有することとなるため、都道府県単位で資格取得・喪失年月日等の資格情報を管理するとともに、高額療養費の多額回該当に係る該当回数（以下「高額療養費該当回数」といいます。）を通算することとなります。</p> <p>そのため、市町村ごとに保有する資格情報等の都道府県単位での集約や、被保険者が同一都道府県内で転居した場合における高額療養費該当回数の引継ぎ等を行う必要があります。このため、国保オンラインシステム（以下「本システム」といいます。）を国保情報集約システムと連携し、資格情報や高額療養費該当回数に係る情報について、都道府県単位で一元的に管理するとともに、各市町村において当該情報の共有を行うものです。なお、国保情報集約システムの運用管理は、大阪府下の市町村が共同して大阪府国民健康保険団体連合会に委託します。</p> <p>本諮問は、本システムにおいて、本システムと国保情報集約システムとの情報連携を行うに当たって必要な特定個人情報を、追加して電算処理することに対応するものです。</p> <p>なお、本システムに係る個人情報の電算処理については、平成11年11月1日付け諮問第24号により、本システムにおける電算処理項目への個人番号の追加については、平成27年5月26日付け諮問第483号により、それぞれ貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p>		
2	追加して電算処理する特定個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】		
3	特定個人情報の保護体制 情報システムにかかるとおり。個人情報保護基準のとおり。		

諮問第594号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	国保制度改革に伴う国保情報集約システムとの電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成29年7月11日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成30年度から実施する国保制度改革により、市町村単位ではなく都道府県の区域内に住所を有する方が国民健康保険の被保険者としての資格を有することとなるため、都道府県単位で資格取得・喪失年月日等の資格情報を管理するとともに、高額療養費の多額回該当に係る該当回数（以下「高額療養費該当回数」といいます。）を通算することとなります。</p> <p>そのため、市町村ごとに保有する資格情報等の都道府県単位での集約や、被保険者が同一都道府県内で転居した場合における高額療養費該当回数の引継ぎ等を行う必要があります。このため、国保オンラインシステムを国保情報集約システムと連携し、資格情報や高額療養費該当回数に係る情報について、都道府県単位で一元的に管理するとともに、各市町村において当該情報の共有を行うものです。なお、国保情報集約システムの運用管理は、大阪府下の市町村が共同して大阪府国民健康保険団体連合会に委託します。</p> <p>本諮問は、資格情報及び高額療養費に係る給付情報を国保オンラインシステムと国保情報集約システムとの間で送受信するに当たり、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合する必要があらることに対応するものです。</p>		
2	電子計算組織の結合により送受信する特定個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】		
3	接続先 大阪府国民健康保険団体連合会		
4	特定個人情報の保護体制 情報システムにかかるとおり。個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	廃棄物収集等に関する要望・苦情等処理事務に係る個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>本市では、現在、市民等から受けた廃棄物（ごみ）収集等に関する要望・苦情等（以下「要望・苦情等」といいます。）の事務を処理するに当たり、要望・苦情等の内容やその処理に向けた情報等を紙に記録し、管理を行っています。</p> <p>今後、要望・苦情等の受付から処理までの記録管理を電算化することにより、円滑かつ効果的な事務執行や一貫性のある市民対応等を図り、事務執行及び市民対応の品質向上に資するものです。</p>	
2	電算処理をする個人情報の項目 別表のとおり。【別表省略】	
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	空き家及び空き地の所有者等の活用意向の把握に係る個人情報の電算処理について														
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長													
答申	諮問のとおりで異論はない														
1 目的	<p>枚方市では空き家及び空き地（以下「空き家等」といいます。）対策を総合的かつ計画的に推進するため、枚方市空家等対策計画の作成に向け事務を進めています。当該計画では、取り組み施策の方向性の一つとして「空き家等の活用の仕組みづくり」を掲げており、空き家等の所有者等の活用意向を把握する必要があります。</p> <p>このことから、空き家等の所有者等に対して、空き家等の活用意向に関する調査を委託により実施し、所有者等の住所、氏名等及びその調査結果等の情報を集約するとともに、新たに取得した情報を随時反映していくに当たり、これらの情報を電算処理することで、事務の効率化を図るものです。</p>														
2	電算処理する個人情報の項目														
	空き家・空き地の所有者等に関する情報	<table border="1"> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>住所</td></tr> <tr><td>電話番号その他の連絡先</td></tr> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の所在地</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の登記情報</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の種類（一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、空き地等の別）</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の管理状況及びその分析</td></tr> <tr><td>空き家・空き地になった原因及び時期※</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の外観写真</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の活用等の意向</td></tr> <tr><td>空き家・空き地の活用等に関する課題</td></tr> <tr><td>その他意見、要望等</td></tr> </table>	氏名	住所	電話番号その他の連絡先	生年月日	空き家・空き地の所在地	空き家・空き地の登記情報	空き家・空き地の種類（一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、空き地等の別）	空き家・空き地の管理状況及びその分析	空き家・空き地になった原因及び時期※	空き家・空き地の外観写真	空き家・空き地の活用等の意向	空き家・空き地の活用等に関する課題	その他意見、要望等
氏名															
住所															
電話番号その他の連絡先															
生年月日															
空き家・空き地の所在地															
空き家・空き地の登記情報															
空き家・空き地の種類（一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、空き地等の別）															
空き家・空き地の管理状況及びその分析															
空き家・空き地になった原因及び時期※															
空き家・空き地の外観写真															
空き家・空き地の活用等の意向															
空き家・空き地の活用等に関する課題															
その他意見、要望等															
	所有する空き家・空き地に関する情報														
	空き家・空き地の所有者等の意向に関する情報														
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。														

諮問第597号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について																																											
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長																																										
答申	諮問のとおりで異論はない																																											
1 目的	<p>生活保護法による保護（以下「保護」といいます。）を受けている者（以下「被保護者」といいます。）が逮捕され留置施設等へ収容された場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇が行われることから、保護の変更又は停止処分を行う必要があります。</p> <p>保護の実施機関は、被保護者の逮捕・勾留の事実を家族等からの連絡により把握することになりますが、逮捕・勾留の情報の伝達をより円滑にするため、平成30年度までに、大阪府内の全ての自治体において、留置施設等収容情報通知制度を導入することが予定されています。</p> <p>本制度は、留置施設等に収容された者が被保護者又は被保護者の世帯員である可能性のある場合に、大阪府警察本部が、保護を実施している自治体にその収容情報を通知するものです。</p> <p>本諮問は、本制度の導入に伴い、本人以外のものから個人情報の収集を行うこととなることに対応するものです。</p>																																											
2 個人情報の収集方法	大阪府警察本部からの電話連絡																																											
3 本人以外のものから収集する個人情報の項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>条例第8条第2項第5号関係（本人以外からの収集）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 整理番号</td> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 受理日</td> <td>大阪府警察本部から連絡のあった日付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 報告者</td> <td>大阪府警察本部の担当者名</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 受理者</td> <td>本市の連絡担当職員名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 氏名</td> <td>対象者を特定する項目</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 カナ氏名</td> <td>同上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 生年月日</td> <td>同上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8 性別</td> <td>同上</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>9 留置先</td> <td>留置所名</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10 逮捕年月日</td> <td>逮捕年月日</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11 担当者</td> <td>生活福祉室地区担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 連絡者</td> <td>生活福祉室地区担当者に連絡票を交付する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 備考</td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	説明	条例第8条第2項第5号関係（本人以外からの収集）	1 整理番号	整理番号		2 受理日	大阪府警察本部から連絡のあった日付		3 報告者	大阪府警察本部の担当者名	○	4 受理者	本市の連絡担当職員名		5 氏名	対象者を特定する項目	○	6 カナ氏名	同上	○	7 生年月日	同上	○	8 性別	同上	○	9 留置先	留置所名	○	10 逮捕年月日	逮捕年月日	○	11 担当者	生活福祉室地区担当者名		12 連絡者	生活福祉室地区担当者に連絡票を交付する者		13 備考	備考	
項目	説明	条例第8条第2項第5号関係（本人以外からの収集）																																										
1 整理番号	整理番号																																											
2 受理日	大阪府警察本部から連絡のあった日付																																											
3 報告者	大阪府警察本部の担当者名	○																																										
4 受理者	本市の連絡担当職員名																																											
5 氏名	対象者を特定する項目	○																																										
6 カナ氏名	同上	○																																										
7 生年月日	同上	○																																										
8 性別	同上	○																																										
9 留置先	留置所名	○																																										
10 逮捕年月日	逮捕年月日	○																																										
11 担当者	生活福祉室地区担当者名																																											
12 連絡者	生活福祉室地区担当者に連絡票を交付する者																																											
13 備考	備考																																											

諮問第598号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の外部提供について	
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>生活保護法による保護（以下「保護」といいます。）を受けている者（以下「被保護者」といいます。）が逮捕され留置施設等へ収容された場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇が行われることから、保護の変更又は停止処分を行う必要があります。</p> <p>保護の実施機関は、被保護者の逮捕・勾留の事実を家族等からの連絡により把握することになりますが、逮捕・勾留の情報の伝達をより円滑にするため、平成30年度までに、大阪府内の全ての自治体において、留置施設等収容情報通知制度を導入することが予定されています。</p> <p>本制度は、留置施設等に収容された者が被保護者又は被保護者の世帯員である可能性のある場合に、大阪府警察本部が、保護を実施している自治体にその収容情報（以下「収容情報」といいます。）を通知するものです。</p> <p>収容情報のうち、本市における被保護者に該当しないものについては、その旨を大阪府警察本部へ連絡します。</p> <p>本諮問は、本制度の導入に伴い、上述の本市から大阪府警察本部への連絡が個人情報の外部提供に該当することに対応するものです。</p>	
2 個人情報の提供先	大阪府警察本部	
3 提供する個人情報の項目	大阪府警察本部から収容情報の通知のあった者が本市で生活保護を受給していない事実。	

諮問第600号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報収集の本人以外のものからの収集について		
審議日	平成29年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的  
 近年、災害発生時に多くの高齢者や障害者が犠牲になっていることから、国は、平成25年に災害対策基本法（以下「基本法」といいます。）を改正し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」といいます。）が示されました。  
 これを受け、基本法及び取組指針に準拠した枚方市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」への避難行動支援を円滑に行うため、避難行動要支援者をあらかじめ基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登録する「避難行動要支援者登録制度」を実施するものです。  
 名簿登録は、基本法第49条の10第3項の規定により、基本的には、要介護認定情報及び障害者手帳等の情報から対象者を抽出して行います。このほか、本人からの申請によっても名簿登録を行います。本人が名簿登録の判断能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人、親族、日常生活における支援者からの申請により名簿登録を行います。  
 本諮問は、本制度の実施に伴い、本人以外のものから個人情報収集することに対応するものです。

2 個人情報収集する相手方  
 親権者、法定代理人、親族、日常生活における支援者（介護・障害者支援関係者、医療関係者、民生委員等）

3 本人以外のものから収集する個人情報の項目  
 別表のとおり。【別表省略】

諮問第599号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	留置施設等収容情報通知制度の実施に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成29年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		

1 目的  
 生活保護法による保護（以下「保護」といいます。）を受けている者（以下「被保護者」といいます。）が逮捕され留置施設等へ収容された場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇が行われることから、保護の変更又は停止処分を行う必要があります。  
 保護の実施機関は、被保護者の逮捕・勾留の事実を家族等からの連絡により把握することになります。逮捕・勾留の情報の伝達をより円滑にするため、平成30年度までに、大阪府内の全ての自治体において、留置施設等収容情報通知制度を導入することが予定されています。  
 本制度は、留置施設等に収容された者が被保護者又は被保護者の世帯員である可能性がある場合に、大阪府警察本部が、保護を実施している自治体にその収容情報を通知するものです。  
 当該収容情報のうち、本市における被保護者に該当するものについては、その一覧及び被保護者毎に逮捕・勾留等連絡票を作成し、保護の変更又は停止処分を行います。  
 本諮問は、本制度の実施に係る事務について、電算処理することに対応するものです。

2 電算処理する個人情報の項目

項目	説明	条例第8条第2項第5号関係（本人以外からの収集）
1 整理番号	整理番号	
2 受理日	大阪府警察本部から連絡のあった日付	
3 報告者	大阪府警察本部の担当者名	○
4 受理者	本市の連絡担当職員名	
5 氏名	対象者を特定する項目	○
6 カナ氏名	同上	○
7 生年月日	同上	○
8 性別	同上	○
9 留置先	留置所名	○
10 逮捕年月日	逮捕年月日	○
11 担当者	生活福祉室地区担当者名	
12 連絡者	生活福祉室地区担当者に連絡票を交付する者	
13 備考	備考	

3 個人情報の保護体制  
 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

諮問事項	避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報の外部提供について	
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>近年、災害発生時に多くの高齢者や障害者が犠牲になっていることから、国は、平成25年に災害対策基本法（以下「基本法」といいます。）を改正し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」といいます。）が示されました。</p> <p>これを受け、基本法及び取組指針に準拠した枚方市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」への避難行動支援を円滑に行うため、避難行動要支援者をあらかじめ基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登録する「避難行動要支援者登録制度」を実施するものです。</p> <p>名簿登録情報は災害の発生に備え、本人の同意を得て基本法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者へ外部提供を行います。本人が同意の判断能力を有していない場合などは親権者、法定代理人及び親族から同意を得て、外部提供を行います。加えて、基本法第49条の11第3項に基づき、災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合においても、避難行動要支援者を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等に必要な限度で、外部提供を行います。</p> <p>本諮問は、本制度の実施に伴い、個人情報等を外部提供することに対応するものです。</p>	
2 外部提供する個人情報	別表のとおり。【別表省略】	
3 外部提供先（避難支援等関係者）	<p>①枚方・交野警察署 ②枚方寝屋川消防組合 ③枚方市社会福祉協議会 ④民生委員・児童委員 ⑤自主防災組織 ⑥その他市長が適当と認めたもの</p>	

諮問事項	避難行動要支援者登録制度の実施に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成29年8月29日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>近年、災害発生時に多くの高齢者や障害者が犠牲になっていることから、国は、平成25年に災害対策基本法（以下「基本法」といいます。）を改正し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」といいます。）が示されました。</p> <p>これを受け、基本法及び取組指針に準拠した枚方市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」への避難行動支援を円滑に行うため、避難行動要支援者をあらかじめ基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登録する「避難行動要支援者登録制度」を実施するものです。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、電子計算組織を利用して作成・管理し、効率的に対象者の把握を行います。</p> <p>本諮問は、本制度の実施に伴い、個人情報等を電算処理することに対応するものです。</p>	
2 電算処理する個人情報項目	別表のとおり。【別表省略】	
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。	

諮問事項	国民健康保険システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について		
審議日	平成29年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成12年に国民健康保険システム（以下「本システム」といいます。）を導入し、以来、業務全般の処理に活用しています。（※本システムに係る個人情報の電算処理については、平成11年11月1日付け諮問第24号により、本システムにおける電算処理項目への個人番号の追加については、平成27年5月26日付け諮問第483号により、貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムは稼働から既に17年が経過し、システムの老朽化に加え、度重なる法制度改正対応によりシステムが複雑化した状態となり、現行システムのままでは、効率的な運用が困難な状況となっております。また、平成30年度から実施する国保制度改革への対応も必要になっていきます。</p> <p>そのため、業務効率の向上及び安定した運用を図るとともに、システムの運用費用を削減するため、新システムを導入することとし、平成30年度に向けてシステム構築を進めているところです。</p> <p>本諮問は、新システムの導入に伴い、特定個人情報を電算処理することに対応するものです。</p>		
2 電算処理する特定個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】			
3 特定個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	医療助成システムの再構築に伴う特定個人情報の電算処理について		
審議日	平成29年8月29日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成18年に医療助成システム（以下「本システム」といいます。）を導入し、以来、業務全般の処理に活用しています。（※本システムに係る個人情報の電算処理については、平成17年2月28日付け諮問第176号により、貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。）</p> <p>しかし、本システムは、稼働から既に11年が経過し、老朽化に加え制度改正による対象者の急増など、システムに対する負荷が増大しており、現行システムのままでは、効率的な運用が困難な状況となっております。</p> <p>そのため、システムの負荷を軽減し業務効率の向上及び安定した運用を図ることにより、システムの運用費用を削減するとともに、事務処理の効率化を図るため、新たにシステムを導入することとし、システム構築を進めているところです。</p> <p>本諮問は、新システムの導入に伴い、特定個人情報を電算処理することに対応するものです。</p>		
2 電算処理する特定個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】			
3 特定個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

条例第13条ただし書（電子計算機の接続の禁止）の規定による諮問

諮問事項	子育て支援情報提供システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について
審議日	平成29年11月29日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>本市の妊娠前から就学前の子どもの子どもがいる保護者が必要とする、子育てイベント、予防接種及び健康診断等の子育て支援情報（以下「支援情報」といいます。）を、子どもの年齢や居住地域に応じたきめ細かに提供できるように、支援情報をスマートフォン・携帯電話・パソコンへ配信する子育て支援情報提供システム（以下「本システム」といいます。）を運用することとしました。</p> <p>本システムの導入により、本システムの登録者は、広報や不定期に更新されるホームページ等から自分での支援情報を探すのではなく、登録した子どもの年齢や居住地域に合った支援情報の配信を受けることができます。また、GPS機能を活用し、子育てイベント会場、保育所及び公園等への経路検索ができます。なお、本システムに登録された情報は、実施機関の使用する電子計算機である本システムの運用委託事業者のサーバにおいて保持することとなります。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報に随時取得し得ることとなることに対応するものです。</p>
2	<p>電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 自ら登録したID、パスワード、子どもの生年月日、子どもの性別、郵便番号、メールアドレス、子どもの予防接種履歴、子どもの身長、子どもの体重</p>
3	<p>電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 本システムの登録者</p>
4	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>

条例第10条第3項第6号（提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	街頭における無線通式防犯カメラでの撮影によって取得した保有個人情報の外部提供について
審議日	平成29年11月29日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>街頭における無線通式防犯カメラで撮影・録画した画像を、捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関。以下同じ。）からの求めに応じ専用パソコンを使って取り出した上で、当該捜査機関等に対し外部提供することについては、平成26年8月28日付け諮問第461号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、答申を得ています。</p> <p>現在、本答申に基づく枚方市無線通式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領に則って、外部提供を行っているところと見られます。具体的には、原則として、本市職員が画像を取り出し当該捜査機関等に提供しています（同要領第10条、第11条）が、本市を管轄している枚方警察署及び交野警察署については、画像取り出しに関する協定を締結し、夜間、休日等に緊急を要する犯罪捜査のため、特に必要があると認めるときには、当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出すこととしています（同要領第12条）。</p> <p>防犯カメラは本市における犯罪の未然防止を目的として設置したものであり、犯罪発生時に迅速に画像を警察に提供できる体制を充実することにより、犯罪の未然防止の効果を更に高めることを目的として、今般、本市を管轄している枚方警察署及び交野警察署については、夜間、休日以外においても、当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出すことができると見られます。本諮問は、このことに対応するものです。</p>
2	<p>外部提供する保有個人情報の項目 特定の個人が識別され得る画像</p>
3	<p>外部提供先及び外部提供方法 ①枚方警察署及び交野警察署 当該警察署の職員が専用パソコンを用いて直接画像を取り出し。 ②上記①の警察署以外の捜査機関等 本市職員が画像を取り出し、当該捜査機関等に提供。</p>



条例第13条ただし書（電子計算機の接続の禁止）の規定による諮問

諮問事項	民泊制度運営システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について		
審議日	平成30年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が第193回国会で成立（平成29年6月16日公布）、平成30年6月15日に施行される予定です。これに伴い、同法第3条に規定する住宅宿泊事業を営む者の届出等の準備行為については、平成30年3月15日から実施可能となります。</p> <p>住宅宿泊事業法の適正かつ円滑な運用及び同法に規定される事業を営む者の業務の適正な運営を確保するために、観光庁が民泊制度運営システム（以下「本システム」といいます。）を構築します。本市は、本システムを用いて枚方市長に届出を行った住宅宿泊事業者（以下「当該事業者」といいます。）に係る情報を管理し、観光庁と当該情報の共有を行うこととなります。また、本システムにおいて、当該事業者が各自の届出に係る情報を確認することが可能になります。</p> <p>本諮問は、本システムの一部を実施機関が使用することに伴い、実施機関と実施機関以外の者が使用する電子計算機と実施機関により接続することにより、本システムの登録者及び観光庁が実施機関の使用を電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目別紙のとおり（住宅宿泊事業者及び事業廃止の届出を行った者においては、各自の届出に係る情報に限る。）【別紙省略】</p>		
3	<p>電子計算機の接続により実施機関の使用を電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 住宅宿泊事業者、事業廃止の届出を行った者、国の機関（観光庁）</p>		
4	<p>個人情報保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

条例第13条ただし書（電子計算機の接続の禁止）の規定による諮問

諮問事項	ひらかたポイント事業における電子計算機の電気通信回線による接続について		
審議日	平成30年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市では、平成30年度から、本市が実施する健康・高齢者等の分野に関する教室・講座、ボランテニアやアンケート等の事業に参加し、又は検診等を受診した市民に対してポイントを付与し、市内の協力店舗や交通機関等でそのポイントを利用できる、ひらかたポイント事業の運用を開始する予定です。</p> <p>本事業の実施に伴い、専用システム（以下「本システム」といいます。）の導入を検討しています。本システムは、本事業に関するイベント・キャンペーン等の情報の閲覧のほか、本システムにID、パスワード等を登録することにより、各自のポイント残高等の情報（以下「ポイント情報等」といいます。）の確認ができる機能を有するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用を電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者が実施機関の使用を電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 自ら登録したID、パスワード、氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、電話番号及びポイント情報等</p>		
3	<p>電子計算機の接続により実施機関の使用を電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 本システムの登録者</p>		
4	<p>個人情報保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

## 情報システムに係る個人情報保護基準

### ◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

#### (1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

#### (2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

#### (3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

#### (4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

### ◎ 物理的セキュリティ対策

#### (1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

#### (2) 記録媒体の管理

記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

#### (3) その他の機器の管理

① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。

② 端末機は盗難や不正アクセス等に備え、ログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

③ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (4) 機器の修理・廃棄等

① 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理に依頼する場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

② 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態

にする措置を講じなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) ICカード等の取扱い

- ① 認証に用いる IC カード等を、職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時または業務上必要のない場合等は、IC カード等をカードリーダー等から抜いておかなければならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合には、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(3) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 情報セキュリティ責任者（総務部長）が認めた場合を除き、無線 LAN を利用してはならない。
- ② 情報セキュリティ責任者（総務部長）は、災害時の場合を除き広域無線通信の利用を認めない。
- ③ 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(6) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(7) 特権を付与された ID の管理

- ① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏

えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- ② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。
- ③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

#### (8) パスワードに関する情報の管理

- ① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。
- ② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

#### (9) システム開発・導入・保守等

- ① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。
- ② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。
- ③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- ④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

#### (10) 不正プログラム対策

- ① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- ② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

### ◎ 運用

#### (1) 外部委託

- ① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- ② ASP/クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。
- ③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
  - ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
  - ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
  - ・通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
  - ・従業員に対するセキュリティ教育の実施
  - ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
  - ・業務上知りえた情報の守秘義務
  - ・再委託に関する制限事項の遵守
  - ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
  - ・市による検査
  - ・市による監査
  - ・市による事故時等の公表
  - ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
  - ・データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること
- ⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。
- ⑥ 個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、委託事業者と個人情報の保護に関する覚書を締結する際に、委託事業者に対し、個人情報の具体的な取り扱いについて説明を行わなければならない。

#### <用語の定義>

- ・ 無線 LAN  
電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム
- ・ 広域無線通信  
電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム
- ・ ASP／クラウド  
庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念。
- ・ データセンター  
耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

## 5. 審査会答申

情個審答申第 54 号

平成 29 年 4 月 24 日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 松 本 哲 治

### 審査請求に対する裁決について（答申）

平成 29 年 1 月 18 日付け総コ推第 188 号により諮問のあった部分公開決定（平成 28 年 10 月 20 日付け環東第 65-3 号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は環境部東部清掃工場。以下「実施機関」という。）が締結したガス需給契約（大口供給契約Ⅱ類）に係る以下の3文書（以下「本件文書」という。）につき、部分公開とした決定について、審査請求人から非公開とするよう求められた部分を、枚方市情報公開条例（以下「条例」という。）6条3号に規定する情報に該当しないものとした実施機関の判断は、妥当でない。

文書1 ガス需給契約書（平成28年3月18日契約）

文書2 文書1に添付の大口供給制度供給条件

文書3 ガス料金月別請求書及び領収書（平成25・26・27年度分）

## 第二 経過

### 1 情報公開請求

平成28年9月7日付けで、条例5条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「東部清掃工場に係わる次の書類・契約書・月別払出ガス量（H25、26、27年度の各月ごと）・月別ガス料金（H25、26、27年度の各月ごと）」の公開の請求（以下「本件請求」という。）があった。

### 2 対象文書の特定と第三者意見照会

実施機関は、本件請求に対応するものとして、本件文書を特定の上、本件文書に第三者に関する情報が記録されていたことから、平成28年9月21日付けで、条例11条1項の規定に基づき、当該第三者（以下「審査請求人」という。）に対し、本件文書を公開することについて意見書を提出するよう求めた。

そうしたところ、審査請求人からは、平成28年10月4日付けで、以下の意見が記載された意見書の提出があった。

・公開の可否：公開しないでほしい。

・理由：①ガス需給契約書第7条の守秘義務条項があるため。

②契約書の公開により、審査請求人のノウハウ（営業秘密）である料金構造が公開されることとなり、競争上の地位その他正当な利益を害されるため。具体的には、

・契約書記載の単価

・従量料金のみとする料金制

・その単価算定の条件になる供給条件の条項（適用条件、単位料金の調整、審査請求人の原料調達費、精算額など）

が該当する。

※本件でガス入札が実施される場合、入札時には公開されることのない各社情報が審査請求人のみ公開されることとなり、公平性が担保されない。

※入札、見積り合わせ等、他の案件においても、本内容が公開され、他社がそれを利用することで審査請求人が競争上の不利益を受ける。

### 3 部分公開決定

実施機関は、審査請求人の意見も考慮して、平成28年10月20日付けで、次に掲げる理由により、それぞれ当該理由に該当する項目を公開しないこととして、本件文書の部分公開決定（以下「本件処分」という。）をし、本件請求の請求者（以下「本件請求者」という。）と審査請求人のそれぞれに対してその旨を通知した。

なお、本件処分は、審査請求人から公開に反対する旨の意見のあった情報を公開する内容を含むものであったため、本件処分による公開は、条例11条3項の規定に基づき、平成28年11月21日以降に実施するとされた。

- ・ 条例6条1号に該当

検針担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであるため。

- ・ 条例6条3号に該当

ガス需給契約書中の契約最大需要期使用量、契約年間引取量、基準単位料金、基準平均原料価格、法人印の印影及び法人代表者印の印影、大口供給制度供給条件中の最大需要期、適用条件（本契約に独自のものに限る。）、基準平均原料価格、需給契約中途解約精算額算定係数、需給契約中途変更精算額算定係数、契約年間引取量未達精算額算定係数、契約最大使用量超過精算額算定係数、契約最大需要期使用量超過精算額算定係数及び本支管工事費の負担額算定に関する事項並びにガス料金月別請求書及び領収書中の月別ガス料金及び月別ガス単位料金は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の正当な利益を害すると認められるものであるため。

### 4 審査請求の提起及び執行停止の申立て

審査請求人は、本件処分のうち、審査請求情報（本件文書に記録されている情報のうち、審査請求人が審査請求書に添付された本件文書の写しに下線を付した情報をいう。以下同じ。）を公開するとした部分について、審査庁（事務所管は総務部コンプライアンス推進課。以下同じ。）に対し、平成28年11月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）2条の規定に基づく審査請求を提起するとともに、平成28年11月21日付けで、法25条2項の規定に基づく執行停止を申し立てた。



#### 5 執行停止

審査庁は、審査請求人の申立てを認め、平成28年11月30日付けで、審査請求情報の公開を平成29年5月29日まで停止する旨の決定を行った。

#### 6 決定理由説明書の提出要求

審査庁は、法29条2項の規定に基づき、平成28年11月30日付けで、実施機関に対し、決定理由説明書の提出を求めた。

#### 7 公開の実施

実施機関は、平成28年12月19日に、本件請求者に対し、本件処分により非公開とした情報と審査請求情報を除く情報の公開を実施した。

#### 8 決定理由説明書の提出

実施機関は、平成29年1月6日付けで、審査庁に対し、決定理由説明書を提出した。

#### 9 審査会に対する諮問

審査庁は、条例14条の2第1項の規定に基づき、平成29年1月18日付けで、本件審査請求に対する裁決について、審査会に対し、諮問を行った。

#### 10 口頭意見陳述の実施

審査庁は、法31条1項の規定に基づく審査請求人の申立てに応じて、平成29年2月17日に、審査会において、審査請求人及び実施機関に口頭により意見を陳述させた。

#### 11 参加人の参加

審査庁は、より適正な審査を行うため、本件請求者を本件審査請求に参加させることが必要と認めたことから、法13条2項の規定に基づき、平成29年3月1日付けで、本件請求者を参加人とした。

なお、この答申の日までに、参加人から法に定める手続きを行う旨の申出はなかった。

### 第三 本件審査請求の要旨

本件処分の一部を取り消し、審査請求情報を非公開とする裁決を求める。

### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、執行停止申立書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、審査請求人の主張

は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求情報の公開により、審査請求人のノウハウ（営業秘密）である料金構造が公開されることとなり、競争上の地位その他正当な利益を害される。具体的には、以下の(1)から(3)に示す事項が審査請求人独自のノウハウに該当する。これらの情報が一度公開されれば多数の実施機関と締結した契約と同様の又は類似した契約を行っている顧客への競争上の正当な地位を審査請求人は失う。

(1) 契約最大需要期使用量に関する事項

最大需要期使用量は、いずれのガス小売事業者も締結する託送契約に必要な使用量ではなく、ガス入札実施においても定める必要がない事項であり、審査請求人が独自に単価算定を行うために設けた事項である。公開されることにより、他社に審査請求人の単価算定構造が分かり、審査請求人が競争上の正当な地位を失う。

(2) 調整単位料金の適用基準に関する事項

契約単価や約款が公開されている自由化対象外顧客（年間102,223立方メートル未満）とは異なり、自由化対象の大口顧客とは相対契約であり、燃料調整算定条件が独自のものである。特に審査請求人の購入実績により価格を調整すること、かつ、2ヶ月毎に調整することは大口顧客の中でも年間1,000,000立法メートル以上ガスを利用いただく顧客向けの独自の調整方法で、さらに、大口顧客においても調整方法が異なる場合がある。エネルギー業界や専門の者であれば、審査請求人のLNG調達価格は推定でき、燃料調整算定条件を公開されれば、審査請求人の経費や利益が算出可能となる。入札条件によっては審査請求人の応札価格が推定され、競争上の正当な地位を失う。

(3) 精算額に関する事項

契約の中途解約や使用量超過などによる精算額算出についても、精算額を設けるか否かを含めてガス小売事業者が独自で定めることであり、特に、係数だけでなく、精算額の算定に年間引取量や最大需要期使用量を用いることも独自の算定方法である。公開されることにより、精算額算出手法だけでなく、中途解約や使用量超過などによる審査請求人の損失（経費構造）が分かり、競争上の正当な地位を失う。

## 第五 実施機関の主張要旨

部分公開決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件処分の正当性とその理由

(1) ガス事業は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）2条10号の規定により、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業の4つに区分されていて、本件文書（文書3を除く。）による契約（以下「本件契約」という。）に基づくガス供給は、一般ガス事業によるものである。

一般ガス事業については、同法17条及び19条の規定により、ガスの料金その他の供給条件について供給約款や選択約款を定め、これを公表しなければならないとされているが、大口供給については、同法20条ただし書の規定により、供給約款や選択約款ではなく、公表義務のない、供給の相手方との合意（その具体的内容は大口供給制度供給条件に記載され、本件契約については文書2がこれに当たる。）によることができることされており、本件契約はこれに当たる。

(2) 審査請求情報は、以下の5情報に分類することができる。

情報A 本件文書に記載されている次の用語

- ・契約最大需要期使用量（文書2のP1に記載されているものを除く。）
- ・契約最大需要期使用量超過精算額
- ・最大需要期
- ・実績最大需要期使用量

情報B 需給契約中途解約精算額の算定式の項のうち、「契約年間引取量」と「需給契約解約（変更）月における単位料金」（これらが類推され得る記述を含む。）

情報C 平均原料価格を算出するために原料価格を観察する期間

情報D 平均原料価格の算定基礎となる価格の具体的内容

情報E 調整単位料金の適用基準

(3) 情報Aと情報Bは、本件契約における精算金（文書2においてあらかじめ定められたガス使用量と、実際のガス使用量との乖離の有無や程度等に応じて、ガス料金とは別に、実施機関が負担すべきとされているもの。）に関する情報である。

審査請求人が開設しているホームページに掲載されている、大口基準未達補償料の算定式には「当該年度における各種の精算額を付加する前の・・・」との記述があるので、大口供給契約である本件契約について、何らかの精算金が設定されていること自体は公知の事実であるが、(1)で述べたとおり、大口供給制度供給条件は公表されていないので、本件契約を含む審査請求人が締結する大口供給契約における精算金に関する情報の具体的内容は、公知のものとはいえない。

その上で、審査請求人の意見の理由が、本件契約の契約書記載の単価を具体的に算定され得る情報が営業秘密に該当し、これらを公開されることが競争上の不利益につながるというものであったことからすると、精算金に関する情報のうち、料金構造を構成する要素たる審査請求人特有の数値（＝精算金算定式の定数項の数値）はともかく、本件契約における精算金の名称や算定項目の具体的内容（＝情報Aや情報B）は、これらを公開したとしても、本件処分による非公開情報を公開しない限りにおいて、精算金の具体的金額に係る数値を知ることはできず、そうであれば、ガス供給契約の見積合わせや入札において、審査請求人が他の事業者との比較において一方的な不利益を被る等の競争上の地位が害されるおそれはないと判断した。

- (4) また、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）3条と審査請求人が開設しているホームページによると、大口供給契約については、従量価格と、輸入原料価格の変動に応じて、大口供給制度供給条件の定めるところにしたがって自動的に調整される調整単位料金をガス料金の要素としており、本件契約についても、これらの要素によることは明らかである。

情報Cから情報Eまでは、この調整単位料金に関する情報であるが、審査請求人は、2008年9月29日付けで、大口供給契約における原料費調整制度に関してプレスリリースを行っており、その内容は、情報Cから情報Eまでの内容を含んでいる。このプレスリリースの内容は、審査請求人の開設するホームページに掲載されており、現在でも、誰でも見ることができるようになっている。

このため、情報Cから情報Eまでについては、既に公知のものであると判断し、本件処分により公開することとしても、審査請求人の正当な権利利益を害するおそれはないと判断した。

## 2 結論

実施機関は、以上のことから、本件処分を行った。

## 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 審査請求情報は、本件文書のうち、文書1及び文書2に記載されていて、実施機関は、これらの情報は条例6条3号に該当しないと主張しているため、以下、この点について検討する。

2 本件契約によるガスの供給は、ガス事業法上の一般ガス事業における大口供給に当たり、大口供給については、既に自由化されていて、一般ガス事業者と顧客が個別に合意した供給条件によりガスを供給できるとされ、その内容の公表も、約款とは異なって義務付けられていない。

3 まず、情報A及び情報Bについて、検討する。

2で述べたとおり、一般ガス事業における大口供給においては顧客ごとに個別に供給条件を定めることが可能であり、どのような供給条件を定めるかは、事業者間の競争における営業上の工夫であるといえる。そして、個別に定める供給条件においては、公表されないことを前提として、独自のノウハウの核心も含む記載がなされているとの審査請求人の主張も理解できる。

加えて、一般的に、供給物の品質や量は、供給者にとって、同業他社との差別化を図る上で大きな比重を占めるが、そのような差別化の余地が限られるガス事業においては、同業他社との差別化を図る上で、その供給条件とりわけ料金設定の如何がより重要な位置を占めると考えられる。

これらのことからすると、審査請求人が主張するとおり、本件契約の契約書記載の単価を具体的に算定し得る情報のみならず、精算金の名称やその算定項目の具体的内容もまた、営業上工夫された料金設定であり、営業秘密に属する情報に当たるとみるべきである。

以上のことから、精算金の名称や算定項目の具体的内容について、条例6条3号に該当しないと判断した実施機関の判断は、妥当でない。

なお、本件文書には、審査請求情報以外にも、料金構造に関する記載があるが、それらについては、本件審査請求の対象となっていない。

4 続いて、情報Cから情報Eについて、検討する。

3で述べたとおり、一般ガス事業における大口供給においては、その料金設定の如何がより重要な位置を占めると考えられる以上、料金設定の一部を成す原料費調整制度に関する情報Cから情報Eもまた、審査請求人が主張するとおり、営業秘密に属する情報と認められる。

これに対して、実施機関は、第五の1の(4)の内容がプレスリリースとしてホームページ上に公開されていることから、それがすべての大口供給契約に等しく適用されると理解し、それと同一の情報Cから情報Eにつき、既に公知の情報となっていると判断したとのことである。たしかに、既に公知となっている情報については、もはやこれを営業秘密に属する情報とはいえないから、これを非公開とする理由はない。しかし、審査請求人によると、大口供給契約については顧客ごとに個別に内容の異なる原料費調整を行うことがあるとのことなので、本件契約を含む審査請求人の大口供給契約における原料

費調整制度の内容が、公知のものとはいえない。

これらのことから、情報Cから情報Eについて、既に公知のものとした実施機関の判断は妥当でない。その上で、本件契約に係る原料費調整制度に関する情報もまた営業秘密に属する情報と認められることは先に述べたとおりであるから、これらの情報は、条例6条3号に該当すると解すべきである。

5 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成29年1月19日	諮問書の收受
平成29年2月17日	事務局からの事案説明、実施機関及び審査請求人からの意見聴取、審査
平成29年3月24日	審査
平成29年4月24日	審査、答申

情個審答申第55号

平成29年9月4日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 松 本 哲 治

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年5月8日付け総コ推第18号により諮問のあった公文書不存在決定（平成29年3月21日付け総職第299号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

## 第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は総務部人材育成室職員課。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

## 第二 本件審査請求の経過

### 1 情報公開請求

平成29年3月6日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（以下「条例」という。）5条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①2017年2月20日付組合事務所使用に関する交渉開催要求書の回答について②同、組合事務所使用について（回答）③同、市行政財産における活動に関する改善について（警告）両組合分 ①～③回議書といっさいの資料 いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」（以下「本件請求情報」という。）の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成29年3月21日、実施機関は、本件請求情報のうち、「いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」（以下「本件対象文書」という。）の部分については、以下の理由に基づき公文書不存在的の決定（以下「本件処分」という。）を、それ以外の部分については、

- ① 市職労『組合事務所使用等に関する交渉開催要求書』に対する回答について（平成29年2月20日市長決裁）
- ② 組合事務所使用について（平成29年2月20日市長決裁）
- ③ 枚方市行政財産における活動に関する改善について（平成29年2月20日市長決裁）

の3件の文書（以下「本件関係文書」という。）を特定の上、部分公開の決定をそれぞれ行い、審査請求人に対してその旨を通知した。

（不存在的の理由）

本件関係文書を作成するための会議を開催していないため。

### 3 審査請求

平成29年3月27日、審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

## 第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書を公開することの決定を求める。



#### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、「本件関係文書は、実施機関の担当者が作成した原案をもとに、関係職員の意見を順次反映させながら成案を得たものであり、関係職員による検討会議は開催しておらず、関係職員が出した意見を別途記録することはなかったため、本件対象文書は存在しない」と主張している。本件請求時及び本件関係文書の写しの交付時に、起案担当の職員に決裁文・本文以外に添付書類はないのか、意思統一のための検討会議等は開催していないのか、会議録・メモはないのかと説明を求めたが、いずれも「添付書類はない」、「会議等は開催していない」とのことであった。

組合事務所の使用に係る回答書において、「・・・検討した結果・・・本市が行った目的外使用許可の使用目的に含まれないと認識するに至ったもの」としており、検討したことは認めている。検討した結果とは、会議を開き検討したのではないか。どういう事例が使用目的に含まれないとなったかなど、会議を開き、議論しないと実施機関としての合意は得られない。

また、同回答書には「関連する条例等の規定に基づき行った」、組合事務所使用等に関する交渉開催要求書に対する回答書には「労働基本権についても関係法令に規定される範囲内において尊重する立場である」と記載されているが、関連法令や条文が添付されていない。関係法令とは何を指すのか、範囲内とはどのような法律のどのような条文・規則なのか、資料を添付しなければ決裁者には分からない。同様に、行政財産における活動に関する改善に係る警告書の決裁文書についても、その指摘の根拠となる機関紙が添付されていない。

加えて、組合事務所を貸さないということは、重大な判断であり、裁判などに発展する可能性が極めて強いものである。

これらのことから、関係職員の意見を順次反映させて成案を得たとは到底考えられない。市首脳部の意思統一の会議等があったと考えるのが普通である。

- 2 条例1条で、「市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し」、条例3条で、「実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない」と定められている。解釈では、「実施機関は、本来あるべき公文書が作成されていなかったり、紛失したり、廃棄されたりすることのないよう、枚方市文書取扱規程（以下「規程」という。）等に基づく適切な作成及び保存に努めなければならない」とされている。

規程では、決裁に際して、「必要に応じ、理由、経過その他参考事項を記載するとと

もに關係資料を添付すること」、「起案文書の回付の途中でその内容に重要な変更があったときは、既に決定関与及び合議を終了した者に開示し、その承諾を得なければならぬ」とされている。

条例の趣旨に反し、規程にも違反するような文書処理をしているのは、市民から事実を隠すためと推測されても仕方がない行為である。

- 3 以上のことから、決裁文書に「關係資料も添付しない」、「會議も開かない」、「記録もない」などの主張は承知できるものではなく、速やかに關係資料を公開することを強く求める。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の公文書不存通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、本市職員で構成される組合（以下単に「組合」という。）から、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可の申請を受け、その所管する施設の一部について、同組合の事務所として使用することを目的として、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、平成28年3月31日付けで、許可期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする行政財産目的外使用許可を行っており、当行政財産目的外使用許可には、「職員の勤務条件の維持改善及び職員の福利厚生活動に限る」という許可条件が付されている。
- 2 本件請求のうち、本件対象文書に係る部分は、実施機関が組合によるその許可を受けた行政財産の使用状況が前記許可条件に違反していると認識せざるを得ないと思料して組合に対して発出した警告文書、組合からの質問に対する回答文書及び要求に対する回答文書並びにこれらの文書に関する回議書及びその添付資料、すなわち本件關係文書の作成に当たって、実施機関の職員が検討を行うために開催した會議に関する文書の公開を求められたものであると判断した。
- 3 本件關係文書については、実施機関の担当者が作成した原案をもとに、上司を交えて打合せや議論を行う中で、手直しを繰り返すことによって、關係職員の意見を順次反映させながら、成案を得たものである。このことから、關係職員による検討會議は開催しておらず、それに類する議事録も作成していない。また、關係職員が出した意見を別途記録することもなかった。手直しが入った文書については、手直し終了後、あるいは決裁終了後に廃棄している。

- 4 これらのことから、本件対象文書は存在しない。  
以上のことから、実施機関は本件処分を行った。

#### 第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、本件関係文書の作成に係る「いわゆる検討会議の日時、場所、出席者と議事録またはメモ」の存否を争点とするものであるので、このことについて検討する。
- 2 審査請求人は、本件関係文書の内容に照らせば、その作成に当たっては、意思統一のための会議等があったと考えるのが普通であると主張している。
- 3 これに対して、実施機関は、本件関係文書については、担当職員がパソコンで原案データを作成し、紙に出力したものに上席者の指示等を手書きで加筆し、その内容に基づいて原案データを修正し、それを再度紙に出力するというサイクルで、加筆と修正を繰り返し行い成案を作成したものであり、会議は開催しておらず、別途職員の意見について記録を行うこともなかったと主張する。また、成案を得るまでに順次発生した手書きで加筆した書類（以下「加筆書類」という。）については、加筆内容を原案データに反映した後に廃棄したとのことである。
- 4 まず、審査請求人が主張する会議等の有無についてであるが、現に見分している本件関係文書の内容やボリューム、作成に関与した部署の数に照らせば、本件関係文書が何らの会議も経ることなく、実施機関の説明するような手法で作成されたとする実施機関の主張は、特に不自然とはいえない。  
また、何らかの会議が開催されたと推認される具体的な事情に関する審査請求人からの主張もない。  
これらのことから、本件関係文書の作成に当たり、何ら会議は開催していないという実施機関の主張を覆すに足りる事情はない。
- 5 もちろん、本件請求の趣旨からすると、本件対象文書の範囲を何らかの会議に関する文書に局限することは適当でなく、実施機関の主張にもあるとおり、担当者として上席者による打合せや議論が行われているのであるから、その過程で何らかの文書は発生していたと考えられる。しかし、それが実施機関の主張する、既に廃棄されたという加筆書類

のみであるということ覆すに足りる事情は見出すことができない。

- 6 その上で、審査請求人は、条例3条2項や規程15条8号の規定を引用して、本件関係文書の作成に当たり、既に公開されている文書以外に何らかの文書が作成、保存されるべきであったと主張しているため、最後に、加筆書類を廃棄した実施機関の取扱いの是非について検討する。

実施機関は、条例3条2項の規定により、公文書の適切な作成及び保存に努めなければならないとされ、公文書は、条例2条1号により、実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、実施機関が管理しているものと規定されている。

ここでいう「実施機関が管理しているもの」とは、枚方市の情報公開事務の手引によれば、「規程等に基づき、現に実施機関が保管・保存しているものをいい、実施機関の職員が自己の職務を遂行する過程で作成した起案文書の草稿は、通常は保管の対象としない。ただし、他の公文書に添付されている場合や、供覧に付した場合には、公的に管理にしているものである」と解釈されている。ただ、どのような草稿を他の公文書に添付し、又は供覧に付するかについては、ルール化されていない。

このような現状は、条例3条2項が公文書の適切な作成及び保存を要請する趣旨に照らして疑問の余地がないではないが、実施機関が、加筆書類について本件関係文書の草稿に当たり、保存義務はないものと判断し、廃棄したことは、実施機関で通用している条例の解釈、運用から逸脱するものであるとはいえない。

- 7 これらのことから、本件対象文書となるべき何らかの文書を実施機関が現に保管、保存していると認めることは困難である。

- 8 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成29年 5月 8日	諮問書の收受
平成29年 6月 12日	事務局からの事案説明、実施機関及び審査請求人からの意見聴取、審査
平成29年 7月 24日	審査
平成29年 9月 4日	審査・答申

## 6. 条例及び施行規則

### 枚方市情報公開条例

平成9年12月15日  
条例第23号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
- 第5章 雑則（第16条—第21条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- （2） 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- （3） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

##### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。  
（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報

をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 第2章 情報の公開

##### （情報の公開の請求）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- （1） 市内に住所を有する者
  - （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - （3） 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - （4） 市内の学校に在学する者
  - （5） 市税の納税義務を有する者
  - （6） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。  
（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報
  - ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
  - ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
  - ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報
- （2） 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの
- （3） 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他その正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報
  - ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報
- （4） 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成

し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公開しないとの約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの  
(部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならぬ。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）  
(2) 請求に係る情報の内容及び助言を特定するために必要な事項  
(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をしようとするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当

該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をしたもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定（第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が存在しないため情報を公開できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。  
(第三者保護に関する手続)

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により手続をとった場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならぬ。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

(公開の実施)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。  
(手数料及び費用負担)

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行

ったものは、公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 救済手続

#### （救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるとを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

##### （情報公開の総合的な推進）

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

##### （市長の調整）

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

##### （出資法人への要請）

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

##### （指定管理者の情報公開）

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

##### （運用状況の公表）

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

##### （他の制度との調整）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合には、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

（検索資料の作成等）

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

枚方市情報公開条例

枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 保有情報の公開（第4条—第13条）
- 第3章 救済手続（第14条・第15条）
- 第4章 情報の公開の総合的な推進（第16条）
- 第5章 雑則（第17条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「保有情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（第19条第1項において「官報等」という。）を除く。以下「公文書」という。）に記載され、又は記録されている情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

第2章 保有情報の公開

（公開請求権等）

第4条 次に掲げるもの（以下「公開請求権者」という。）は、この条例の定めるところに

より、実施機関に対し、当該実施機関の保有する保有情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る保有情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者
  - (5) 市税の納税義務を有する者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- 2 公開請求権者の代理人は、当該公開請求権者に代わつて同項の規定による請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

3 実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする。

（保有情報の公開義務）

第5条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法



人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの  
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。  
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。  
ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。  
ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

#### (部分公開)

第6条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しななければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が含まれていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る保有情報に前条第1号に掲げる情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### (裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に非公開情報が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該保有情報を公開することができ。

#### (保有情報の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る保有情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該保有情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

#### (公開請求の手續)

第9条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（第4条第1項第2号の法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 公開請求に係る保有情報の内容その他当該保有情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 公開請求権者の代理人は、公開請求をしようとするときは、前項の請求書を提出する際、当該代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出しなければならない。
- 3 実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る保有情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があつた場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項の規定による請求書の提出がないと認めるときは、速やかに、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- (公開請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、次に掲げるいずれかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をする旨の決定
- (2) 当該公開請求に係る保有情報の一部の公開をする旨の決定
- (3) 当該公開請求に係る保有情報の全部の公開をしない旨の決定
- (4) 第8条の規定による公開請求を拒否する旨の決定
- (5) 公開請求に係る保有情報を保有していないため公開をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をするることができないときは、公開請求があった日から起算して45日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（公開決定等をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、その内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該公開決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開請求に係る保有情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者（当該公開請求者が公開請求権者の代理人である場合にあっては、当該公開請求権者）以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、公開決定等をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、公開請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第5条第1号ロ、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有情報を第7条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項

第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と公開を行う日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第15条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに公開を行う日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有情報の公開を行わなければならない。

2 保有情報の公開は、次の各号に掲げる保有情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画に記載されている保有情報 保有情報が記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記載されている保有情報 保有情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有情報の公開を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第6条の規定による保有情報の公開を行うときその他相当の理由があると認めるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有情報の公開を行うことができる。

（手数料等）

第13条 保有情報の公開に係る手数料は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公開請求 無料
- (2) 公開申出 1件につき300円

2 公開請求者又は公開申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項（第4条第3項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む。）に規定する方法により公開を行うことによつて交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有情報の公開を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第15条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときは除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第13条第2項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

(2) 公開請求者が前号に掲げる者でない場合にあっては、当該公開請求者

(3) 当該審査請求に係る保有情報の公開について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあっては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

(2) 審査請求に係る第10条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報の公開の総合的な推進

第16条 実施機関は、この条例に定める保有情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるようにその保有する情報の公開の総合的な推進に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

##### (市長の調整)

第17条 市長は、市長以外の実施機関に対し、保有情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第18条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第19条 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）

は、この条例の趣旨にのっとり、市の条例で定めるところにより行い業務に関し、その従業者が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該指定管理者の従業者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの（官報等を除く。）に記載され、又は記録されている情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する情報であって実施機関が保有していないものについて公開の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、当該情報が記載され、又は記録された文書、図画又は電磁的記録を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(運用状況の公表)

第20条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

(他の制度との調整)

第21条 第2章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている保有情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第2章の規定は、実施機関において、市民の利用に供することをその利用の目的とする保有情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第22条 実施機関は、保有情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の枚方市情報公開条例第2章の規定は、平成30年3月31日までの間、保有情報のうち、改正前の枚方市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

3 この条例の施行前にされた改正前の枚方市情報公開条例第5条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による申出については、それぞれ公開請求及び公開申出とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に改正前の枚方市情報公開条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の枚方市情報公開条例中これらに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

5 枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(枚方市附属機関条例の一部改正)

6 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(枚方市保健所運営協議会条例等の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報」を「(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報」に改める。

- (1) 枚方市保健所運営協議会条例(平成25年枚方市条例第39号)第8条第1項第1号
- (2) 枚方市社会福祉審議会条例(平成25年枚方市条例第41号)第8条第1項第1号
- (3) 枚方市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定審査会条例(平成26年枚方市条例第36号)第7条第1項第1号
- (4) 枚方市スポーツ推進審議会条例(平成28年枚方市条例第3号)第8条第1項第1号
- (5) 枚方市上下水道事業経営審議会条例(平成28年枚方市条例第4号)第8条第1項第1号

#### 枚方市情報公開条例施行規則

平成10年8月5日  
規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書(様式第1号)により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第2号)により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書(様式第3号)
- (2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書(様式第4号)
- (3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書(様式第5号)
- (4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書(様式第6号)

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書(様式第7号)により、同項の規定による意見を述べる機会を付与し、第三者情報公開請求意見書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用す

る。  
3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（情報の公開の申出）

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書（様式第11号）により行うものとする。

（情報の公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員（立会いの上で行うものとする）。

2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付

(2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

（手数料及び費用負担）

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならぬ。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 情報の公開の請求及び決定の状況

(2) 不服申立ての状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

## 枚方市情報公開条例施行規則

平成29年9月13日  
条例第68号

枚方市情報公開条例施行規則（平成10年枚方市規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（公開請求の手続）

第3条 条例第9条第1項の請求書は、保有情報公開請求書（様式第1号）とするものとする。

2 条例第9条第4項の規定による補正の求めは、保有情報公開請求書補正通知書（様式第2号）により行うものとする。

（公開請求に係る決定期間の延長通知）

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、保有情報公開決定期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

（公開請求に係る決定の通知）

第5条 条例第10条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第10条第1項第1号に掲げる決定 保有情報公開決定通知書（様式第4号）

(2) 条例第10条第1項第2号に掲げる決定 保有情報部分公開決定通知書（様式第5号）

(3) 条例第10条第1項第3号に掲げる決定 保有情報非公開決定通知書（様式第6号）

(4) 条例第10条第1項第4号に掲げる決定 保有情報存否応答拒否決定通知書（様式第7号）

(5) 条例第10条第1項第5号に掲げる決定 保有情報不存在決定通知書（様式第8号）

（第三者に対する意見書の提出機会の付与）

第6条 実施機関は、条例第11条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報公開請求通知書（様式第9号）によりその旨を当該第三者に通知するものとする。

2 第三者情報公開請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報公開請求意見書（様式第10号）により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（公開申出の手続等）

第7条 公開申出は、保有情報公開申出書（様式第12号）により行うものとする。  
 2 公開申出に対する回答の内容は、保有情報公開申出回答書（様式第13号）により通知するものとする。  
 （公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第2項又は第3項の規定による保有情報の公開（郵便により公文書の写し（条例第13条第2項）に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。）を交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有情報を保有する課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第12条第2項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧
  - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧
- 3 条例第12条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第12条第2項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

- (1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
  - (2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
  - (3) 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
- 5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に公開を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公開を中断し、又は中止することができる。

（公開申出に係る手数料の納付期限）  
 第9条 条例第13条第1項第2号に規定する手数料は、条例第4条第3項の規定により準ずることとされる条例第10条第1項に規定する期間内に、市に納付しなければならない。  
 （交付部数及び費用負担）

第10条 公文書の写しを交付することにより公開を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第13条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。（出資法人）

第11条 条例第18条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。  
 （運用状況の公表）

第12条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 公開請求及び公開決定等の状況
- (2) 条例第14条の審査請求の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
 （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 平成30年3月31日までの間、改正後の枚方市情報公開条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第1号及び様式第12号の規定の適用については、新規則様式第1号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）  
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」と、新規則様式第12号中「

閲覧 視聴 写しの交付（用紙 光ディスク）  
郵送希望）」とあるのは「

閲覧 写しの交付（郵送希望）」とする。

3 この規則の施行前に改正前の枚方市情報公開条例施行規則の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第10条関係）

項	交付する写しの区分	費用の額
1	用紙に複写し、印刷し、又は出力し	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円

枚方市個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）  
 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）  
 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）  
 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）  
 第5章 救済手続（第26条）  
 第6章 雑則（第27条—第32条）  
 第7章 罰則（第33条—第38条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。
- 3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、個人情報の収集等をするときは、個人

たもの	日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合には、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようないことがあってはならない。

#### 第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によつて行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めに基づくととき、又は実施機関が放都市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のもから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機

関相互における個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

#### 第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル(所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であつて氏名、番号等により個人を特定することができ個人情報の集合物をいう。以下同じ。)を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称



- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届けなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。
- (適正な維持管理)
- 第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (委託業務の適正管理)
- 第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた処理業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (指定管理業務の適正管理)
- 第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第5条第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)は、当該公の施設の管理業務(以下「指定管理業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (電子計算組織による個人情報の記録)
- 第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。
- (電子計算組織の結合の禁止)
- 第15条 実施機関は、個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 第4章 自己情報の開示等
- (開示の請求)
- 第16条 何人も、実施機関に対し、公文書(枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されている自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。
- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなることのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のもの正当な権利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの
- 3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならぬ。
- (訂正の請求)
- 第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。
- (削除の請求)
- 第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたとき、その削除を請求することができる。
- (中止の請求)
- 第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)がされていると認めると

きは、その中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
  - (2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(説明及び助言)

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあっては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をした者（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合）にあっては、当該延長後の期間内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以

下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対して、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し（前条第3項に規定する写しを含む。）の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第5章 救済手続

(救済手続)

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかにな不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

## 第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、催告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っているときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を催告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による催告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであつて、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したものである若しくは全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(その業務上収集されたものであつて、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

枚方市個人情報保護条例

枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 実施機関等における個人情報の取扱い（第4条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第13条）
- 第4章 保有個人情報の開示等（第14条—第27条）
- 第5章 救済手続（第28条・第29条）
- 第6章 雑則（第30条—第35条）
- 第7章 罰則（第36条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、並びに保有個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止を求め、市民の権利の保障に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会の議長をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の利用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

5 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記載されているものに限る。

7 この条例において「保有特定個人情報」とは、特定個人情報に該当する保有個人情報をいう。

8 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。

10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

11 この条例において「受託業務」とは、実施機関から個人情報取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が当該委託を受けた業務をいう。

12 この条例において「指定管理業務」とは、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が市の条例の定めるところにより行う業務をいう。（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たつては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するよう

なことがあってはならない。

## 第2章 実施機関等における個人情報の取扱い

### (個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を保管してはならない。

2 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならぬ。

3 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

### (利用目的及び取得項目の明示)

第5条 実施機関は、本人又はその法定代理人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限る。以下この章及び第4章において同じ。)から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人又はその法定代理人に対し、その利用目的及び取得しようとする項目(以下この条において「取得項目」という。)を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的又は取得項目を本人又はその法定代理人に明示することにより、実施機関、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第99号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的又は取得項目が明らかであると認められるとき。

### (正確性の確保及び安全確保の措置)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、受託者、指定管理者又は受託業務若しくは指定管理業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が受託業務又は指定管理業務を行う場合について準用する。

### (従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務若しくは指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

3 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、要配慮個人情報(特定個人情報を除く。)を収集し、又は個人情報(特定個人情報並びに法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する個人情報を除く。)を本人若しくはその法定代理人以外の中から収集してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、公益上要配慮個人情報収集し、又は個人情報を本人若しくはその法定代理人以外の中から収集する必要があると認めたととき。

4 法令等、規則等の規定により実施機関に対して申請、届出その他これらに類する行為があつたときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

### (利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報にあつては第1号に、保有特定個人情報以外の保有個人情報にあつては第2号から第7号までのいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(情報提供等記録であるものを除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 本人又はその法定代理人の同意があるとき。

(4) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。

(5) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(6) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。

(7) 第2号から前号までに掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用する必要があると実施機関

が認めるとき。

- 3 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき（法令等により当該保有個人情報を提供することが義務付けられているときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人若しくはその法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該保有個人情報が公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があるとき、実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する必要があると認めるとき。

- 4 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報の提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報の保有等)

第11条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届けなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務の名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 個人情報ファイルに記録される項目（次項第2号において「記録項目」という。）
- (6) 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(7) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この項及び次項において「記録情

報」という。）の収集方法

- (8) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (9) 記録情報を経常的に提供する場合（前条第3項第5号の規定により提供する場合を除く。）には、その提供先

(10) 個人情報ファイルが電子計算機による情報処理の用に供されるときは、その旨

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。  
(1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 前項の規定による届出に係る記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(4) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめ、又は同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、保有をやめようとする旨又は当該変更しようとする事項を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告し、及び公表しなければならない。

(委託先等の監督)

第12条 実施機関は、受託業務又は指定管理業務において取り扱われる個人情報の安全管理が図られるよう、受託者又は指定管理者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託業務又は指定管理業務の全部若しくは一部の委託をする者は、当該委託をする業務において取り扱われる個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(電子計算機の接続の禁止)

第13条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、実施機関の使用する電子計算機（保有個人情報が記録されている電子計算機であって、当該保有個人情報を実施機関以外の者が随時に取得し得る状態に置かれたものに限る。）と実施機関以外の者が使用する電子計算機との電気通信回線による接続を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上当該接続を行う必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 保有個人情報の開示等

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者)にあっては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者)にあっては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の開示を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
  - (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
  - (3) 本人の相続人
- (保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項各号及び第3項各号に掲げる者)による開示請求にあっては、当該本人。以下この項、次条第2項及び第25条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されている情報

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び次号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、開示請求者以外の個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(6) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(8) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 個人の評価、判定、診断、診断、選考、相談又は指導に係る事務に関し、率直な意見若しくは必要な内容を記録することを著しくためらわせ、又は当該個人との信頼関係を著しく損なうこと。

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこ



は、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時における配偶者並びに本人の子及び父母
- (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
- (3) 本人の相続人  
(保有個人情報の訂正義務)

第20条 実施機関は、前条の規定による請求(以下「訂正請求」という。)があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 第18条の規定は、訂正請求があった場合について準用する。  
(利用停止等請求権)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかか該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有個人情報保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条第1項若しくは第3項の規定に違反して保管若しくは保有されているとき、第8条第2項若しくは第3項の規定に違反して収集されているとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条第1項から第3項(第5号を除く。)までの規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第10条第3項第5号の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止又は消去

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記載されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつては、その者が相続により取得した財産に係るものに限る。)が第1項各号のいずれかか該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する

と。  
ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益開示しないことが適当であると認めた情報

2 前条第3項各号に掲げる者による開示請求に関する前項第1号及び第2号イの規定の適用については、同項第1号中「生命、健康、生活又は財産」とあるのは「名誉又は尊厳」と、同項第2号イ中「予定されている」とあるのは「予定されていた」とする。  
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に掲げる情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。  
(裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。  
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
(訂正請求権)

第19条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による請求(第3号に掲げる者にあつては、保有特定個人情報に係る請求に限る。)をすることができる。

- (1) 本人の法定代理人
- (2) 本人(自ら前項の規定による請求をすることができないと認められる者に限る。)の委任による代理人
- (3) 本人(前号の本人を除く。)の委任による代理人

3 次に掲げる者は、死亡した個人を本人とする保有個人情報(第3号に掲げる者にあつて



実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 本人の死亡当時に於ける配偶者並びに本人の子及び父母
- (2) 前号に掲げる者がいない場合における本人の二親等以内の血族
- (3) 本人の相続人

(保有個人情報利用の停止等義務)

第22条 実施機関は、前条の規定による請求（以下「利用停止等請求」という。）があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、この限りでない。

2 第18条の規定は、利用停止等請求があった場合について準用する。

(開示等請求の手續)

第23条 開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下「開示等請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 開示等請求に係る保有個人情報の内容その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示等請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該開示等請求に係る保有個人情報の本人、その代理人その他この条例の規定により開示等請求をすることができる者であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示等請求をしようとする者に対し、当該開示等請求に係る保有個人情報の特定に関し参考となる情報の提供その他当該開示等請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による請求書の提出があった場合において、その記載事項に不備があり、又は第2項に規定する資料の提出若しくは提示がないと認めるときは、速やかに、開示等請求をした者（以下「開示等請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示等請求に対する決定及び通知)

第24条 実施機関は、開示等請求があったときは、当該開示等請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求又は利用停止等請求にあっては30日以内に、次に掲げるいずれかかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

- (1) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示、訂正又は利用停止等（以下「開示等」という。）をすることを旨の決定
- (2) 当該開示等請求に係る保有個人情報の一部の開示等をすることを旨の決定
- (3) 当該開示等請求に係る保有個人情報の全部の開示等をしない旨の決定
- (4) 第18条（第20条第2項及び第22条第2項）において準用する場合を含む。）の規定による開示等請求を拒否することを旨の決定

(5) 開示等請求に係る保有個人情報を保有していないため開示等をすることができない旨の決定

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示等請求があった日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求又は利用停止等請求にあっては60日を限度として、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（開示決定等を行う時期が明らかでないときは、その時期を含む。）を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、その内容を開示等請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該開示決定等が第1項第2号から第5号までに掲げる決定であるときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

(開示請求に係る第三者保護に関する手續)

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第29条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合において、開示決定等を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示請求に対する前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第15条第2号ロ、第4号ただし書又は第5号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報第17条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をするときは、当該決定の日と開示を行う日との間に少な

くとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見書（第29条第3項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、当該決定の内容及びその理由並びに開示を行う日を書面により通知しなければならぬ。

（開示等の実施）

第26条 実施機関は、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該保有個人情報の開示等を行わなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

（1） 文書又は図画に記載されている保有個人情報 保有個人情報の記載されている文書又は図画の閲覧又は写しの交付

（2） 電磁的記録に記載されている保有個人情報 保有個人情報が記録されている電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 実施機関は、前項各号に定める方法による保有個人情報の開示を行うことにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条の規定による保有個人情報の開示を行うときその他相当の理由があるときは、同項各号に定める方法とは異なる方法により保有個人情報の開示を行うことができる。

4 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正又は利用停止等を行ったときは、当該訂正請求又は利用停止等請求をした者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。）をいう。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（手数料等）

第27条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者は、公文書の写し（前条第2項第2号又は第3項に規定する方法により開示を行うことによつて交付することとなるものを含む。以下同じ。）の交付により保有個人情報の開示を受ける場合においては、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 救済手続

（審判員による審理手続に関する適用除外）

第28条 開示決定等及び開示等請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

（審査会への諮問等）

第29条 前条の審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政庁である実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

2 審査会における調査審議の手続は、行政不服審査法第5章第1節第2款の規定の例によるほか、審査会が定める。この場合における提出資料の閲覧等に係る費用負担については、第27条第2項及び第3項の規定の例による。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第5項において同じ。）

（2） 開示等請求者が前号に掲げる者でない場合にあつては、当該開示等請求者

（3） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者が第1号に掲げる者でない場合にあつては、当該第三者

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する審査会の答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決を行うものとする。

5 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に対する第三者からの審査請求に対する裁決（当該決定の全部を取り消す旨の裁決を除く。）

（2） 審査請求に係る第24条第1項第2号から第5号までに掲げる決定を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 雑則

（市長の助言等）

第30条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

2 市長は、個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の取扱いに当たって個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

（出資法人への要請）

第31条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

#### (運用状況の公表)

第32条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運用状況を公表するものとする。

#### (他の制度との調整)

第33条 第4章の規定は、法令等の規定によりその閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付又は訂正、利用の停止、消去若しくは提供の停止(保有特定個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付を除く。)の手続が定められている保有個人情報については、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、第4章の規定(保有個人情報の開示に係る部分に限る。)は、市民の利用に供することを利用目的とする保有個人情報については、適用しない。

#### (事業者に対する指導、勧告等)

第34条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っているときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができるとする。

4 前項の規定による事実の公表は、市民の権利利益が不当に侵害されることを防止するために必要な範囲内において行われなければならない。

#### (委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイル(第2条第8項第1号に掲げる情報の集合物に係るもの(番号法第48条に規定する特定個人情報ファイル)に該当するものを除く。)に限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報(その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているもの(番号法第2条第5項に規定する個人番号を除く。))に限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 受託者又は指定管理者である法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項(特定個人情報を除く。)が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 第36条、第37条及び前条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第41条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項第1号又は第2号に掲げる決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 改正後の枚方市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第11条及び附則第6項 平成29年12月1日

(2) 新条例第6条第3項(受託者及び指定管理者に係る部分を除く。)及び第12条第2項並びに附則第3項 平成30年4月1日  
(枚方市特定個人情報保護条例の廃止)

2 枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号)は、廃止する。

#### (経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定は、その施行の日以後に締結した契約又は同日以後にした枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定による指定に係る受託業務又は指定管理業務について適用する。

4 新条例第4条第2項及び第3項、第9条第1項並びに第10条第2項の規定は、平成29年11月30日までの間、法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)については、これを適用しない。

5 平成29年11月30日までの間、新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「要配慮個人情報」とあるのは、「改正前の枚方市個人情報保護条例第7条第2項本文に規定する個人情報」とする。

6 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについては、新条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「附則第1項第1号に掲げる規定の施行後遅滞なく」とする。

7 新条例第4章の規定は、平成30年3月31日までの間、自己又は死亡した個人を本人とする保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)のうち、改正前の枚方市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第16条第1項に規定する公文書以外に記録されているものについては、これを適用しない。

8 この条例の施行前にされた旧条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求及

び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例第20条第1項に規定する自己情報の開示等の請求については、それぞれ開示等請求とみなす。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新条例の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

10 枚方市附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

#### 枚方市個人情報保護条例施行規則

平成10年8月5日  
規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成9年枚方市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第2条 条例第8条第3項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第3条 条例第9条第1項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第2号）を当該個人情報保管する課の個人情報管理責任者（第8条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならぬ。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第3号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第4条 実施機関は、条例第10条第1項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当しない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外利用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第5条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第4号）を作成するものとする。

(1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合

(2) 個人情報目的の再利用承認書を作成している場合  
(目的の再利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的の再利用等通知書(様式第5号)により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(個人情報のファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 個人情報の収集の方法及び時期

(2) 個人情報ファイルの記録形態等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第7号)により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。  
(個人情報管理責任者)

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則(平成15年枚方市規則第38号)第3条第1項の表に規定する課長の職にある者(これに相当する職を含む。)をもって充てる。

(処理委託等の条件)

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項(契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。)について条件を付すものとする。

(1) 秘密保持の義務

(2) 目的外使用の禁止

(3) 複写の禁止

(4) 提供資料の返還義務

(5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務

(6) 事故報告義務

(7) 再委託等の禁止又は制限

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

(自己情報の開示等の請求手続)

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 請求の区分

(2) 訂正、削除又は中止の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人

(2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類

(2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類  
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第9号)により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)  
第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書(様式第10号)  
(2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書(様式第11号)

(3) 自己情報の開示等をしていない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書(様式第12号)

(4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書(様式第13号)  
(第三者に対する通知)

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書(様式第14号)により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書(様式第15号)により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第16号)により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合は除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の

立会いの上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
  - (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付
  - (3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付
  - (4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付
- 3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。
- 4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書（様式第17号）により行うものとする。
- 5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。（写しの交付に要する費用）
- 第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。
- 2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。（出資法人）
- 第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。（運用状況の公表）
- 第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 個人情報ファイルの届出等の状況
- (2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要
- (3) 電子計算組織による主な事務処理状況
- (4) 開示等の請求及び決定の状況
- (5) 不服申立ての状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## 枚方市個人情報保護条例施行規則

平成29年9月13日  
条例第67号

枚方市個人情報保護条例施行規則（平成10年枚方市規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（個人識別符号）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換したものの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び被保険者番号

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び被保険者番号

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び被保険者番号

- (10) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (15) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (16) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (19) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年／総理府／文部省／自治省／令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第5項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする

る記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
- イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
- ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
- ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含む、前号に掲げるものを除く。）
- ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に關連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷、その他の心身の変化を理由として、本人に対して、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に關する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に關する手続が行われたこと。
- (個人情報ファイル)
- 第5条 条例第2条第8項第2号の規則で定めるものは、これに含まれる保有個人情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の保有個人情報を容易に検索することができると体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。
- (利用及び提供の手続)
- 第6条 実施機関は、条例第9条第2項第5号若しくは第6号又は第10条第3項第4号若しくは第5号の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は他の実施機関から提供を受けて利用したときは、当該保有個人情報を利用した課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の長に、保有個人情報目的の外用記録票（様式第1号）を作成させなければならない。
- 2 保有個人情報目的の外用記録票は、保有個人情報を利用した都度、速やかに作成させなければならない。ただし、1会計年度を通じて継続的に、又は反復して、同一の目的において同一の保有個人情報の項目を利用することが確実であると見込まれるときは、一括して作成させることができる。
- 3 実施機関は、条例第10条第1項又は第3項の規定により保有個人情報を実施機関以外の



ものに提供する場合において必要と認めるときは、第8条第2項各号に掲げる事項のうち、必要と認めるものについての条件を付さなければならぬ。

(個人情報ファイルの届出)

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル保有届出書(様式第2号)により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル(廃止・変更)届出書(様式第3号)により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。(委託に際して講じるべき措置)

第8条 実施機関は、番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務又は同条第11項に規定する個人番号関係事務の全部又は一部の委託をしようとするときは、条例第6条第2項の規定による措置と同等の措置を講じることができると認めると委託するものとする。

2 実施機関は、受託業務に係る契約書又は仕様書、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第6条第1項の協定その他これらに類する書類に次に掲げる事項(当該受託業務又は指定管理業務(以下この項において「受託業務等」という。)の性質又は目的により該当しない事項を除く。)を定めるものとする。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 個人情報の取扱場所の制限に関する事項
- (3) 個人情報の目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複製の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務に関する事項
- (6) 個人情報の取扱いに従事する者の明確化に関する事項
- (7) 個人情報の取扱いに従事する者に対する監督及び教育義務に関する事項
- (8) 個人情報の取扱状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における報告義務に関する事項
- (10) 個人情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合における損害賠償等の責任に関する事項
- (11) 受託業務等において特定個人情報情報が取り扱われない場合においては、受託業務等の委託の禁止又は制限に関する事項
- (12) 受託業務等において特定個人情報情報が取り扱われる場合においては、受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対して付すべき当該特定個人情報の取扱いの条件に関する事項
- (13) 受託業務等の委託をする場合における当該委託を受ける者に対する監督義務に関する事項
- (14) 前号の監督義務の実施状況に係る検査又は報告の求めに応じる義務に関する事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(16) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約の解除又は枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条第1項の規定による指定の取消し若しくは業務の停止の命令に関する事項

(開示等請求の手続)

第9条 条例第23条第1項の請求書は、保有個人情報開示等請求書(様式第4号)とするものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める資料は、当該開示等請求をしようとする者(本人の委任による代理人が法人である場合においては、現に開示等請求の任に当たっている者)の個人番号カード(番号法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類(保有個人情報開示等請求書を郵便により提出する場合においては、これらの書類を複写機により複写したものの)のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(第1号から第3号までに定める書類にあっては、開示等請求をする日前30日以内に作成され、又は発行されたものに限る。)とする。

- (1) 本人の法定代理人が開示等請求をする場合 戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類
- (2) 本人の委任による代理人(法人を除く。)が開示等請求をする場合 本人の委任状(委任状に押印された本人の印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
- (3) 本人の委任による代理人(法人に限る。)が開示等請求をする場合 前号に定める書類及び次に掲げるいずれかの書類  
イ 代理人の代表者の資格を証する書類  
ロ 代理人の委任状(委任状に押印された法人の印鑑及び法人の代表者の印鑑に係る印鑑証明書が添付されたものに限る。) その他現に開示等請求の任に当たっている者と代理人との関係を証する書類として実施機関が認める書類
- (4) 死亡した個人を本人とする保有個人情報の開示等請求をする場合 次に掲げる書類  
イ 本人の除かれた戸籍の謄本その他本人が死亡していることを証するものとして実施機関が認める書類  
ロ 条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者においては、戸籍謄本、戸籍の全部事項証明書その他本人と開示等請求をしようとする者との続柄を証する書類として実施機関が認める書類  
ハ 条例第14条第3項第2号、第19条第3項第2号又は第21条第3項第2号に掲げる者においては、条例第14条第3項第1号、第19条第3項第1号又は第21条第3項第1号に掲げる者がいないことを証する書類として実施機関が認める書類及びロに掲げる書類  
ニ 条例第14条第3項第3号、第19条第3項第3号又は第21条第3項第3号に掲げる者においては、開示等請求に係る保有個人情報に係る財産について本人の相続人で



あることを証する書類として実施機関が認める書類

3 条例第23条第4項の規定による補正の求めは、保有個人情報開示等請求書補正通知書（様式第5号）により行うものとする。

（開示等請求に係る決定期間の延長）

第10条 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示等決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（開示等請求に係る決定の通知）

第11条 条例第24条第3項及び第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第24条第1項第1号に掲げる決定 保有個人情報開示等決定通知書（様式第7号）

(2) 条例第24条第1項第2号に掲げる決定 保有個人情報部分開示等決定通知書（様式第8号）

(3) 条例第24条第1項第3号に掲げる決定 保有個人情報非開示等決定通知書（様式第9号）

(4) 条例第24条第1項第4号に掲げる決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第10号）

(5) 条例第24条第1項第5号に掲げる決定 保有個人情報不存在決定通知書（様式第11号）

（第三者に対する意見書の提出機会の付与）

第12条 実施機関は、条例第25条第1項又は第2項の規定により第三者に対して意見書の提出の機会を与えようとするときは、第三者情報開示請求通知書（様式第12号）によりその旨を当該第三者に通知するものとする。

2 第三者情報開示請求通知書を受けた第三者は、前項の意見書を提出しようとするときは、第三者情報開示請求意見書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第25条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（開示等の実施方法等）

第13条 条例第26条第2項又は第3項の規定による保有個人情報の開示（郵便により公文書の写し（条例第27条第2項に規定する公文書の写しをいう。以下同じ。）を交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、当該保有個人情報保有する課の担当職員との立会いの上で行うものとする。

2 条例第26条第2項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧

3 条例第26条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等

の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) マイクロフィルム以外の文書等 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第26条第2項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号に掲げる方法については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写したものを容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、第2項第1号又は前項第3号の方法により現に開示を行っている公文書又は同号の専用機器を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該開示を中断し、又は中止することができる。

6 条例第26条第4項の規定による通知は、訂正・利用停止等実施通知書（様式第15号）により行うものとする。

7 条例第26条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書（様式第16号）により行うものとする。

（交付部数及び費用負担）

第14条 公文書の写しを交付することにより開示を行う場合における当該交付する公文書の写しの部数は、1部とする。

2 条例第27条第2項の公文書の写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公文書の写しの作成に要する費用 別表の中欄に掲げる公文書の写しの区分ごとに同表の右欄に定める額

(2) 公文書の写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

3 前項の費用の額は、公文書の写しの交付を受けるまでに、市に納付しなければならない。

4 実施機関は、開示請求者（当該開示請求者が本人の代理人である場合にあつては、当該本人）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第27条第3項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合 当該公文書の写しの作成に要する費用に相当する額

(2) 経済的困難その他特別の理由が認められる場合（前号に該当する場合を除く。） 実施機関が適当と認める額

（出資法人）

第15条 条例第31条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準

1	用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円 日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円 日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円 日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円 日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円 日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合には、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

するものの2分の1以上の額を出資している法人とする。  
(運用状況の公表)

第16条 条例第32条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 個人情報ファイルの届出の状況
- (2) 開示等請求及び開示決定等の状況
- (3) 条例第28条の審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項  
(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 改正後の枚方市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条並びに様式第2号及び様式第3号 平成29年12月1日

(2) 新規則第8条第2項（第13号及び第14号に係る部分に限る。） 平成30年4月1日

（枚方市特定個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 枚方市特定個人情報保護条例施行規則（平成27年枚方市規則第57号）は、廃止する。  
(経過措置)

3 平成30年3月31日までの間、特定保有個人情報以外の保有個人情報に係る開示請求についての新規則様式第4号の規定の適用については、同様式中「

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 用紙	<input type="checkbox"/> 光ディスク
			<input type="checkbox"/> 郵送希望	
			<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望	

」とあるのは、「

<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 郵送希望
	<input type="checkbox"/> 写しの作成費用減免希望	

」とする。

4 この規則の施行前に改正前の枚方市個人情報保護条例施行規則（第7条の規定を除く。）及び附則第2項の規定による廃止前の枚方市特定個人情報保護条例施行規則（第2条の規定を除く。）の規定によってなされた手続その他の行為は、新規則中これらに相当する規定があるときは、それぞれ新規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。  
別表（第14条関係）

項	交付する写しの区分	費用の額
---	-----------	------

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)
  - 第 2 章 特定個人情報の収集等の制限等 (第 6 条—第 9 条)
  - 第 3 章 特定個人情報の適正管理 (第 10 条—第 15 条)
  - 第 4 章 自己情報の開示等 (第 16 条—第 25 条)
  - 第 5 章 救済手続 (第 26 条)
  - 第 6 章 雑則 (第 27 条—第 30 条)
- 第 1 章 総則
- (目的)
- 第 1 条 この条例は、市における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに市が保有する特定個人情報の開示、訂正、削除、利用の中止及び提供の中止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図るとともに、特定個人情報を取り扱う者の責務を明らかにすることを目的とする。
- (定義)
- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
  - (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
  - (3) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルである個人情報をいう。
  - (4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
  - (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
  - (6) 本人 特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、特定個人情報の保護に関し必要な措

置を講じるとともに、特定個人情報の保護の重要性に関し事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、実施機関の職員に対し、特定個人情報取扱いに係る教育及び研修を行うとともに、その指導及び監督に当たらなければならない。

3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。  
(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、特定個人情報を取り扱うときは、特定個人情報保護の重要性を認識し、及び当該保護に関し必要な措置を講ずるとともに、当該保護に関する市の施策に協力しなければならない。  
(市民の責務)

第 5 条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、特定個人情報を適切に取り扱うとともに、特定個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第 2 章 特定個人情報の収集等の制限等  
(収集等の制限)

第 6 条 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

2 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たつては、法令等で定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その収集の目的をできる限り特定しなければならない。  
3 実施機関は、前項の規定により特定された収集の目的（以下「収集目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。  
(収集目的の明示)

第 7 条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該本人に対し、その収集目的を明示しなければならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - (2) 収集目的を本人に明示することにより、当該本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 収集目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 収集の状況からみて収集目的が明らかであると認められるとき。
- (利用の制限)

第 8 条 実施機関は、収集目的の範囲を超えて、その保有する特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、

収集目的の範囲を超えて、その保有する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を当該実施機関内において利用することができる。ただし、その保有する特定個人情報を収集目的の範囲を超えて当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

（提供の制限）

第9条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、その保有する特定個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。

### 第3章 特定個人情報の適正管理

（特定個人情報ファイルの保有の届出等）

第10条 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 特定個人情報ファイルの名称
- (3) 特定個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 特定個人情報ファイルの収集目的
- (5) 特定個人情報ファイルに記録する特定個人情報の項目
- (6) 特定個人情報ファイルに記録する個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る特定個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があつたときは、その内容について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するとともに、これを公表し、及び市民の閲覧に供さなければならない。

（適正な維持管理）

第11条 実施機関は、特定個人情報の適正な維持管理を図るため、特定個人情報管理責任者を定めるとともに、その保有する特定個人情報に関し次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 収集目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新なものとすること。
- (2) 漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要がなくなった特定個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

（委託業務の適正管理）

第12条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、特定個人情報の取扱いを伴う業務の委託に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、受託者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、受託業務の全部又は一部の委託を受けた者（受託者を除く。）について準用する。

4 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（指定管理業務の適正管理）

第13条 実施機関から特定個人情報の取扱いを伴う業務を含む公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、特定個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の規定に当たっては、特定個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、指定管理者に特定個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理業務の一部の委託を受けた者について準用する。

4 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（電子計算組織による特定個人情報の記録）

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して特定個人情報処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、番号法に定めがあるときは、この限りでない。

2 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、次の各号に掲げる事項に関する特定個人情報電子計算組織に記録してはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
- （電子計算組織の結合の禁止）

第15条 実施機関は、番号法に定めがある場合を除き、特定個人情報処理に当たつて、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### 第4章 自己情報の開示等

（開示の請求）

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする特定個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る自己情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 請求者（第20条第2項の規定により同項に規定する代理人が本人に代わって開示請求をする場合）については、当該本人をいう。以下この号、第22条及び第25条第2項において同じ。）以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、請求者以外のもの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要であると認めたもの

3 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が含まれている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

4 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第2項各号に規定する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、自己情報（情報提供等記録を除く。この条及び次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。
  - (2) 第6条第1項の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
  - (3) 第6条第3項の規定に違反して保有されているとき。
  - (4) 第8条に違反して利用されているとき。
  - (5) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録がされているとき。
- (中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、自己情報が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自己情報の利用の中止を請求することができる。

2 何人も、実施機関に対し、自己情報が第9条に違反して提供されていると認めるときは、

当該自己情報の提供の中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって自己情報の開示等の請求をすることができる。
- 3 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、第1項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(情報の提供等)

第21条 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者が容易かつ的確に当該自己情報の開示等の請求をすることができるよう、当該請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、自己情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）、自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）又は自己情報の利用の中止若しくは提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）にあっては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をさうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示請求にあっては45日を、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定（第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合、同条第4項の規定により自己情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長され

た場合にあっては、当該延長後の期間内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

6 実施機関は、情報提供等記録の開示請求又は訂正請求について、他の実施機関に事案を移送しないものとする。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、当該開示請求に係る前条第1項の決定(以下「開示の決定」という。)をすることに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報に第16条第2項第4号に規定する情報が含まれている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による手続をとった場合において、当該自己情報を開示するとき(第三者が開示に反対する旨の意見を述べたときに限る。)は、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、規則で定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、当該自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる自己情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図面に記録されている自己情報 自己情報が記録されている文書又は図面の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている自己情報 自己情報が記録されている電磁的記録の種類別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項各号の方法による自己情報の開示により公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、他の方法によることができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除、利用の中止又は提供の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものをいう。)をいう。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、写しの交付により自己情報の開示を受ける場合においては、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

## 第5章 救済手続

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市附属機関条例表1の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

## 第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、特定個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第28条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第29条 訂正請求、削除請求又は中止請求に関する規定は、法令等の規定によりそれらの請求の手続が定められている場合については、適用しない。

2 自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供の中止について、枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)の相当規定による請求があつた場合においては、この条例によるそれらの請求があつたものとみなす。

3 この条例は、この条例に定めのない事項についての枚方市個人情報保護条例の規定の適用を妨げるものではない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市特定個人情報保護条例（平成27年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報ファイルの保有の届出等）

第 2 条 条例第10条第 1 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル保有届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 条例第10条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特定個人情報の収集の方法及び時期

(2) 特定個人情報ファイルの記録形態等

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第10条第 2 項の規定による届出は、特定個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第 2 号）により行うものとする。

4 条例第10条第 3 項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

5 実施機関は、条例第10条第 1 項又は第 2 項の規定による届出のほか、条例第 8 条第 2 項の規定により、その保有する特定個人情報を利用し、又は利用させたときは、速やかに、特定個人情報利用記録票（様式第 3 号）を作成するものとする。この場合において、実施機関は、当該特定個人情報の利用状況について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）別表 1 の表に規定する枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。

（特定個人情報管理責任者）

第 3 条 条例第11条の特定個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者（これに相当する職を含む。）をもって充てる。

（業務の委託等に当たって講じる措置）

第 4 条 実施機関は、条例第12条第 2 項の業務の委託又は条例第13条第 2 項の指定に当たっては、次に掲げる事項について、受託者又は指定管理者（以下「受託者等」という。）と締結する契約書等において明記するものとする。

(1) 秘密保持の義務

(2) 特定個人情報の取扱いに際して設定された場所からの特定個人情報の持出しの禁止

(3) 特定個人情報の目的外使用の禁止

(4) 特定個人情報の複製の禁止

(5) 特定個人情報の返却又は消去若しくは廃棄の義務

(6) 受託業務又は指定管理業務（以下「受託業務等」という。）に従事する者の明確

化

(7) 受託業務等に従事する者に対する監督及び教育義務

(8) 受託業務等の履行状況に係る市の検査又は報告の求めに応じる義務

(9) 特定個人情報情報の漏えい等が発生した場合の受託者等の損害賠償等の責任

(10) 受託業務等の委託（以下「再委託」という。）における条件

(11) 再委託の相手方に対する受託者等の監督義務

(12) 前号の監督義務の履行状況の報告義務

(13) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(14) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除又は指定の取消し等に関する事項（自己情報の開示等の請求手続）

第 5 条 条例第20条第 1 項に規定する請求（以下「自己情報の開示等の請求」という。）は、自己情報開示等請求書（様式第 4 号）により行うものとする。

2 条例第20条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 請求の区分

(2) 開示請求にあつては、条例第24条第 2 項に規定する開示の方法のうち、開示請求をしようとする者が希望する開示の方法

(3) 訂正請求、削除請求又は中止請求にあつては、その内容

(4) 代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合には、代理人の種別並びに本人の氏名及び住所

(5) 自己情報の開示等の請求をしようとする者の連絡先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第 3 項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 個人番号カード、運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が認める書類（郵送により当該請求をしようとする場合にあっては、これらを複写機により複写したもの。）

(2) 法定代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 当該法定代理人に係る前号に規定する書類及び戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明書又は登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として市長が認める書類

(3) 本人の委任による代理人が自己情報の開示等の請求をしようとする場合（次に定める場合を除く。） 当該代理人に係る第 1 号に規定する書類並びに本人の印鑑を押し印した委任状及び当該押し印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類

(4) 本人の委任による代理人（法人である場合に限る。）が自己情報の開示等の請求をしようとする場合 当該代理人の代表者の資格を証する書類及び印鑑証明書並びに現に当該請求の任に当たっている者に係る第 1 号に規定する書類及び当該代理人の当該請求の任に当たっている者に対する委任状並びに本人の印鑑を押し印した委任状及び

当該押印した印鑑に係る印鑑登録証明書その他当該代理人であることを証する書類として市長が認める書類

4 前項各号に定めるもののほか、郵送により自己情報の開示等の請求をしようとする者は、その者に係る住民票の写し又は住民票に記載されている事項を記載した書類その他その者が同項第1号に規定する書類に記載された者であることを示すものとして市長が認める書類を実施機関に提出しなければならない。

(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第6条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(自己情報の開示等の請求に係る決定の通知)

第7条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書(様式第6号)

(2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書(様式第7号)

(3) 自己情報の開示等を行わない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書(様式第8号)

(4) 自己情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否する旨の決定をした場合 自己情報存否応答拒否決定通知書(様式第9号)

(5) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書(様式第10号)

(第三者の意見の聴取等の通知等)

第8条 条例第23条第1項の規定による第三者の意見の聴取及び同条第2項の規定による第三者の意見を述べる機会の付与は、第三者意見照会書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第23条第1項及び第2項の規定による第三者の意見の聴取等に対する第三者の意見の陳述は、第三者意見書(様式第12号)により行うものとする。

3 条例第23条第3項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第三者に関する情報の開示決定をした旨及びその理由

(2) 第三者に関する情報の開示を実施する日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第23条第3項後段の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(自己情報の開示の実施方法等)

第9条 条例第24条第2項又は第3項の規定による自己情報の開示(郵送により写しを交付する場合を除く。)は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 条例第24条第2項第1号の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等(当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該文書等の写し)の閲覧

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧

3 条例第24条第2項第1号の規定による文書等の写しの交付は、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書等(次号に掲げるものを除く。) 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの(複写機による複写が困難な場合にあつては、当該文書等をデジタルカメラにより撮影し、又はスキヤナ等の機器を用いて読み取ってできた電磁的記録(以下「当該文書等の電磁的記録」という。)を用紙に出力したものという。)又は当該文書等の電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 条例第24条第2項第2号の規則で定める方法は、次に定める方法とする。ただし、第2号の方法による交付については、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより当該複写を容易に作成することができる場合に限る。

(1) 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(3) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するため準備付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

5 実施機関は、閲覧又は視聴による開示を受けている者が自己情報が記録されている文書等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を中止し、他の方法による閲覧に変更することができる。

6 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書(様式第14号)により行うものとする。

7 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

8 条例第24条第5項の規定による通知は、訂正実施通知書(様式第15号)により行うものとする。

(写しの交付に要する費用)

第10条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 別表に定める額

(2) 写しの送付に要する費用 日本郵便株式会社による郵便料金に相当する額

2 前項の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。



3 条例第25条第3項の規定により、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除できる場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該減額し、又は免除することができる額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該自己情報の開示の請求を行った者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に定める保護を受けている場合 当該写しの作成に要する費用の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該自己情報の開示の請求を行った者（当該者が代理人である場合にあっては、当該請求に係る本人）について、天災その他市長が特別の事情があると認められる場合 当該写しの作成に要する費用のうち市長が定める額
- 4 条例第25条第3項の規定による写しの作成に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、実施機関に対し、写しの作成費用減免申出書（様式第16号）を提出しなければならない。

（運用状況の公表）

第11条 条例第28条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの保有の届出等の状況
- (2) 電子計算組織に記録している特定個人情報情報の記録項目の概要
- (3) 電子計算組織による特定個人情報情報の主な事務処理状況
- (4) 自己情報の開示等の請求及び決定の状況
- (5) 不服申立ての状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

別表（第10条関係）

	交付する写しの区分	費用の額
1	用紙に複写し、印刷し、又は出力したものの	日本工業規格A列0番の用紙1枚につき50円
		日本工業規格A列1番の用紙1枚につき30円
		日本工業規格A列2番の用紙1枚につき20円
		日本工業規格A列3番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格A列4番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格B列4番の用紙1枚につき10円
		日本工業規格B列5番の用紙1枚につき10円
2	光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

備考 用紙の両面に複写し、印刷し、又は出力する場合には、片面を1枚として費用の額を算定するものとする。ただし、日本工業規格A列4番及びB列5番の用紙の両面又は片面2枚に複写し、印刷し、又は出力する場合には、当該両面又は当該片面2枚を日本工業規格A列3番又はB列4番の用紙1枚とみなして費用の額を算定する。

## 枚方市附属機関条例

平成24年9月13日  
条例第35号

（設置等）

第1条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

（委員の委嘱）

第2条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

（臨時委員）

第3条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第4条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合には、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

（会議の公開）

第6条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成

することができない会議

2 附属機関の会議の議事の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。  
(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

#### 1 市長の附属機関

名称	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
【略】 枚方市次に掲げる事項に関する調査審議会 情報公開・個人情報保護審議会	【略】 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)及び枚方市特定個人情報保護条例(平成27年枚方市条例第23号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度、個人情報保護制度及び特定個人情報保護制度の運営に関する重要事項	【略】 15人以上	【略】 (1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	【略】
枚方市情報公開条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服審査会	枚方市個人情報保護条例第10条第1項、枚方市個人情報保護条例第22条第1項及び枚方市特定個人情報保護条例第26条第1項の決定についての不服審査会	5人以上	学識経験を有する者	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】



情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 平成29年度  
平成30年10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>